

情報公開・個人情報保護制度運用状況

平成30年度版

さいたま市 総務局 総務部

行政透明推進課

目次

C O N T E N T S

◆ 情報公開制度 ◆

| | | |
|-----|---------------------|----|
| I | 情報公開制度のあらまし | 1 |
| II | 情報公開制度の運用状況 | 4 |
| 1 | 行政情報開示の実施状況概要 | 4 |
| 2 | 行政情報開示決定に係る不服申立ての状況 | 42 |
| III | 情報公開コーナー | 45 |
| 1 | 情報公開コーナーの概要 | 45 |
| 2 | 情報提供の実施状況 | 46 |

◆ 個人情報保護制度 ◆

| | | |
|----|----------------------|----|
| I | 個人情報保護制度のあらまし | 49 |
| II | 個人情報保護制度の運用状況 | 53 |
| 1 | 個人情報開示等の実施状況概要 | 53 |
| 2 | 個人情報開示等決定に係る不服申立ての状況 | 70 |

◆ 情報公開・個人情報保護審査会 ◆

| | | |
|----|--|------|
| I | 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況 | 71 |
| II | 情報公開・個人情報保護審査会 答申 | 75 |
| | 答申第 154 号 「預金調査にかかる回答書」の不開示決定に対する審査請求 | … 75 |
| | 答申第 155 号 「行政透明推進課が保有する北浦和図書館における個人情報の漏えいに関する行政情報すべて メール等も含む」の一部開示決定に対する異議申立て | … 80 |
| | 答申第 156 号 「岩槻区小溝の特定地番の都市計画法に関する書類」の一部開示決定に対する審査請求 | … 83 |
| | 答申第 157 号 「行政透明推進課が保有する大宮区役所新庁舎整備に関する市民説明会に係る個人情報取扱事務台帳」の不開示決定に対する異議申立て | … 87 |
| | 答申第 158 号 「平成 28 年度の福祉課係長の件に関して上司の参事・課長に対して接見面談を申し入れたが拒否されたので部下の職員に文章で開示するよう申し出ている件」の不開示決定に対する審査請求 | … 90 |
| | 答申第 159 号 「平成 27 年 12 月 7 日 総合政策委員会にて契約管理部長が某委員より情報提供された、緑区にある写真店のホームページのコピー及び同コピーが庁内で情報の共有がされたことわかるもの」の一部開示決定に対する審査請求 | … 93 |

| | | |
|-----------|--|------|
| 答申第 160 号 | 「さいたま市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成 24 年度分）」の一部開示決定に対する審査請求 | … 96 |
| 答申第 161 号 | 「平成 27 年度西来るフェスタの業務委託に関する行政情報（中止に係る協議を含む）」の一部開示決定に対する異議申立て | …110 |
| 答申第 162 号 | 「法務・コンプライアンス課が保有する某区役所における「決裁文書に同僚職員の印(鑑)を無断で使用した」事案に関する情報伝達シート(平成 28 年 3 月 18 日、人事課より訓告の処分されたもの)」の不開示決定に対する審査請求 | …113 |
| 答申第 163 号 | 「桜区役所入口の傘立てのカギの盗難に関する行政情報」の不開示決定に対する審査請求 | …116 |
| 答申第 164 号 | 「さいたま市情報公開・個人情報保護審議会の市民公募委員（任期 平成 29 年 10 月 22 日から 2 年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文・小論文等）の一切。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、黒塗り又はマスクング可。」の不開示決定に対する審査請求 | …119 |
| 答申第 165 号 | 「南部都市・公園管理事務所管理課の平成 28 年度への予算の繰り越しのわかるもの」の開示決定に対する審査請求 | …125 |
| 答申第 166 号 | 「歩道環境改良工事（一般国道 463 号）その 2 の予算の繰り越しのわかるもの」の一部開示決定に対する審査請求 | …129 |
| 答申第 167 号 | 「個人情報一部開示決定通知書別紙の「番号 9 生活保護制度からの暴力団排除について」に関する個人情報」の一部開示決定に対する審査請求 | …133 |
| 答申第 168 号 | 「平成 29 年度に見沼区で作成した人事に関する報告書。上記の作成に使用した調書・記録等。」の一部開示決定に対する審査請求 | …139 |
| 答申第 169 号 | 「桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定 NPO 法人に係わるもの及び桜環境センターにおけるスタジオレッスン等の休講、催事の中止などの行政情報」の一部開示決定に対する異議申立て | …144 |

◆ 情報公開・個人情報保護審議会 ◆

| | | |
|----|---------------------|-------|
| I | 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況 | … 149 |
| II | 情報公開・個人情報保護審議会 答申 | … 151 |

◆ 会議公開制度 ◆

| | | |
|----|-------------------|-------|
| I | 会議公開制度の概要 | … 161 |
| II | 会議公開制度の運用状況 | … 161 |
| 1 | 会議公開制度運用状況 | … 161 |
| 2 | 附属機関、協議会等の会議別開催状況 | … 162 |

◆ 情 報 公 開 制 度 ◆

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義と必要性

近年、社会構造の複雑化と日常生活の多様化に伴い、地方公共団体の行政活動の領域も専門化、多様化し、さらに情報化の進展に伴い、市が保有する情報も膨大な量となっています。

他方、地方自治の本旨に基づいた公正で透明な開かれた市政の発展に寄与するためには、市民が市政を理解し、また市政へ積極的に参加していくことが不可欠であり、そのためには、市が何を行っているのか、どういう状況にあるのかといった市の行政情報について、市民の知る権利が保障される必要があります。そのため、行政の説明する責務と、市民の行政情報の開示を求める権利を明らかにする情報公開制度の確立が求められてきました。

2 情報公開の総合的な推進

本市では、様々な公表施策などを展開してきており、特に、その時々々の市民ニーズに合わせた情報を広く、分かりやすく発信していくことは、大きな意義を有するものです。

しかし、これは市が任意に行うものであるため、個々の市民にとって必ずしも要望するすべての情報が得られるものとはなりません。そこで、さいたま市情報公開条例により市民の行政情報の開示を求める権利を実定法上の権利として創設し、請求に基づく義務的な開示制度を規定しました。また、それとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的に自主的な情報提供に努めることにより、市民目線に立った情報公開を総合的に推進していくこととしています。さらに、附属機関や外部の意見を取り入れるために設置される協議会等の会議についても、公開するものと規定しています。

3 情報公開制度の概要

(1) 条例について

本市の情報公開制度は、「さいたま市情報公開条例」に基づき運用しています。本条例は、平成13年5月1日（市制施行）に施行しており、その後、7回の改正が行われ、現行条例は、平成29年10月31日から施行しています。

(2) 制度の目的

市民の知る権利を保障するために、行政情報の開示を求める市民の権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と市が行政情報を共有することによる市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展に寄与することを目的としています。

(3) 実施機関

行政情報の開示を実施する機関は、市のすべての機関を対象としています。

情報公開制度

実施機関とは、地方自治法及び地方公営企業法により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者並びに議決機関である議会です。

(4) 対象となる行政情報

対象となる行政情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。

ただし、次のものは除きます。

- ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- イ 図書館その他の資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において閲覧に供し、又は貸し出されるもの
- ウ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(5) 行政情報の開示を請求できる者

何人も、実施機関に対し、行政情報の開示を請求することができます。

(6) 開示請求の受付

開示請求は、受付窓口である情報公開コーナー（各区役所内）に、書面（行政情報開示請求書）を提出することにより行います。

(7) 行政情報の開示義務

実施機関は、請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に開示しなければなりません。

〔不開示情報〕

- ア 法令秘情報
- イ 個人に関する情報
- ウ 法人等に関する情報
- エ 審議、検討等に関する情報
- オ 事務事業執行情報
- カ 国等協力関係情報
- キ 公共安全情報

〔不開示情報の例外的取扱い〕

ア 公益上の理由による裁量的開示

行政情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができます。

イ 行政情報の存否に関する情報

開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報の保護利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒

否すること（存否応答拒否）ができます。

ウ 部分開示

行政情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示します。

(8) 開示請求に対する措置

実施機関は、開示請求に対し、次の決定をし、開示請求者へ通知します。

ア 決定

(7) 開示決定（全部開示決定・一部開示決定）

(イ) 不開示決定

イ 決定の期限

開示請求があった日から15日以内に決定しなければなりません。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき又は開示請求に係る行政情報が著しく大量であるときには、例外として延長することができます。

ウ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、開示請求に係る行政情報に市、国等及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されているときは、開示決定にあたり、第三者に対し意見書を提出する機会を与える等により権利利益の保護を図ります。

エ 行政情報の開示の実施

情報公開コーナー（各区役所内）において、担当課の立会いの下に、行政情報の原本の閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行います。

(9) 審査請求

決定又は不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査庁は、審査請求が不適法であり却下するとき及び裁決で審査請求の全部を認容し全部を開示するときを除いて、第三者的機関であるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、審査請求についての裁決をします。

(10) 費用負担

行政情報の開示に係る手数料は、無料とします。

ただし、写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とし、実費を徴収するものとします。

(11) 出資法人等の情報公開

市が出資している出資法人等で規則で定めるものは、保有する情報の公開について、市の施策に準じた措置を講ずるよう努めるものとします。

また、実施機関は、出資法人等に対し指導するものとします。

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 行政情報開示の実施状況概要

平成30年度の処理件数は、表1-1のとおり716件であり、処理区分の内訳は、開示が421件、一部開示が236件、不開示が59件となっています。なお、内容は、工事設計書が355件と特に多くなっています。

また、実施機関別の処理件数は表1-2のとおりです。

開示請求の実施状況の詳細は表1-3のとおりです。

表1-1 行政情報開示請求件数・処理件数

| 請求件数 | 処理件数 | 処 理 区 分 | | | |
|------|------|---------|------|-----|----------|
| | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | (不開示区分) |
| 748 | 716 | 421 | 236 | 59 | 文書不存在 47 |
| | | | | | その他 12 |

表1-2 実施機関別処理件数

| 実 施 機 関 | | 処理件数 | 実 施 機 関 | | 処理件数 |
|---------|---------|------|-------------|-------|------|
| 市 長 | 市長公室 | 5 | 市 長 | 桜区役所 | 3 |
| | 都市戦略本部 | 1 | | 浦和区役所 | 7 |
| | 総務局 | 36 | | 南区役所 | 1 |
| | 財政局 | 6 | | 緑区役所 | 2 |
| | 市民局 | 6 | | 岩槻区 | 3 |
| | スポーツ文化局 | 5 | | 消防局 | 7 |
| | 保健福祉局 | 84 | | 出納室 | 6 |
| | 子ども未来局 | 4 | 水道事業管理者 | 99 | |
| | 環境局 | 14 | 教育委員会 | 26 | |
| | 経済局 | 9 | 議会 | 6 | |
| | 都市局 | 54 | 選挙管理委員会 | 2 | |
| | 建設局 | 321 | 人事委員会 | 1 | |
| | 西区役所 | 2 | 監査委員 | 0 | |
| | 北区役所 | 2 | 農業委員会 | 1 | |
| | 大宮区役所 | 1 | 固定資産評価審査委員会 | 0 | |
| | 見沼区役所 | 1 | 未決定 | 0 | |
| | 中央区役所 | 1 | 合 計 | 716 | |

表 1 - 3 行政情報開示請求の実施状況一覧

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 行政情報の名称 | 決定日 | 決定の 内容 | 不開示部分 | 不開 示情 報区 分 |
|----|------|-------|---------------------------------|--------------------------|--|--|------|-----------|---|---------------------|
| 1 | 浦1 | 4/2 | 都市局 南部都 市・公 園管理 事務所 | 管理課 | さいたま市都市公園条例(平成13年5月1日条例第244号)第4条(行為の禁止)(5)広告を表示することとなっていますがどのような場合は禁止にならないのか | 行為許可及びその減免基準に関する考え方について | 4/16 | 開示 | | |
| 2 | 浦2 | 4/2 | 都市局 都市計 画部 | 都市公 園課 | さいたま市都市公園条例(平成13年5月1日条例第244号)第4条(行為の禁止)(5)広告を表示することとなっていますがどのような場合は禁止にならないのか | 行為許可及びその減免基準に関する考え方について | 4/16 | 開示 | | |
| 3 | 浦3 | 4/2 | 建設局 | 技術管 理課 | 公共建築工事単価表 ○建築工事 ○電気設備工事 ○ 機械設備工事 標準単価 平成29年4月版 市場単価 平成29年4月版 他 | さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)平成29年度4月版 標準単価(電気設備工事)平成29年4月版 標準単価(機械設備工事)平成29年4月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備)平 成29年4月版 他 | 4/5 | 開示 | | |
| 4 | 浦4 | 4/2 | 環境局 資源循 環推進 部 | 廃棄物 対策課 | 剪定枝、抜根等に関する行政情報 平成26年度より | 建設工事等から生ずる廃棄物の適 正処理について(通知)(環廃産第 276号 平成13年6月1日) | 4/12 | 開示 | | |
| 5 | 浦5 | 4/2 | 総務局 総務部 | 行政透 明推進 課 | 行政透明推進課が保有又は作成し た ・文書件名一覧表(平成29年度分) ・ハンドブック-情報公開・個人情報 保護 ・同上改訂部分がわかるもの及び 改訂の通知 | ・ハンドブック(改訂版)-情報公 開・個人情報保護一の改訂につい て(平成30年3月30日決裁) ・情報公開・個人情報保護ハンド ブック並びに「個人情報取扱事務 届出書及び報告書記入要領」の改 訂について(依頼)(平成30年3月30 日決裁) | 4/13 | 一部 開示 | 文書件名一覧表(平成29 年度分) | 文書 不在 |
| 6 | 浦6 | 4/2 | 総務局 総務部 | 総務課 | 事務処理の適正化にこれまで以上 に取り組んだ事がわかる行政情報 (平成28年請願23号分) | ・平成28年10月18日総務局長通知 「適切な公文書の作成について(通 知)」 ・文書事務研修資料「文書事務で問 題になった事例・公印の事故」(平 成28年度新規採用研修、2年次研 修) 他 | 4/12 | 開示 | | |
| 7 | 浦8 | 4/3 | 都市局 都市計 画部 | 都市総 務課 | 都市局長、都市計画部長、都市局 理事(総合調整担当)、都市計画次 部長の事務引継書(h30.4.1日付異 動) | 事務引継書【次長級以上】(都市局 長、都市局理事、都市計画部長、 都市計画次部長 平成30年3月30 日) | 4/13 | 開示 | | |
| 8 | 浦9 | 4/3 | 都市局 南部都 市・公 園管理 事務所 | 管理課 | 都市局南部都市公園管理事務所・ 公園管理事務所所長の事務引継 書(h30.4.1日付異動) | 事務引継書 都市局南部都市・公園管理事務所 長(H30.4.1日付異動) | 4/12 | 開示 | | |
| 9 | 浦10 | 4/3 | 総務局 総務部 | 行政透 明推進 課 | 行政透明推進課が保有する、別紙 の文書件名一覧(照会・依頼に対す る回答の起案文書)のうち指定し たものの行政情報 | ・未利用国有地等の情報提供等につ いて(照会) ・平成29年度第4回インターネット市 民意識調査の実施希望について ・平成29年度第4回陳情・要望等の 受付・処理状況調査について(依 頼) 他 | 4/16 | 一部 開示 | 講師の氏名、職員番号、 ファイルパス、組織ID | 第7条 第2号 第5号 |
| 10 | 浦11 | 4/3 | 総務局 総務部 | 法務・ コンプ ライア ンス課 | 法務・コンプライアンス課が保有す る「告示文書の校正原稿データ の揭示について」平成29年1月分よ りのデータに関する起案文書 | 平成29年度総経法第1840号「告示 文書の校正原稿データ(1月前半) の揭示について」及び平成29年度 総経法第1931号「告示文書の校正 原稿データ(1月後半)の揭示につ いて」の起案文書 | 5/14 | 一部 開示 | 個人の氏名及び住所又は 判明している最後の住所、 被保険者番号並びに個人 の氏名及び住所 他 | 第7条 第2号 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|----|------|-------|---------------------|---------|---|--|------|-------|---|----------------|
| 11 | 浦12 | 4/5 | 都市局 南部都市・公園管理事務所 | 管理課 | 浦和北公園の駐車に関する行政情報 | | 4/17 | 不開示 | | 文書不在 |
| 12 | 浦13 | 4/6 | 総務局 危機管理部 | 防災課 | 防災課が保有する事故報告書(物品会計規則第33条に基づくもの) | 総危防第3276号 物品事故報告書について(平成29年3月16日決裁) | 4/13 | 開示 | | |
| 13 | 浦14 | 4/6 | 環境局 資源循環推進部 | 大崎清掃事務所 | 一般廃棄物(家庭ごみ)収集所に係る申請書(特定地) | 一般廃棄物(家庭ごみ)収集所に係る申請書(第13条関係) | 4/12 | 一部開示 | 申請書のうち個人の住所、個人の電話番号 | 第7条第2号 |
| 14 | 浦15 | 4/6 | 経済局 商工観光部 | 観光国際課 | 観光国際課が保有するMICEに関する報告書(平成29年12月に委員会に提出した資料分)及び同報告書に基づき各所管課との打合せ協議に関する行政情報 | ・経商観3019 都市経営戦略会議における会議発議書の提出について(平成29年11月24日決裁) ・経商観3074 都市経営戦略会議結果通知書(11月28日戦略会議)について(平成29年12月4日供覧完了日)他 | 4/13 | 開示 | | |
| 15 | 浦16 | 4/6 | 浦和区役所 区民生活部 | 総務課 | 浦和区役所各課の保有するエンピツに関する支出命令書等 | 支出負担行為何書兼支出命令書(【⑥夢の翼】水彩色鉛筆EPY12外1件)他) | 4/17 | 一部開示 | 法人の口座情報 | 第7条第3号 |
| 16 | 浦17 | 4/6 | 総務局 総務部 | 行政透明推進課 | 出資法人の制度化/情報公開・個人情報保護規則の規程の出資法人、指定管理者及び出資法人等所管課への依頼 | ・総総市第432号 出資法人への情報公開制度等の措置要請に伴う規程準則について(株式会社)(平成19年5月18日決裁) ・総総市第3826号 情報公開・個人情報保護規程準則の改正について(平成21年3月31日決裁) 他 | 4/20 | 一部開示 | 担当者名 | 第7条第2号 |
| 17 | 浦18 | 4/9 | 市長公室 | 広報課 | 市広報第53号平成30年4月6日付けに関する行政情報 | ・市広報第2625号 行政情報開示請求補正依頼書について(浦616)(平成30年3月23日決裁) ・市広報第53号 行政情報開示決定等の期限の特例適用通知書(浦616)(平成30年4月6日決裁) | 4/18 | 一部開示 | 個人の氏名、住所、印影 | 第7条第2号 |
| 18 | 浦19 | 4/9 | 総務局 総務部 | 行政透明推進課 | 行政透明推進課が保有する「浦616」平成29年度に関する相談等についての行政情報及び著しく大量の基準と種類若しくは量が多く量の基準(13、14条関係) | | 4/23 | 不開示 | | 文書不在 |
| 19 | 緑4 | 4/9 | 保健福祉局 福祉部 | 福祉総務課 | 特定児童養護施設 平成24年度～平成28年度(直近5年分)事業報告書、資金収支計算書、資金収支予算内訳表、資金収支決算表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表、貸借対照内訳表、財産目録、借入金明細表、寄付金収入明細表 他 | 特定社会福祉法人 平成24年度 事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録 平成25年度 資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表 他 | 5/15 | 一部開示 | 個人の氏名、取引先、特定社会福祉法人の資金収支決算内訳表、資金収支内訳表、資金収支決算表、事業活動計算書、事業活動収支内訳表、事業活動内訳表、貸借対照表内訳表 他 | 第7条第3号 文書不在 |
| 20 | 浦20 | 4/10 | 建設局 | 技術管理課 | ・公共建築工事単価表 標準単価 建築工事、電気設備工事、機械設備工事 ・公共建築工事単価表 市場単価 建築工事、電気設備工事、機械設備工事 | さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)平成29年度4月版、標準単価(電気設備工事)平成29年4月版、標準単価(機械設備工事)平成29年4月版、市場単価(建築・電気設備・機械設備)平成29年4月版 | 4/11 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|----|------|-------|------------|---------|---|---|------|-------|---|--------------|
| 21 | 浦21 | 4/10 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 特定医療法人の事業報告書、貸借対照表、損益計算書 | 特定医療法人の事業報告書・貸借対照表・損益計算書 | 4/17 | 開示 | | |
| 22 | 大13 | 4/12 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 医療法人決算届 平成30年3月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 | 3月／決算届(平成29年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 | 4/19 | 開示 | | |
| 23 | 中6 | 4/13 | 水道局給水部 | 北部水道建設課 | 平成30年度樹木伐採・伐根・木くず処分見積結果表、樹木伐採・伐根単価表及び木くず処分単価表 | | 4/20 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 24 | 浦25 | 4/16 | 総務局総務部 | 行政透明推進課 | 行政透明推進課が保有する別紙の起案文書等(カガミを含む)別紙9枚 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政監査の実施及び実態調査について(通知) ・平成30年度会議室先行予約(特別会議室、長期使用)について(通知) ・町名(西大宮1～4丁目)の新設にかかる影響調査について(通知)他 | 5/30 | 一部開示 | 講師の氏名、講師の肩書、職員番号、職員の年齢、電子文書管理システムの画面、ファイルパス、組織ID、イントラネットヘルプデスクの電話番号 | 第7条第2号第3号第5号 |
| 25 | 浦26 | 4/16 | 建設局南部建設事務所 | 土木管理課 | 事務引継書(平成30年4月1日付)南部建設事務所長 | 事務引継書 | 4/26 | 開示 | | |
| 26 | 浦27 | 4/16 | 建設局南部建設事務所 | 道路維持課 | 事務引継書(平成30年4月1日付)南部建設事務所道路維持課長 | 事務引継書【課長級】 | 4/19 | 開示 | | |
| 27 | 浦28 | 4/16 | 建設局南部建設事務所 | 下水道再整備課 | 事務引継書(平成30年4月1日付)南部建設事務所下水道再整備課長 | 事務引継書【課長級】 | 4/23 | 開示 | | |
| 28 | 浦29 | 4/16 | 建設局南部建設事務所 | 下水道建設課 | 事務引継書(平成30年4月1日付)南部建設事務所下水道建設課長 | 事務引継書【課長級】 | 4/26 | 開示 | | |
| 29 | 浦30 | 4/16 | 建設局土木部 | 道路環境課 | 事務引継書(平成30年4月1日付)建設局土木部道路環境課長 | 平成30年4月1日付け人事異動に伴う道路環境課長事務引継書 | 4/25 | 開示 | | |
| 30 | 大15 | 4/18 | 消防局大宮消防署 | 管理指導課 | 文書名:消防法に基づく防火管理責任者の選任・変更の届出に関する書類(所在地特定) | 平成28年5月17日收受、防火管理責任者選任(解任)届出書(所在地特定) | 5/1 | 一部開示 | 届出者住所、選任者氏名・生年月日、選任者住所、選任者住所、選任者資格番号、解任者氏名及び修了証の氏名・生年月日・番号 | 第7条第2号 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|----|------|-------|----------------|---------|---|---|------|-------|---|---------|
| 31 | 大16 | 4/18 | 消防局 大宮消防署 | 管理指導課 | 文書名：消防法第8条4項に基づく措置命令の有無、あった場合その内容 (所在地特定) | | 5/1 | 不開示 | | 文書不在 |
| 32 | 浦31 | 4/18 | 総務局 総務部 | 総務課 | 平成28年9月26日完結日 総総総2104 埼玉県立文書館への資料提供について(通知) 起案 別添「行政情報検索」の写し、「行政情報検索システム」についての2枚 | | 5/1 | 不開示 | | 文書不在 |
| 33 | 浦32 | 4/18 | 建設局 南部建設事務所 | 道路維持課 | 南建道路維持課が保有する浦和駅東口(北)交差点に関する行政情報 (平成29年、30年度に限る) | 平成29年度「国道・市道東パトロール日誌」(3月6日実施) | 4/25 | 一部開示 | 案内図にメモされた通報者の個人名、電話番号 | 第7条第2号 |
| 34 | 浦33 | 4/19 | スポーツ文化局 文化部 | 文化振興課 | 文化振興課が保有する表彰に関する行政情報(後援も含む) ・埼玉県女流工芸会主催云々 ・平成29年度分の内、本日公印を押印しようとしたもの | (文書記号番号 ス文文第2494)後援等に係る承認申請書(第42回埼玉女流工芸展) | 4/26 | 一部開示 | 個人の氏名、印影 | 第7条第2号 |
| 35 | 桜2 | 4/20 | 建設局 南部建設事務所 | 建築指導課 | 道路位置申請図(特定日)の内、図面作成者住所、氏名欄 | 道路位置申請図、各図面の図面作成者住所・氏名 | 5/1 | 不開示 | 道路位置申請図、各図面の図面作成者住所・氏名 | 第7条第2号 |
| 36 | 中11 | 4/23 | 水道局 給水部 | 北部水道建設課 | 平成30年度樹木伐採・伐根・木くず処分見積結果表、樹木伐採・伐根単価表及び木くず処分単価表 | 平成30年度樹木伐採・抜根・木くず処分見積結果表 平成30年度樹木伐採・抜根 単価表 平成30年度木くず処分 単価表 | 4/26 | 一部開示 | 見積結果表に含まれる法人名 | 第7条第3号 |
| 37 | 浦34 | 4/24 | 市長公室 | 広聴課 | コールセンターで受け付けした市民の声データベースに登録されたもの直近の20件 | ・市民からの意見・要望報告書(受付日:平成30年4月20日 受付課:保健福祉局保健動物愛護ふれあいセンター) ・市民からの意見・要望報告書(受付日:平成30年4月10日 受付課:子ども未来局子ども育成部青少年育成課) 他 | 5/17 | 一部開示 | 氏名、住所欄の部分、提案事項のうち認定番号の部分並びに「意見概要」のうち認定番号の部分 | 第7条第2号 |
| 38 | 浦35 | 4/24 | 総務局 総務部 | 行政透明推進課 | 行政透明推進課が保有する要綱、ハンドブック、手引き、要領など | ・ハンドブック(改訂版)ー情報公開・個人情報保護ー ・さいたま市議会資産等公開審査会運営要領 ・さいたま市情報公開・個人情報保護審議会運営要領 ・さいたま市情報公開・個人情報保護審査会運営要領 他 | 8/1 | 開示 | | |
| 39 | 浦36 | 4/25 | 財政局 契約管理部 | 契約課 | 契約課及び調達課が保有するハンドブック、要綱、要領、手引など(ホームページで公開されているものを除く) | ・さいたま市契約公報発行に関する事務処理手順等 ・さいたま市建設工事総合評価審査委員会設置要領運用基準 ・さいたま市建設工事総合評価入札審査委員報償費支給要領 他 | 5/9 | 一部開示 | 「さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱」等内規の措置基準部分 | 第7条第5号 |
| 40 | 浦37 | 4/25 | 財政局 契約管理部 | 調達課 | 契約課及び調達課が保有するハンドブック、要綱、要領、手引など(ホームページで公開されているものを除く) | さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(郵便入札) さいたま市郵便入札執行要領 さいたま市業務委託入札事務執行要領 他 | 5/7 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|----|------|-------|----------------|-------|---|---|------|-------|--|--------------------|
| 41 | 浦38 | 4/25 | 教育委員会事務局学校教育部 | 指導2課 | 特定校で起きた生徒の死亡事案について | 児童生徒事故報告書 | 5/7 | 一部開示 | 事故の種別、事故の発生日時の一部、事故発生場所、事故者の氏名、年齢等、負傷・損害等の程度の一部、事故の概要の一部、学校の対応-関係者への対応、再発防止のための対応等-の一部 | 第7条第2号 |
| 42 | 浦39 | 4/25 | 教育委員会事務局学校教育部 | 指導2課 | 児童・生徒のいじめ、暴力行為に関する行政情報 平成28・29年度(指導2課が保有するもの) | | 5/28 | 不開示 | | 補正不応答 |
| 43 | 緑5 | 4/26 | 保健福祉局福祉部 | 福祉総務課 | 特定社会福祉法人 平成20年度～平成28年度監査報告書 | 特定社会福祉法人 平成24年度・25年度・26年度・27年度・28年度監査報告書 | 5/9 | 一部開示 | 監査報告書における、個人の「氏名」、「印鑑の印影」 | 第7条第2号 |
| 44 | 桜3 | 4/26 | 桜区役所区民生活部 | 収納課 | 相続放棄の証明書の写し | 請求人が共有する不動産の共有者の相続人がさいたま市に提出した相続放棄申述受理証明書 | 5/10 | 不開示 | 請求人が共有する不動産の共有者の共有者の相続人がさいたま市に提出した相続放棄申述受理証明書 | 第7条第2号 |
| 45 | 桜4 | 4/26 | 桜区役所区民生活部 | 課税課 | 桜区課税課から送付した文書で共有者全員に送った告知書の写し | | 5/9 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 46 | 緑6 | 4/26 | 保健福祉局福祉部 | 監査指導課 | 特定社会福祉法人 平成24年度～平成28年度 5年分監査結果について | 特定社会福祉法人 平成25年度～29年度(監査対象事業年度平成24年度～28年度)に行った過去5年度分の監査結果 | 5/10 | 開示 | | |
| 47 | 浦40 | 4/27 | 浦和区役所区民生活部 | 課税課 | 彩の国すこやかプラザ内に放置された原動機付自転車の特定者の軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書 | 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書 | 5/7 | 不開示 | 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書 | 第7条第2号 |
| 48 | 浦41 | 4/27 | 都市局南部都市公園管理事務所 | 管理課 | URAWAスポーツパークJVの管理する施設に関する報告書(平成29年度)、修繕に関するもの(市、JV)市職員が施設を確認したもの、備品台帳、再委託に関する協議 | ・都南管第409号 平成29年度事業報告書について(平成30年5月11日決裁) ・都南管第672号 見積り徴収について/原山市民プール 濾過装置配管修繕(平成29年6月22日決裁) 他 | 6/8 | 一部開示 | 名前、印影、電話番号、顔写真、経歴書、資格証、修繕積算の見積単価を算出した法人名、代表者氏名、住所、電話番号、金融機関、預金種目、口座番号、市職員が施設を確認したもの | 第7条第2号第3号 文書不存在 |
| 49 | 浦43 | 5/1 | 保健福祉局保健部 | 健康増進課 | 平成29年精神保健福祉資料 | 平成28年度精神保健福祉資料 平成28年10月14日付保健第3004号で厚生労働省に提出した、「平成28年度精神保健福祉資料の作成について」のうち、厚生労働省と自治体間での第1次エラーチェックが完了した「市内精神科病院の個票」の部分・個票1から個票16及び追加個票(76枚)及び市内精神科病院コード表(1枚) | 5/14 | 開示 | | |
| 50 | 浦44 | 5/1 | 浦和区役所区民生活部 | 区民課 | 浦和区役所区民課の支出命令書等 平成29年度分 | ・浦和駅市民の窓口管理運営費4月分 ・FAX使用料4月分(浦和駅市民の窓口) ・FAX使用料4月分(北浦和駅市民の窓口)他 | 6/18 | 一部開示 | 相手方番号、職員の内座情報、職員番号、職員の住所、職員自宅の最寄駅、旅行経路と通勤経路が重複していた場合の重複区間、法人の担当者氏名、法人の内座情報 他 | 第7条第2号第3号 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 行政情報の名称 | 決定日 | 決定の 内容 | 不開示部分 | 不開 示情 報区 分 |
|----|------|-------|--------------------------|------------------|--|--|------|-----------|---|---------------------|
| 51 | 浦45 | 5/1 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 総務課 | 浦和区役所総務課支出命令書等 平成29年度 | ・再生コピー用紙(A4)(H29.4～) ・4月分コピー料金 ・5月分コピー料金 他 | 6/12 | 一部 開示 | 職員の生年月日、団体の 代表者の住所、連絡先、個 人印、法人の口座情報、法 人の担当者名 他 | 第7条 第2号 第3号 |
| 52 | 浦46 | 5/7 | 市民局 情報政 策部 | 情報シ ステム 課 | 浦和区役所にある証明書等自動交 付機について(機械部分のみ)(平 成29年度から本日分まで) メンテナンス契約書、メンテナ ンス報告書等、修理依頼に関するもの、 その他 | ・さいたま市自動交付機システム ハードウェア賃貸借契約書 ・保守サービス報告書 | 5/9 | 一部 開示 | ・作業責任者名 ・セキュリティ対策ソフトウ ェア名 | 第7条 第2号 第7号 |
| 53 | 浦47 | 5/7 | 保健福 祉局 保健部 | 地域医 療課 | 特定医療法人 財産目録、貸借対照表、損益計算 書 直近年度の書類 | 提出された決算届のうち、対象医療 法人の、平成29年3月31日現在の 財産目録・貸借対照表及び平成28 年4月1日至平成29年3月31日の損 益計算書 | 5/9 | 開示 | | |
| 54 | 浦48 | 5/7 | 保健福 祉局 保健部 | 地域医 療課 | 特定医療法人 財産目録、貸借対照表、損益計算 書 直近年度の書類 | 提出された決算届のうち、対象医療 法人の、平成29年8月31日現在の 財産目録・貸借対照表及び平成28 年9月1日至平成29年8月31日の損 益計算書 | 5/9 | 開示 | | |
| 55 | 浦49 | 5/7 | 建設局 南部建 設事務 所 | 建築指 導課 | 建設リサイクル法届出 特定地における解体工事に係る行 政情報 | 建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律第10条第1項に基づ 届出書、添付書類および受付票 (南解974号 平成30年3月28日受 理) 平成29年度建設リサイクル法届出 台帳(南解974号) | 5/31 | 一部 開示 | 個人氏名、代理者の氏名、 携帯電話番号、写真中の 表札の部分 | 第7条 第2号 |
| 56 | 浦50 | 5/7 | 環境局 環境共 生部 | 環境対 策課 | 建設リサイクル法届出 特定地における解体工事に係る行 政情報 | 公害情報受付日報 | 5/17 | 一部 開示 | 氏名 | 第7条 第2号 |
| 57 | 浦51 | 5/7 | 環境局 資源循 環推進 部 | 産業廃 棄物指 導課 | 建設リサイクル法届出 特定地における解体工事に係る行 政情報 | | 5/17 | 不開 示 | | 文書 不存 在 |
| 58 | 浦52 | 5/8 | 総務局 総務部 | 行政透 明推進 課 | 行政透明推進課が保有する文書登 録されていない行政情報 | ・情報公開セミナー開催のご案内 ・個人情報保護セミナーのご案内 ・判例・事例から学ぶ情報公開請求 権における濫用請求への対応実務 他 | 5/22 | 一部 開示 | 法人の担当者氏名、講師 の肩書、氏名、法人の口座 情報 | 第7条 第2号 第3号 |
| 59 | 浦53 | 5/8 | 子ども 未来局 子ども 育成部 | 子育て 支援政 策課 | オレンジリボンバッジに関する支出 命令書及び配布した時の通知等 | ・子子第63号オレンジリボンキャン ペーン実施に伴うオレンジリボンバッジの配布 及び着用について(依頼)(平成30年4月4 日決裁) ・子子第3092号オレンジリボンキャン ペーン実施に伴うオレンジリボンバッジの 配布及び着用について(依頼)(平成29年 10月6日決裁)他 | 5/17 | 一部 開示 | 法人の口座情報 | 第7条 第3号 |
| 60 | 浦56 | 5/8 | 市民局 市民生 活部 | 市民生 活安全 課 | 総総行透3294号平成30年1月24日 付け「出資法人等の情報公開・個 人情報保護制度の推進について」 を各出資法人等の担当課が收受等 した事がわかるもの及び各担当課 が各出資法人等に通知した事がわ かるもの及び直近の規定等 | 平成30年1月20日決裁(市市市生 3355)「出資法人等の情報公開・個 人情報保護制度の推進について」 | 5/22 | 一部 開示 | ・当該通知を各出資法人等 の担当課が收受等した事 がわかるもの ・直近の規定等 | 文書 不存 在 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|----|------|-------|------------------|-----------|--|---|------|-------|--|---------|
| 61 | 浦57 | 5/8 | 市民局 市民生活部 | コミュニティ推進課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | ・平成30年1月25日市市コ第2382号「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」に係る文書收受発送簿 ・平成30年1月25日市市コ第2383号「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」他 | 5/16 | 開示 | | |
| 62 | 浦58 | 5/8 | スポーツ文化局 スポーツ部 | スポーツ振興課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | 平成29年度スス振第4451 出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について(平成30年2月5日決裁) | 5/21 | 開示 | | |
| 63 | 浦59 | 5/8 | スポーツ文化局 文化部 | 文化振興課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | ・平成30年1月24日付け総務局長通知「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」(平成30年1月31日決裁) ・平成30年2月1日付けス文第3466号「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について(依頼)」他 | 6/7 | 開示 | | |
| 64 | 浦60 | 5/8 | 保健福祉局 保健部 | 地域医療課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | ・保保地005022 出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について(平成30年1月25日收受) ・保保地005023 出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について(平成30年1月29日決裁) ・一般財団法人さいたま市浦和地域医療センターの情報公開規程及び個人情報保護規程 他 | 5/16 | 開示 | | |
| 65 | 浦61 | 5/8 | 保健福祉局 保健部 | 生活衛生課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | ・文書收受発送簿 ・平成30年1月24日保保生2999号、保保生第3001号平成30年3月15日付情報公開・個人情報保護制度の推進について(依頼) | 6/14 | 一部開示 | 直近の規定等 | 文書不存在 |
| 66 | 浦62 | 5/8 | 保健福祉局 福祉部 | 福祉総務課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | 保福第2908号 情報公開・個人情報保護制度の推進について(依頼)(平成30年2月14日決裁) 保福第2909号 情報公開・個人情報保護制度の推進について(依頼)(平成30年2月14日決裁) | 5/15 | 一部開示 | ・当該通知を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの ・直近の規定等 | 文書不存在 |
| 67 | 浦63 | 5/8 | 保健福祉局 福祉部 | 障害政策課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | | 6/20 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 68 | 浦64 | 5/8 | 保健福祉局 長寿応援部 | 高齢福祉課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | 保長高第3434号 平成30年2月13日付 情報公開・個人情報保護制度の推進について(依頼) | 5/16 | 一部開示 | ・当該通知を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの ・直近の規定等 | 文書不存在 |
| 69 | 浦65 | 5/8 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子育て支援政策課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | 子子子第4777号 情報公開・個人情報保護制度の推進について(依頼)(平成30年1月29日決裁) | 5/17 | 一部開示 | 依頼先が作成した情報公開・個人情報保護制度に関する市の施策に準じて作成した直近の規定 | 文書不存在 |
| 70 | 浦66 | 5/8 | 子ども未来局 子ども育成部 | 青少年育成課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | 子子青第1875号 情報公開・個人情報保護制度の推進について(依頼)(平成30年1月31日決裁) | 5/22 | 一部開示 | ・当該依頼を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの ・直近の規定等 | 文書不存在 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|----|------|-------|----------------|-------------|--|---|------|-------|--|---------|
| 71 | 浦67 | 5/8 | 環境局施設部 | 環境施設管理課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | 環施環管002046 出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について(平成30年1月25日收受) 環施環管002047 情報公開・個人情報保護制度の推進について(平成30年1月29日決裁) | 5/22 | 一部開示 | 直近の規定 | 文書不存在 |
| 72 | 浦68 | 5/8 | 経済局商工観光部 | 経済政策課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | ・情報公開・個人情報保護制度の推進について(依頼)(平成30年2月6日決裁) ・情報公開・個人情報保護制度の推進について(依頼)(平成30年3月2日決裁) | 5/17 | 一部開示 | ・各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの ・直近の規定等 | 文書不存在 |
| 73 | 浦69 | 5/8 | 経済局商工観光部 | 労働政策課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | ・株式会社日産クリエイティブサービス情報公開規程 ・株式会社日産クリエイティブサービス個人情報保護規程 | 5/22 | 一部開示 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの | 文書不存在 |
| 74 | 浦70 | 5/8 | 経済局商工観光部 | 観光国際課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | ・経商観 4047出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について(平成30年2月22日決裁) ・経商観4382 公益社団法人さいたま観光国際協会平成29年度第2回定時理事会について(平成30年3月27日供覧完了) ・公益社団法人さいたま観光国際協会情報公開規則 他 | 5/17 | 開示 | | |
| 75 | 浦71 | 5/8 | 経済局農業政策部 | 見沼グリーンセンター | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | ・経農見第2272号(平成30年2月26日決裁)出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について ・文書收受発送簿(抜粋) ・公益財団法人さいたま市公園緑地協会情報公開規程 他 | 5/18 | 開示 | | |
| 76 | 浦72 | 5/8 | 都市局都市計画部 | 都市公園課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | 都都計都公第3568号 出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について(平成30年2月5日決裁) | 6/5 | 一部開示 | 各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び直近の規定等 | 文書不存在 |
| 77 | 浦73 | 5/8 | 都市局都市計画部 | 自転車まちづくり推進課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | ・一般財団法人さいたま市都市整備公社情報公開規則 ・一般財団法人さいたま市都市整備公社個人情報保護規則 ・一般財団法人さいたま市都市整備公社特定個人情報等の適正な取り扱いに関する規程 他 | 6/6 | 一部開示 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの | 文書不存在 |
| 78 | 浦74 | 5/8 | 都市局まちづくり推進部 | まちづくり総務課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | ・文書收受発送簿(平成30年1月29日付收受都まま2586号【依頼】出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について) ・平成30年2月1日付決裁 都まま2587号 情報公開・個人情報保護制度の推進について 他 | 5/18 | 開示 | | |
| 79 | 浦75 | 5/8 | 都市局まちづくり推進部 | 区画整理支援課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | 文書收受発送簿(平成30年2月6日付收受都ま区2633号出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について) 平成30年2月7日付決裁都ま区2634号出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について | 5/22 | 一部開示 | 直近の規定等 | 文書不存在 |
| 80 | 浦76 | 5/8 | 都市局北部都市公園管理事務所 | 管理課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | 都北管第2901号 情報公開・個人情報保護制度の推進について(依頼)(平成30年2月2日決裁) | 6/6 | 一部開示 | 各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び直近の規定等 | 文書不存在 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|----|------|-------|--------------------------|----------|---|--|------|-------|--|-----------|
| 81 | 浦77 | 5/8 | 都市局 南部都市・公園管理事務所 | 管理課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | 都南管第2014号 情報公開・個人情報保護制度の推進について(依頼)(平成30年1月30日決裁) | 6/19 | 一部開示 | 各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び直近の規定等 | 文書不在 |
| 82 | 浦78 | 5/8 | 建設局 建築部 | 住宅政策課 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | 建建住第3857号 情報公開・個人情報保護の推進について(平成30年1月30日決裁) | 5/18 | 一部開示 | 出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進についてを各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び直近の規定等 | 文書不在 |
| 83 | 浦79 | 5/8 | 教育委員会事務局 宇宙科 生涯学習部 | 青少年宇宙科学館 | 総総行透3294号平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各担当課が各出資法人等に通知した事がわかるもの及び直近の規定等 | | 5/22 | 不開示 | | 文書不在 |
| 84 | 浦80 | 5/8 | 総務局 総務部 | 行政透明推進課 | 行政透明推進課文書件名等一覧表 平成29年度、平成30年度 | | 5/25 | 不開示 | | 文書不在 |
| 85 | 浦54 | 5/9 | 総務局 総務部 | 行政透明推進課 | 行政透明推進課が保有するリース契約に関する行政情報すべて | ・総総行透1295号 さいたま市行政情報検索システム用機器等賃貸借の執行について ・総総行透1311号 契約審査委員会への審査依頼について 他 | 5/28 | 一部開示 | 代理人の氏名及び印影、担当者の氏名 | 第7条第2号 |
| 86 | 大20 | 5/11 | 保健福祉局 保健部 | 地域医療課 | 医療法人決算届 平成30年4月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 | 4月/決算届(平成30年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 | 5/17 | 開示 | | |
| 87 | 浦55 | 5/14 | 都市戦略本部 都市経営戦略部 | | 地方自治法旧2条4項に基づく総合計画の策定に係る手順がわかる文書(手引書、手順書、庁内マニュアル、引継ぎ書等) | さいたま市総合振興計画次期基本計画等策定基本方針 平成24年4月 さいたま市総合振興計画次期基本計画策定本部 第2回本部会議資料(平成24年4月4日開催)のうち、策定基本方針に関する部分 さいたま市総合振興計画あり方懇話会報告書 平成24年3月 | 5/23 | 開示 | | |
| 88 | 大21 | 5/15 | 都市局 北部都市・公園管理事務所 | 管理課 | 「岩槻諏訪公園、岩槻文化公園、川通公園、元荒川緑地多目的広場、岩槻温プール」と「三橋総合公園、秋葉の森総合公園、北部無料公園、岩槻城址公園、三橋プール」指定管理者選定に関する資料 ①指定管理者募集時の事業計画書(収支計画を含む)、②事業報告書(収支報告を含む)※直近3年分 | ・指定管理者事業計画書/Eグループ(平成25年9月6日收受) ・指定管理者事業計画書/Gグループ(平成25年9月6日收受)他 | 6/26 | 一部開示 | 個人の氏名、写真の顔の部分、法人の専門知識に関する部分及び事業収支計画 | 第7条第2号第3号 |
| 89 | 桜5 | 5/15 | 都市局 北部都市・公園管理事務所 | 管理課 | 荒川総合運動公園、西遊馬公園、宝来運動公園の指定管理者提出書類 ・平成25年度指定管理者選定時の事業計画書及び収支計画書 ・平成29年度事業計画書 ・平成29年度事業報告書 | 指定管理者事業計画書/Cグループ(平成25年9月9日收受) 平成29年度管理業務実施計画書/Cグループ 平成29年度自主業務実施計画書/Cグループ 平成29年度事業報告書(年次)/Cグループ | 6/26 | 一部開示 | 個人の氏名、法人の専門知識に関する部分、事業収支計画 | 第7条第2号第3号 |
| 90 | 浦81 | 5/15 | 建設局 南部建設事務所 | 道路安全対策課 | 指名競争入札案件に係る積算内訳書及び代価表。また、補正式がある場合は計算が明記されているものH26年度(H26.5.13公示) 平成26年度発注者支援業務 | 平成26年度委託設計書 平成26年度発注者支援業務 | 5/28 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|------------------|---------|---|--|------|-------|--|-----------|
| 91 | 浦82 | 5/15 | 建設局 南部建設事務所 | 道路安全対策課 | 指名競争入札案件に係る積算内訳書及び代価表。また、補正式がある場合は計算が明記されているもの H28年度(H28.4.26公示) さいたま市発注者支援業務(28南部安対) | 平成28年度委託設計書 さいたま市発注者支援業務(28南部安対) | 5/28 | 開示 | | |
| 92 | 浦83 | 5/15 | 建設局 南部建設事務所 | 下水道建設課 | 指名競争入札案件に係る積算内訳書及び代価表。また、補正式がある場合は計算が明記されているもの H28年度(H28.4.19公示) さいたま市下水道事業施工監理業務(南建-28-1501) | さいたま市下水道事業施工監理業務(南建-28-1501)金入り設計書一式(委託設計書鏡、業務費内訳書、代価表、積算根拠) | 5/22 | 開示 | | |
| 93 | 浦84 | 5/15 | 都市局 都市計画部 | 都市総務課 | 都市総務課が保有作成した参考送付に関するもの | (参考送付)社会資本維持管理・更新アンケート調査他 | 7/5 | 一部開示 | さいたま市職員の個人メールアドレス、住所、電話番号他 | 第7条第2号第5号 |
| 94 | 浦85 | 5/15 | 総務局 総務部 | 総務課 | 総務部総務課が保有又は作成した参考送付に関するもの (総務課が受信または送信したメールのうち、本文中または件名に「参考送付」等と記載があるもの。) | ①平成30年度文書担当者について(情報提供)／送信日時 2018年4月16日曜日 13:53、②Fw: 進達の書類送付日について／送信日時 2018年4月23日曜日 12:37、③使送便の利用に關しもう一文書がありました／送信日時 2018年4月23日曜日 13:57 他 | 6/5 | 一部開示 | 講師の氏名、ファイルパス、組織番号 | 第7条第2号第5号 |
| 95 | 浦86 | 5/15 | 総務局 総務部 | 行政透明推進課 | 行政透明推進課が保有するコスト表記に関する行政情報 | ・総経行透4354「コスト表記実施要綱に係る単価表の改定について」(平成30年3月27日決裁) ・総経行透3841「さいたま市コスト表記実施要綱の改正について」(平成29年3月9日決裁)、総経行透4137「コスト表記実施要綱に係る単価表の改定について」(平成29年3月29日決裁)他 | 6/18 | 一部開示 | 法人の役職名及び氏名(理事長を除く) | 第7条第2号 |
| 96 | 浦87 | 5/16 | 建設局 | 技術管理課 | ・公共建築工事単価表 市場単価 平成29年4月版(建築工事・電気設備工事・機械設備工事) ・公共建築工事単価表 標準単価 平成29年4月版(建築工事・電気設備工事・機械設備工事) | さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)平成29年度4月版 標準単価(電気設備工事)平成29年4月版 標準単価(機械設備工事)平成29年4月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備)平成29年4月版 | 5/16 | 開示 | | |
| 97 | 浦93 | 5/22 | 保健福祉局 市立病院経営部 | 庶務課 | さいたま市立病院 平成30年度感染性廃棄物処理契約委託状況について (契約期間、収集頻度、落札状況、運搬業者、処分業者、入札金額、排出形態、排出個数、収集単価、処分単価、容器単価、想定排出重量 等) | 平成30年度さいたま市立病院感染性廃棄物処理(処分)業務 業務委託契約書、業務仕様書、入札・見積結果表 平成30年度さいたま市立病院感染性廃棄物処理(収集運搬)業務 業務委託契約書、業務仕様書、入札・見積結果表 | 5/28 | 開示 | | |
| 98 | 浦95 | 5/24 | 浦和区役所 くらし応援室 | | 浦和区役所くらし応援室が発注した工事(道路、歩道)についてわかるもの(特定地、平成30年度施工分)(要望等を含む) | ・土木関係補修等申込書・指示書(浦和-7月NO.73) ・土木関係補修等申込書・指示書(浦和-11月NO.1) | 6/1 | 一部開示 | 申込者の住所、氏名、電話番号、道路現況平面図の個人宅名、現場写真の中の顔の部分および車両ナンバー | 第7条第2号 |
| 99 | 浦96 | 5/25 | 保健福祉局 福祉部 | 生活福祉課 | 市所管の社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業を行う施設に対する、同法第70条に基づく立入検査及び「被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」第3条第1項の規定に基づく届出施設に対する、社会福祉法第70条及び条例第15条第1項による検査の、平成30年5月25日現在における全施設の「結果通知書」及び「指導事項確認書兼回答書」。ただし、平成29年6月1日以降の書類。 | ・平成29年11月20日付け決裁「検査結果通知の一部訂正及び検査結果通知の送付について」のうち「結果通知書」及び「指導事項確認書兼回答書」 ・平成30年3月12日付け決裁「改善状況の確認結果及び指導について」のうち「指導事項確認書兼回答書」他 | 6/14 | 一部開示 | 施設所在地の町丁目字名以降の部分、個人の生活歴、個人名、施設名、関係法令の遵守状況 | 第7条第2号第3号 |
| 100 | 岩2 | 5/28 | 総務局 人事部 | 人事課 | 平成30年度に見沼区で作成した人事に関する報告書 上記の作成に使用した調査・記録等 | 平成30年度総人第703号 再調査の結果等について(報告) (平成30年5月29日供覧完了) | 6/6 | 一部開示 | 「2再調査の実施について」の「(3)調査対象者」のうち、氏名、職名、現所属 | 第7条第2号 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|-------------------------|--------|--|---|------|-------|--|-----------------|
| 101 | 浦98 | 5/29 | 財政局 税務部 | 固定資産税課 | 平成29年中の登記異動修正済の地番図shapeデータ | 地番図shapeデータ(平成30年1月1日時点のもの) | 6/12 | 開示 | | |
| 102 | 浦99 | 5/30 | 教育委員会事務局 生涯学習習総合センター | 桜木公民館 | 「九条俳句」裁判、2018年5月18日東京高裁二審判決をうけて①教育委員会がいつやられどんな審議状況だったのか、その議事録②清水市長はこの判決をうけて原告や市民応援団、弁護団からの申し入れた内容検討、回答への対応はいつ、どこでやったのか、その議事、メモなど。あわせて「最高裁」への上告についての判断は同じくどこで、いつやったのか。その議事録、メモなど。 | 九条俳句不掲載損害賠償等請求控訴事件(第2審)判決の概要(平成30年5月18日作成) 教生桜木公第201号訴えの提起について(平成30年5月28日決裁) | 6/12 | 一部開示 | 市長が判決をうけて、原告や市民応援団、弁護団からの申し入れ書内容検討、回答への対応はいつ、どこでやったのか、その議事、メモなど 事件番号、個人の氏名・住所 | 第7条第2号 文書不存在 |
| 103 | 浦100 | 5/30 | 教育委員会事務局 管理部 | 教育総務課 | 「九条俳句」裁判、2018年5月18日東京高裁二審判決をうけて①教育委員会がいつやられどんな審議状況だったのか、その議事録②清水市長はこの判決をうけて原告や市民応援団、弁護団からの申し入れた内容検討、回答への対応はいつ、どこでやったのか、その議事、メモなど。あわせて「最高裁」への上告についての判断は同じくどこで、いつやったのか。その議事録、メモなど。 | | 6/13 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 104 | 中26 | 5/30 | 都市局 南部都市・公園管理事務所 | 開発指導課 | さいたま市開発行為の手続に関する条例第15条第2項に基づき、特定会社が提出した特定地の開発行為に関する申請取書 | | 6/4 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 105 | 浦101 | 6/1 | 総務局 人事部 | 人事課 | 平成20年度から請求日現在までにおける前職員及び現職員の懲戒処分に係る文書(非違行為と処分内容がわかるもの) 横領、詐取、給与等諸手当の不正受給に関するもののみ | 1「(平成21年3月17日記者発表資料)職員の懲戒処分について」 2「(平成26年11月20日記者発表資料)職員の懲戒処分について」 | 6/14 | 開示 | | |
| 106 | 浦102 | 6/1 | 消防局 総務部 | 消防職員課 | 平成20年度から請求日現在までにおける前職員及び現職員の懲戒処分に係る文書(非違行為と処分内容がわかるもの) 横領、詐取、給与等諸手当の不正受給に関するもののみ | | 6/6 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 107 | 浦103 | 6/1 | 水道局 業務部 | 水道総務課 | 平成20年度から請求日現在までにおける前職員及び現職員の懲戒処分に係る文書(非違行為と処分内容がわかるもの) 横領、詐取、給与等諸手当の不正受給に関するもののみ | | 6/1 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 108 | 浦104 | 6/1 | 教育委員会事務局 学校教育部 | 教職員人事課 | 平成20年度から請求日現在までにおける前職員及び現職員の懲戒処分に係る文書(非違行為と処分内容がわかるもの) 横領、詐取、給与等諸手当の不正受給に関するもののみ | (平成22年5月19日記者発表資料) 教職員の懲戒処分について | 6/14 | 開示 | | |
| 109 | 浦105 | 6/1 | 教育委員会事務局 学校教育部 | 高校教育課 | 平成20年度から請求日現在までにおける前職員及び現職員の懲戒処分に係る文書(非違行為と処分内容がわかるもの) 横領、詐取、給与等諸手当の不正受給に関するもののみ | (平成28年6月24日記者発表資料) 職員の懲戒処分について | 6/13 | 開示 | | |
| 110 | 浦106 | 6/1 | 教育委員会事務局 管理部 | 教育総務課 | 平成20年度から請求日現在までにおける前職員及び現職員の懲戒処分に係る文書(非違行為と処分内容がわかるもの) 横領、詐取、給与等諸手当の不正受給に関するもののみ | 「(平成28年6月24日記者発表資料)職員の懲戒処分について」 | 6/14 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|------------------|--------------|---|--|------|-------|---|-------------|
| 111 | 浦107 | 6/1 | 保健福祉局保健部 | 生活衛生課 | 浦和斎場大規模修繕工事において市民の利用に配慮する等の文言のあるもの及び工事の施工予定のわかるもの並びに使用出来ない施設のわかるもの | ・浦和斎場大規模改修(建築)工事設計図 仮設計画図(2) ・浦和斎場大規模改修(電気設備)工事設計図 仮設計画図(2) ・浦和斎場大規模改修(機械設備)工事設計図 仮設計画図(2) | 6/15 | 不開示 | ・工事の施工予定がわかるもの ・使用出来ない施設のわかるもの ・市民の利用に配慮する等の文言のあるもの | 第7条第5号文書不存在 |
| 112 | 浦108 | 6/1 | 教育委員会事務局生涯学習センター | 桜木公民館 | 九条俳句裁判に関する支出命令書 | 支出負担行為何書兼支出命令書(件名:裁判控訴申立手数料)(平成29年12月12日決裁) | 6/14 | 一部開示 | 事件番号、被控訴人氏名、受任弁護士の口座情報、印影 | 第7条第2号第3号 |
| 113 | 浦109 | 6/1 | 総務局総務部 | 法務・コンプライアンス課 | 九条俳句裁判に関する支出命令書 | 支出命令書(平成29年5月9日決裁)(伝票番号090219552-00-00)他 | 6/15 | 一部開示 | 事件番号及び原告又は控訴人氏名、弁護士の口座情報及び印影 | 第7条第2号第3号 |
| 114 | 中27 | 6/1 | 都市局南部都市公園管理事務所 | 開発指導課 | さいたま市開発行為の手続に関する条例第15条第2項に基づき、特定会社が提出した特定地の開発行為に関する申請取下書及びこれに付随関連する書類 | 申請取下書(特定地) | 6/11 | 一部開示 | 事業者の連絡先に記載されている担当者の氏名 | 第7条第2号 |
| 115 | 浦110 | 6/7 | 議会局議事調査部 | 議事課 | 議事課各職員の各事務等の分担、担当等がわかるものすべて(平成30年度分) | ・平成30年度 委員会事務分担表 ・事務担当者一覧(議事) ・各種事務担当者一覧 | 6/12 | 開示 | | |
| 116 | 浦111 | 6/7 | 総務局総務部 | 行政透明推進課 | 行政情報の写しの交付に関して納付書・請求書を用いる件についての行政情報 | | 6/8 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 117 | 浦112 | 6/7 | 総務局総務部 | 総務課 | 行政情報の写しの交付に関して納付書・請求書を用いる件についての行政情報 | | 6/21 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 118 | 浦113 | 6/7 | 出納室 | 出納課 | 行政情報の写しの交付に関して納付書・請求書を用いる件についての行政情報 | | 6/20 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 119 | 浦114 | 6/7 | 教育委員会事務局生涯学習センター | 桜木公民館 | 九条俳句の東京高裁判決文 | 九条俳句不掲載損害賠償等請求控訴事件の東京高等裁判所平成30年5月18日判決文 | 6/14 | 一部開示 | 事件番号、個人の氏名、住所、肩書 | 第7条第2号 |
| 120 | 浦115 | 6/7 | 総務局総務部 | 法務・コンプライアンス課 | 複数年にまたがる弁護士への謝金、手付金の支出命令書等及び契約書並びに謝金の算出根拠のわかるもの 平成29年4月1日より | ・支出命令書(件名:東京高等裁判所損害賠償請求住民訴訟控訴事件(謝金))(平成29年5月9日決裁)(伝票番号090219552-00-00) ・平成29年1月13日付け訴訟委任契約書 ・平成29年4月28日付け協議書 他 | 6/21 | 一部開示 | 事件番号及び原告又は控訴人氏名、受任弁護士の口座情報及び印影 | 第7条第2号第3号 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|----------------|---------|--|--|------|-------|---|----------------|
| 121 | 浦116 | 6/8 | 経済局 商工観光部 | 経済政策課 | さいたま市産業文化センター指定管理者 ・事業計画書(応募時)平成26年度からの指定管理 ・収支予算書(総括)平成26年度からの指定管理 ・平成26年度～平成30年度の収支予算積算書 ・平成26年度～平成29年度の事業報告書(決算報告書) | ・さいたま市産業文化センター指定管理者事業計画書 ・さいたま市産業文化センター指定管理者申請資料における数値の誤りについて ・さいたま市産業文化センターの平成26年度収支予算 他 | 6/29 | 一部開示 | 担当者名、従事者名、電話番号、携帯番号、入社日、退職日、退職理由、顔の画像、人件費の人数、事業者提案、管理運営の組織・体制 >>における組織図、勤務ポスト表 他 | 第7条第2号第3号 |
| 122 | 浦117 | 6/8 | 保健福祉局 福祉部 | 障害政策課 | 障害政策課が保有する補助金に関する行政情報(平成29年度に限る) | 保福障政第7号(平成29年4月3日決裁) 「平成29年度予算における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」他 | 7/20 | 一部開示 | グループホームの住所、法人職員の氏名、個人の印影及び譲渡価格、財源、財源内訳の設置者負担金、施設の配置図、施設の平面図及び立面図、イントラネットアドレス | 第7条第2号第3号第5号 |
| 123 | 浦118 | 6/8 | 保健福祉局 福祉部 | 障害政策課 | 障害政策課が保有する行政透明推進課からの通知(回覧したものを含む)平成29年4月1日より現在まで | ・保福障政第44号(平成29年4月13日供覧完了) 「附属機関等の会議の公開に係る事務処理について」 ・保福障政第1811号(平成29年12月19日決裁) 「個人情報の適正な維持管理について(通知)」他 | 6/22 | 開示 | | |
| 124 | 浦119 | 6/8 | 建設局 南部建設事務所 | 道路安全対策課 | 旧中山道(浦和駅入口～ロイヤルパインズホテル前)のベンチの許可、届出等及び道路法の位置付け | | 6/21 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 125 | 浦120 | 6/8 | 環境局 環境共生部 | 環境創造政策課 | 環境創造政策課が保有する以下のもの ・特定NPO法人に関するもの ・同上からのパンフ配置依頼書等及び許可書等 ・支出命令書 H30.4/1～本日まで H29年度分 ・文書件名一覧表 H29年度30年度 | ・環境地第1209号 さいたま市民共同発電事業計画書の採択について ・環境地第1993号 市民共同発電事業推進補助金実績報告書について 他 | 6/22 | 一部開示 | ・相手方の印影 ・事業別損益の状況 ・同上からのパンフ配置依頼書等及び許可書等 ・文書件名一覧表 H29年度30年度 他 | 第7条第2号第3号文書不存在 |
| 126 | 大36 | 6/11 | 保健福祉局 保健部 | 地域医療課 | 医療法人決算届 平成30年5月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 | 5月/決算届(平成30年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 | 6/14 | 開示 | | |
| 127 | 浦121 | 6/11 | 保健福祉局 保健部 | 地域医療課 | 特定医療法人の直近の決算届事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書 | 提出された決算届のうち、対象医療法人の、自平成27年8月1日至平成28年7月31日の事業報告書・損益計算書・監事監査報告書及び平成28年7月31日現在の財産目録・貸借対照表 | 6/14 | 一部開示 | 監事監査報告書のうち、監事の印影 | 第7条第2号 |
| 128 | 浦122 | 6/11 | 保健福祉局 保健部 | 生活衛生課 | 浦和斎場大規模修繕工事に伴う燃料変更の工事費、コスト、維持管理等の行政情報 | 浦和斎場大規模改修工事機械設備概算 | 6/25 | 不開示 | ・燃料変更の工事費の行政情報 ・コスト、維持管理等の行政情報 | 第7条第5号文書不存在 |
| 129 | 浦123 | 6/11 | 保健福祉局 保健部 | 生活衛生課 | 浦和斎場に係る覚書等 旧浦和市時代を含む | | 7/24 | 不開示 | | 補正不応答 |
| 130 | 浦124 | 6/11 | 保健福祉局 保健部 | 生活衛生課 | 浦和斎場大規模修繕工事についての打合記録等 | ・打合せ議事録 17-114 浦和斎場大規模改修工事実施設計業務 平成29年6月19日13時30分～14時30分 ・打合せ議事録 17-114 浦和斎場大規模改修工事実施設計業務 平成29年6月19日14時00分～15時00分 他 | 6/25 | 一部開示 | 担当者の氏名の部分、法人内部の営業活動に関する部分、工事の施工予定がわかる部分 | 第7条第2号第3号第5号 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|----------------------------|--------------|---|--|------|-------|--|--------------|
| 131 | 浦125 | 6/11 | 建設局 建築部 | 安全管理課 | 浦和斎場大規模修繕工事についての打合記録等 | ・打合せ議事録 17-114 浦和斎場大規模改修工事実施設計業務 平成29年6月19日13時30分～14時30分 /打合せ議事録 17-114 浦和斎場大規模改修工事実施設計業務 平成29年6月19日14時00分～15時00分 他 | 6/25 | 一部開示 | 担当者の氏名の部分、法人内部の営業活動に関する部分、工事の施工予定がわかる部分 | 第7条第2号第3号第5号 |
| 132 | 浦126 | 6/11 | 建設局 建築部 | 設備課 | 浦和斎場大規模修繕工事についての打合記録等 | | 6/22 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 133 | 浦128 | 6/12 | 保健福祉局 保健部 | 動物愛護ふれあいセンター | 特定法人にかかわる一切の文書 | ・保保動第243号 第一種動物取扱業登録証再交付申請書(468) ・保保動第1688号 動物取扱業変更届出について 他 | 7/5 | 一部開示 | 申請者電話番号、第一種動物取扱業変更届出書の変更理由、指摘事項及び報告文、動物取扱業登録申請書の実務経験の内容、構造及び規模、権原の有無、職員の配置 他 | 第7条第2号第3号第5号 |
| 134 | 浦129 | 6/12 | 保健福祉局 保健部 | 動物愛護ふれあいセンター | 特定法人にかかわる一切の文書 | ・保保動第444号 動物取扱業登録申請について ・保保動第2234号 犬猫等販売業営業届 ・保保動第2294号 第一種動物取扱業立入検査実施報告書 ・保保動第239号 第一種動物取扱業変更届出書(468) | 7/5 | 一部開示 | 申請者電話番号、動物取扱業登録申請書の事業所電話番号、実務経験の内容、構造及び規模、権原の有無、職員の配置、営業設備の概要 他 | 第7条第2号第3号 |
| 135 | 浦131 | 6/13 | 建設局 | 技術管理課 | ・平成29年4月版さいたま市公共建築工事単価表一市場単価 ・平成29年4月版さいたま市公共建築工事単価表一標準単価(建築・電気設備・機械設備) | さいたま市公共建築工事単価表標準単価(建築工事)平成29年4月版 標準単価(電気設備工事)平成29年4月版 標準単価(機械設備工事)平成29年4月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備)平成29年4月版 | 6/14 | 開示 | | |
| 136 | 浦133 | 6/13 | 保健福祉局 保健部 | 生活衛生課 | 浦和斎場 アスベスト調査に関するもの、設計図書 ※竣工時及び改築、増築の設計図書の仕上表に限る アスベスト調査に関するものアスベスト調査報告書に限る | 仮称浦和市斎場建設(建築)工事図面番号5外部仕上表内部仕上表1他 | 8/3 | 一部開示 | 担当者の印影、氏名、登録番号 | 第7条第2号 |
| 137 | 見3 | 6/14 | 経済局 農業政策部 | 見沼グリーンセンター | ・農村広場(春おか広場)指定管理者申請時事業計画書(平成29年度指定管理期間に関わる事業計画書) ・上記運営に関する事業報告書及び収支実績書(平成29年度) | ・さいたま市農村広場事業計画書 ・さいたま市農村広場(春おか広場)29年度事業報告書 | 6/27 | 一部開示 | 法人のノウハウ・内部情報に関する部分 | 第7条第3号 |
| 138 | 岩3 | 6/15 | 都市局 北部都市公園管理事務所 | 管理課 | 岩槻温水プールの立面図 | (仮称)岩槻市民温水プール新築工事 竣工図 南・西立面図、北・東立面図 | 6/27 | 一部開示 | 資格番号、個人の氏名、個人の印影 | 第7条第2号 |
| 139 | 大41 | 6/15 | 保健福祉局 保健部 | 動物愛護ふれあいセンター | 動物取扱業特定業者についての一切の書類 (口頭記録、指導等含む一切の書類) | ・保保動第444号 動物取扱業登録申請について ・保保動第678号 平成25年度動物取扱責任者研修会のお知らせ ・保保動第1560号 動物取扱責任者研修会開催のお知らせ(通知)他 | 7/18 | 一部開示 | 申請者電話番号、動物取扱業登録申請書の事業所電話番号、実務経験の内容、構造及び規模、権原の有無、職員の配置、営業設備の概要、立入検査票の指摘事項 他 | 第7条第2号第3号 |
| 140 | 浦134 | 6/15 | 教育委員会 事務局 生涯学習総合センター | | 2018年春の部長級以上の人事異動に伴う引き継ぎ文書一式 | 事務引継書【次長級以上】 | 6/20 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 行政情報の名称 | 決定日 | 決定の 内容 | 不開示部分 | 不開 示情 報区 分 |
|-----|----------|-------|-------------------------------|-----------|----------------------------------|--|------|-----------|-------|---------------------|
| 141 | 浦 135 | 6/15 | 教育委 員会事 務局 中央図 書館 | 管理課 | 2018年春の部長級以上の人事異 動に伴う引き継ぎ文書一式 | 事務引継書【次長級以上】 | 6/20 | 開示 | | |
| 142 | 浦 136 | 6/15 | 出納室 | 出納課 | 2018年春の局長級以上の人事異 動に伴う引き継ぎ文書一式 | 平成30年4月1日付け人事異動に伴 う会計管理者(兼)出納室長の事務 引継書(平成30年3月28日作成) | 6/21 | 開示 | | |
| 143 | 浦 137 | 6/15 | 岩槻区 役所 区民生 活部 | 総務課 | 2018年春の局長級以上の人事異 動に伴う引き継ぎ文書一式 | 事務引継書(平成30年3月30日) | 6/25 | 開示 | | |
| 144 | 浦 138 | 6/15 | 緑区役 所 区民生 活部 | 総務課 | 2018年春の局長級以上の人事異 動に伴う引き継ぎ文書一式 | 事務引継書 | 6/18 | 一部 開示 | 個人印印影 | 第7条 第2号 |
| 145 | 浦 139 | 6/15 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 総務課 | 2018年春の局長級以上の人事異 動に伴う引き継ぎ文書一式 | 事務引継書【次長級以上】浦和区 長分(平成30年3月27日付) | 6/20 | 開示 | | |
| 146 | 浦 140 | 6/15 | 桜区役 所 区民生 活部 | 総務課 | 2018年春の局長級以上の人事異 動に伴う引き継ぎ文書一式 | 平成30年3月30日付 事務引継書 | 6/25 | 開示 | | |
| 147 | 浦 141 | 6/15 | 大宮区 役所 区民生 活部 | 総務課 | 2018年春の局長級以上の人事異 動に伴う引き継ぎ文書一式 | 事務引継書【次長級以上】 | 6/29 | 開示 | | |
| 148 | 浦 142 | 6/15 | 北区役 所 区民生 活部 | 総務課 | 2018年春の局長級以上の人事異 動に伴う引き継ぎ文書一式 | 事務引継書【次長級以上】 | 6/19 | 開示 | | |
| 149 | 浦 143 | 6/15 | 建設局 土木部 | 土木総 務課 | 2018年春の局長級以上の人事異 動に伴う引き継ぎ文書一式 | 平成30年3月29日 事務引継書【次 長級以上】 (引継者 建設局理事) | 6/20 | 開示 | | |
| 150 | 浦 144 | 6/15 | 都市局 都市計 画部 | 都市総 務課 | 2018年春の局長級以上の人事異 動に伴う引き継ぎ文書一式 | ・事務引継書【次長級以上】(都市局 長 平成30年3月30日) 事務引継書【次長級以上】(都市局 理事 平成30年3月30日) | 6/22 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|-------------------|---------|---|--|------|-------|---|-----------|
| 151 | 浦145 | 6/15 | 環境局 環境共生部 | 環境創造政策課 | 2018年春の局長級以上の人事異動に伴う引き継ぎ文書一式 | ・事務引継書【次長級以上】 | 6/29 | 開示 | | |
| 152 | 浦146 | 6/15 | 保健福祉局 保健部 | 健康増進課 | 2018年春の局長級以上の人事異動に伴う引き継ぎ文書一式 | 事務引継書【次長級以上】平成30年3月30日作成 | 6/28 | 開示 | | |
| 153 | 浦147 | 6/15 | 市民局 市民生活部 | 市民生活安全課 | 2018年春の局長級以上の人事異動に伴う引き継ぎ文書一式 | 事務引継書【次長級以上】 | 6/26 | 開示 | | |
| 154 | 浦148 | 6/15 | 財政局 財政部 | 財政課 | 2018年春の局長級以上の人事異動に伴う引き継ぎ文書一式 | 事務引継書【次長級以上】 | 6/21 | 開示 | | |
| 155 | 浦149 | 6/15 | 総務局 危機管理部 | 危機管理課 | 2018年春の局長級以上の人事異動に伴う引き継ぎ文書一式 | 事務引継書【次長級以上】 | 6/25 | 開示 | | |
| 156 | 浦150 | 6/15 | 総務局 総務部 | 総務課 | 2018年春の局長級以上の人事異動に伴う引き継ぎ文書一式 | 事務引継書【次長級以上】(平成30年3月28日作成) | 6/27 | 開示 | | |
| 157 | 浦151 | 6/15 | 消防局 総務部 | 消防総務課 | 2018年春の局長級以上の人事異動に伴う引き継ぎ文書一式 | 事務引継書【次長級以上】 | 6/19 | 開示 | | |
| 158 | 浦152 | 6/19 | 保健福祉局 長寿応援部 | 介護保険課 | 特定法人で発生した死亡事故に関する事故報告書、改善報告書 | 特定法人で発生した死亡事故に関する事故報告書、改善報告書 | 6/27 | 一部開示 | 法人の代表者印の印影、被保険者番号、住所、サービス種類、事故の内容・状況、対処方法他 | 第7条第2号第5号 |
| 159 | 浦153 | 6/21 | 北区役所 区民生活部 | 課税課 | 平成29年度特定標準宅地番号に係る鑑定評価書 | 鑑定評価書(特定標準宅地番号・平成26年1月1日時点) | 6/29 | 一部開示 | ・標準宅地調書のうち、「所有者名」欄の部分 ・鑑定評価書のうち、不動産鑑定士の「印影」の部分 | 第7条第2号第3号 |
| 160 | 浦154 | 6/22 | 教育委員会事務局 中央図書館 | 管理課 | さいたま市立武蔵浦和図書館外6館窓口業務他3件委託契約金額、契約方法、仕様書、契約の相手業者名、選定理由全て平成30年度分 | ・「さいたま市立武蔵浦和図書館外6館窓口等業務」にかかる仕様書 ・「さいたま市立武蔵浦和図書館外6館窓口等業務」にかかる入札提出者選定案 ・「さいたま市立武蔵浦和図書館外6館窓口等業務」にかかる入札結果表 他 | 6/28 | 一部開示 | 各結果表のうち執行予定額、予定比較額、予定価格、比較価格、最低制限価格、最低制限比較価格 | 第7条第5号 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|------------|---------|--|--|------|-------|--|-------------------|
| 161 | 緑9 | 6/22 | 保健福祉局福祉部 | 監査指導課 | 特定社会福祉法人及び特定児童養護施設 ・社会福祉法人に係る自主点検表 ・社会福祉法人及び社会福祉施設等に係る自主点検表 ・社会福祉法人及び社会福祉施設に係る自主点検表 (平成27年度～29年度分) | 特定社会福祉法人及び特定児童養護施設に対する、平成27年度～平成29年度に行った過去3年度分の自主点検表 | 7/6 | 一部開示 | 所有者氏名、記入者氏名、衛生推進者職・氏名、防火管理者職・氏名、記入者職名・氏名、嘱託医名、寄付者氏名他 | 第7条第2号第3号 |
| 162 | 浦156 | 6/26 | 浦和区役所健康福祉部 | 保健センター | 浦和区保健センター大規模改修調査検討業務委託 30年度当初予算 | 平成30年度当初歳出積算の基礎大規模改修調査検討業務の部分 | 7/2 | 一部開示 | 大規模改修調査検討業務の予算額及び積算式 | 第7条第5号 |
| 163 | 中33 | 6/27 | 水道局給水部 | 南部水道建設課 | 平成30年度幹線358号(Φ500mm)配水本管布設工事の見積採用単価の根拠 | 幹線358号(Φ500mm)配水本管布設工事における見積書 | 7/9 | 一部開示 | 印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号 | 第7条第2号第3号 |
| 164 | 浦157 | 6/28 | 保健福祉局長寿応援部 | 介護保険課 | 特定の老人ホームの設置に係る書類一式 | 特定の老人ホームの設置に係る書類一式 | 7/9 | 一部開示 | 法人代表者の印影、施設管理者の氏名及び住所、建物に係る概要表、平面図、立面図他 | 第7条第2号第3号 |
| 165 | 浦158 | 7/2 | 総務局総務部 | 行政透明推進課 | さいたま市情報公開・個人情報保護審議会の市民公募委員(任期平成29年10月22日から2年間)の応募者全員が提出した応募用紙(作文、小論文等)の一切 | 総総行透第1798号「さいたま市情報公開・個人情報保護審議会公募委員の応募書類について」(平成29年8月25日供覧完了)のうち、応募者が提出した応募書類 | 7/3 | 不開示 | 総総行透第1798号「さいたま市情報公開・個人情報保護審議会公募委員の応募書類について」(平成29年8月25日供覧完了)のうち、応募者が提出した応募書類 | 第7条第2号 |
| 166 | 浦160 | 7/4 | 議会局総務部 | 総務課 | 平成30年7月4日に開催された住民監査の議会局総務課の陳述原稿 | 住民監査請求に伴う陳述の読み原稿 | 7/10 | 一部開示 | 個人の氏名 | 第7条第2号 |
| 167 | 浦163 | 7/6 | 建設局 | 技術管理課 | 平成29年度下水道工事参考資料 平成30年度下水道工事参考資料 | 下水道工事参考資料 平成29年7月、平成29年11月改定 下水道工事参考資料 平成30年7月 | 7/13 | 開示 | | |
| 168 | 浦165 | 7/9 | 水道局給水部 | 北部水道建設課 | さいたま市水道局及び下水道局の積算システムで運用している水道局では、「S」、下水道局では「D」から始まる施行コードの一覧表及びそのコードが示す名称と、基準根拠・参照先が分かるものの一覧 | 施行条件一覧表 | 7/17 | 開示 | | |
| 169 | 大54 | 7/10 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 医療法人決算届 平成30年6月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 | 6月/決算届(平成30年度)のうち事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 | 7/13 | 開示 | | |
| 170 | 浦168 | 7/17 | 保健福祉局長寿応援部 | 介護保険課 | 平成23年度から、平成30年5月末までにさいたま市内の「サービス付き高齢者向け住宅」または「サービス付き高齢者向け住宅登録事業者」からさいたま市へ提出された事故報告書及び添付資料の全て。 | 事故報告書他 | 8/17 | 一部開示 | 法人名(運営事業者名)、法人住所、代表者の職・氏名、記載者(報告者)職・氏名・印影 | 第7条第2号第3号 文書不在 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|----------------|--------------|---|---|------|-------|--|-----------|
| 171 | 北2 | 7/17 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 特定医療法人の直近3年分の決算報告書一式 平成28年度受付、平成29年度及び平成30年度に受け付けた医療法人の決算書の監、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事監査報告書 | 提出された決算届のうち、対象医療法人の平成27年度、平成28年度及び平成29年度に受け付けた医療法人決算届、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事監査報告書 | 7/25 | 一部開示 | 監事監査報告書のうち、監事の印影 | 第7条第2号 |
| 172 | 浦171 | 7/19 | 都市局都市計画部 | 自転車まちづくり推進課 | さいたま市営自転車駐車場Cグループ指定管理者 特定法人の応募申請書類 業務に関する書類:事業計画書(全部) | 特定法人により提出された平成25年8月30日付「Cグループ指定管理者指定申請書」の添付書類のうち、「事業計画書」及び「事業計画書概要表」 | 8/2 | 一部開示 | 掲載されている写真の顔の判別ができる部分 法人のノウハウや独自の提案が含まれる部分 | 第7条第2号第3号 |
| 173 | 浦172 | 7/19 | 保健福祉局福祉部 | 監査指導課 | ・平成29年度に実施した特定社会福祉法人の監査結果に係る全体の資料 ・平成29年度に実施した特定院の監査結果に係る全体の資料 | 特定法人に対して行った平成29年度の監査結果に係る資料 | 8/2 | 一部開示 | 事務局員、外部委員、嘱託医名他 | 第7条第3号 |
| 174 | 浦173 | 7/19 | 都市局まちづくり推進部 | まちづくり総務課 | 平成29年度実施の岩槻区本町3丁目立体駐車場消火水槽定水位弁交換修繕に関するもの (見積合せ～支出命令書までと事務処理ミス報告書等) | 平成30年2月14日付裁裁都まま第2708号本町3丁目立体駐車場の消火水槽定水位弁交換修繕の指名業者について他 | 7/30 | 一部開示 | 代理人の氏名、捺印、法人の口座情報 | 第7条第2号第3号 |
| 175 | 浦174 | 7/23 | 環境局環境共生部 | 環境対策課 | 特定法人に関する工場台帳 | 特定法人に関する総合台帳、水質関係台帳、各届出書 | 7/26 | 一部開示 | 印影 | 第7条第2号 |
| 176 | 中40 | 7/23 | スポーツ文化局スポーツ部 | スポーツ振興課 | 平成29年度に指定管理者公募がされた「与野体育館」に関する下記資料 現指定管理者が提出した事業計画書または収支予算書 | さいたま市与野体育館指定管理者事業計画書、収支予算書(総括)、平成30～34年度収支予算積算書 | 8/3 | 一部開示 | 個人を特定できる写真、収支予算書(総括)のうち、収支それぞれの項目の内訳金額、収支予算積算書のうち、積算内訳及び収支それぞれの項目の内訳金額 | 第7条第2号第3号 |
| 177 | 浦175 | 7/25 | 都市局南部都市公園管理事務所 | 管理課 | 駒場運動公園のラインテープに関するもの(802個→5個の件) 浦和総合運動場の放置車両に関するもの(平成30年度) | 備品台帳(平成30年8月6日出力) (所管施設:駒場運動公園、品名:フィールド用ビニールテープ) | 8/8 | 一部開示 | 駒場運動公園のラインテープに関するもの「(802個→5個の件)の部分」。浦和総合運動場の放置車両に関するもの。 | 文書不存在 |
| 178 | 浦176 | 7/26 | 総務局総務部 | 法務・コンプライアンス課 | 「九条俳句」裁判の弁護士費用に係る支出命令書で、支出金額及び支払日がわかる部分 | 支出命令書(平成27年10月20日決裁)(伝票番号091173237-00-00)他 | 8/6 | 一部開示 | 事件番号、受任弁護士の口座情報 | 第7条第2号第3号 |
| 179 | 浦177 | 7/27 | 議会局議事調査部 | 議事課 | 平成30年6月定例会 総合政策委員会における請願12、13、14番に関する会議録 審査、討論の部分 | 平成30年6月定例会総合政策委員会記録(速報版)のうち、6月15日及び18日の該当部分 | 7/30 | 開示 | | |
| 180 | 岩6 | 7/30 | 建設局土木部 | 土木総務課 | 平成18年3月28日付の書面に対する見解 | | 8/7 | 不開示 | | 文書不存在 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|------------|--------------|--|--|------|-------|--|-----------------|
| 181 | 中44 | 7/30 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 特定医療法人の事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産表、監査報告書、定款、直近と直近3ヶ年 | 提出された決算届のうち、対象医療法人の平成28年度、平成29年度及び平成30年度に受け付けた事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書、平成30年1月5日変更の定款 | 8/6 | 一部開示 | 監事監査報告書の監事の印影 | 第7条第2号 |
| 182 | 岩7 | 7/31 | 岩槻区役所区民生活部 | 区民課 | 岩槻区役所で保管している埋葬場所が特定の寺と記載されている改葬許可申請書 | 改葬許可申請書(日付特定) | 8/10 | 一部開示 | 死亡者、死亡年月日、埋葬又は火葬の年月日、改葬の理由、改葬の場所、申請者、申請者署名押印、墓地管理者署名押印欄 | 第7条第2号 |
| 183 | 浦178 | 8/1 | 保健福祉局保健部 | 動物愛護ふれあいセンター | 2018年6月12日以降に提出・作成等された特定法人にかかわる一切の文書 | ・平成30年6月20日決裁 保保動第982号 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項に基づく立入検査の実施について(通知) ・平成30年6月20日決裁 保保動第985号 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項に基づく報告について(通知)他 | 2/27 | 一部開示 | 申請者の情報、指摘事項及び報告文の概要の一部、命令文の期間等の日付、命令の理由の一部、資料として添付している立入検査票、犬猫等健康安全計画の一部、指導経緯の一部 他 | 第7条第2号第3号第4号第5号 |
| 184 | 浦179 | 8/2 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 特定医療法人の直近3か年分の決算届 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書 | 提出された決算届のうち、対象医療法人の平成27年度、平成28年度及び平成29年度に受け付けた事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事監査報告書 | 8/8 | 一部開示 | 監事監査報告書の監事の印影 | 第7条第2号 |
| 185 | 浦180 | 8/2 | 建設局 | 技術管理課 | 平成30年度関東地区下水道事業積算施行適正化委員会の内、下水道資材の価格調査結果 | 平成30年度下水道工事参考資料平成30年7月 | 8/7 | 開示 | | |
| 186 | 西9 | 8/7 | 西区役所区民生活部 | 課税課 | 特定地の課税地目の変更に至った議事録、納税義務者に関する調査結果 | 固定資産税・都市計画納税通知書返戻分住所調査書 全部事項証明書(住所特定) 閉鎖登記簿の謄本(地番特定) | 8/20 | 一部開示 | 納付番号、確認番号、宛名番号、コンビニバーコード、コンビニバーコードを数字化したもの、通知書番号、義務者氏名、義務者住所 | 第7条第2号 文書不存在 |
| 187 | 西10 | 8/7 | 西区役所区民生活部 | 収納課 | 特定地における今後の税の収納方針 | | 8/13 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 188 | 大62 | 8/8 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 医療法人決算届 平成30年7月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 | 7月/決算届(平成30年度)のうち事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 | 8/14 | 一部開示 | 監事の印影 | 第7条第2号 |
| 189 | 大63 | 8/8 | 建設局北部建設事務所 | 建築審査課 | 特定の建築確認申請書一式 | 特定の建築確認申請図書及び書類 | 8/16 | 一部開示 | 申請者の電話番号、印影 | 第7条第2号 |
| 190 | 岩9 | 8/16 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | イ7213号線の直近「特殊車両許可申請」のあった代表的なものの企業からの申請から協議書、回答書を含む | 建北土920 特殊車両通行許可申請について(第483号) 建北土1952 特殊車両通行許可協議について(第923号) | 8/29 | 一部開示 | 個人の氏名、電話番号、車台番号 | 第7条第2号第3号 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|-------------|---------|--|--|-------|-------|---|---------------------|
| 191 | 見8 | 8/21 | 教育委員会事務局管理部 | 学校施設課 | 片柳小学校校庭防砂ネット張り一式 | ・執行伺 片柳小学校校庭防砂ネット張り修繕(平成30年5月28日決裁) ・契約伺 片柳小学校校庭防砂ネット張り修繕(平成30年6月8日決裁) ・工事着手関係書類 | 9/3 | 一部開示 | 代理人名及び個人印影、代理名、住所、氏名、生年月日、学歴、資格名称、資格番号、資格証明書 | 第7条第2号 |
| 192 | 浦185 | 8/23 | 水道局給水部 | 北部水道建設課 | さいたま市水道局の積算で使われている工種の名称と、コードが分かる一覧表 | 施行条件一覧表 | 8/27 | 開示 | | |
| 193 | 浦186 | 8/23 | 建設局 | 技術管理課 | 平成29年度 下水道工事参考資料 | 下水道工事参考資料 平成29年7月、平成29年11月改定 | 8/31 | 開示 | | |
| 194 | 見9 | 8/23 | 都市局まちづくり推進部 | 区画整理支援課 | 平成29年度以降に行った、東武線七里駅駅舎整備に関する設計等の資料他 | ・都ま区626 七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業 議事録(H290330)(H29.4.20供覧) ・七里駅橋上化駅舎及び自由通路の基本設計業務 業務委託契約書他 | 10/10 | 一部開示 | 住所、氏名、印影、資格番号、法人の名称、法人の資産運営に係る部分 | 第7条第3号 |
| 195 | 浦187 | 8/24 | 建設局 | 技術管理課 | さいたま市の建設局で使われている工種の名称と、コードが分かる一覧表 | 改定管理表(土木工事)2018年度改定 独自基準・カスタマイズ施行コード一覧 201808 H3008_主管課独自基準改定チェックシート H30下水道工事管理表(ST) H30下水道委託管理表(ST) | 9/6 | 一部開示 | 改定管理表(土木工事)2018年度改定 H30下水道委託管理表(ST) | 第7条第3号 |
| 196 | 浦188 | 8/24 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 特定医療法人の事業報告書、貸借対照表、損益計算書 | 対象医療法人の事業報告書、貸借対照表、損益計算書 | 9/6 | 開示 | | |
| 197 | 大75 | 8/29 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 埼玉県大宮耕地整理地区(上下天沼、北袋、鳥居先)の換地確定図及び換地予定図等のA3カラーによる写し3件 | 特定地に係る「旧公図」及び「耕地整理換地予定図」の図面 | 9/10 | 一部開示 | 氏名の部分、換地予定地積の部分 | 第7条第2号 |
| 198 | 浦190 | 8/31 | 総務局総務部 | 行政透明推進課 | 平成30年度総総行透001774 議会における情報公開制度の運用状況に関する調査について | 総総行透第1774号 議会における情報公開制度の運用状況に関する調査について(回答)(平成30年8月6日決裁) | 9/11 | 開示 | | |
| 199 | 見10 | 8/31 | 子ども未来局幼児未来部 | 保育課 | さいたま市内の保育園に勤務する保育士の4月1日勤務者数の推移(期間特定) さいたま市内の保育園に入園を希望する4月1日児童の数の推移(期間特定) | さいたま市内の認可保育所等の保育士数 平成30年4月1日現在の保育所等利用待機児童の状況について | 9/7 | 開示 | | |
| 200 | 浦198 | 9/3 | 人事委員会事務局 | 任用調査課 | 平成25年度から29年度までの係長職・主査職等への昇任試験の問題及び解答が分かる文書 (1)選択式(択一式)の全ての問題と解答 (2)記述式(小論文など)の全ての問題と解答 ただし、教員、消防は除く | 平成27年度係長級昇任試験の問題及び教養試験(択一式)の解答 平成28年度係長級昇任試験の問題及び教養試験(択一式)の解答 平成29年度係長級昇任試験の問題及び教養試験(択一式)の解答 | 9/11 | 不開示 | 平成27年度係長級昇任試験の問題及び教養試験(択一式)の解答、平成28年度係長級昇任試験の問題及び教養試験(択一式)の解答、平成29年度係長級昇任試験の問題及び教養試験(択一式)の解答、論文試験に関する解答 | 第7条第5号 文書 不存在 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|-------------------|---------------|--|--|------|-------|--|-----------------|
| 201 | 大77 | 9/5 | 都市局 都心整備部 | 大宮駅東口まちづくり事務所 | 大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業国庫補助(変更)要望調書 平成30年6月版 | 大門2_平成31年度社会資本整備総合交付金等の事業量調査について | 9/19 | 一部開示 | 様式1(12)施設建築物等価額のうち、さいたま市を除く、金額・単価に関する部分、様式A(社総交)、様式Bのうち、他地区に関する部分 | 第7条第3号第4号 |
| 202 | 浦196 | 9/5 | 建設局 | 技術管理課 | 平成29年施行形態動向調査(調査費用の分かるもの) | 調査対象工種及び調査費 | 9/11 | 開示 | | |
| 203 | 浦199 | 9/5 | 教育委員会事務局 学校教育部 | 指導2課 | 平成29年度「学級がうまく機能しない状況」に関する調査結果(該当学校数、および学年別の該当学級数を含むもの) | 平成29年度「学級がうまく機能しない状況」に関する調査 | 9/20 | 一部開示 | 学校名、関係機関名 | 第7条第5号 |
| 204 | 見11 | 9/6 | 保健福祉局 保健部 | 動物愛護ふれあいセンター | 特定法人にかかわる一切の文書 | ・平成28年6月30日 保保動第1047号 第一種動物取扱業登録証再交付申請について ・平成28年6月28日 保保動第1049号 第一種動物取扱業変更届出について 他 | 2/27 | 一部開示 | 申請者住所、電話番号、第一種動物取扱業変更届出書の変更理由、勧告書及び報告書の指摘事項及び内容、依頼者情報、相談内容、依頼内容・受理者対応他 | 第7条第2号第3号第4号第5号 |
| 205 | 大83 | 9/7 | 保健福祉局 保健部 | 地域医療課 | 医療法人決算届 平成30年8月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 | 8月/決算届(平成30年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 | 9/19 | 開示 | | |
| 206 | 浦200 | 9/7 | 水道局 業務部 | 水道総務課 | さいたま市の各部局別の職員数及び障害者の雇用数及び障害者の雇用率と全体の合計数の状況が分かる結果等関連文書 他 | ・水業水第1132号「障害者である職員の任免に関する状況の通報について」の決裁文書のうち「障害者任免状況通報書」 ・水業水第908号の「障害者手帳等の保持者の任意報告」についての決裁文書のうち依頼文及び報告書 | 9/20 | 一部開示 | 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の内訳、障害者の雇用採用に係る障害者手帳等の証明書類を提出がなされて、雇用採用したことによる記録関連文書、法定雇用率を達成するための原因究明や採用計画の取り組み状況が分かる関連文書 他 | 第7条第2号文書不存在 |
| 207 | 浦201 | 9/7 | 保健福祉局 市立病院経営部 | 庶務課 | さいたま市の各部局別の職員数及び障害者の雇用数及び障害者の雇用率と全体の合計数の状況が分かる結果等関連文書 他 | ・保病経歴1615号(平成30年6月1日時点)障害者である職員の任免に関する状況の通報について(平成30年7月13日決裁)のうち障害者任免状況通報書 ・保病経歴2598号(平成30年9月1日時点)障害者任免状況通報書(変動届)について(平成30年9月13日決裁)のうち障害者任免状況通報書(変動届) 他 | 9/20 | 一部開示 | 「障害者任免状況通報書」のうち④身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の内訳及び「C障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」の内訳 | 第7条第2号 |
| 208 | 浦202 | 9/7 | 教育委員会事務局 管理部 | 教育総務課 | さいたま市の各部局別の職員数及び障害者の雇用数及び障害者の雇用率と全体の合計数の状況が分かる結果等関連文書 他 | ・教管教総第1374号 障害者である職員の任免に関する状況の通報について(平成30年7月17日決裁)のうち「障害者任免状況通報書」 ・教管教総第1070号 障害者手帳等所持者の任意報告について(平成30年6月22日決裁)のうち「障害者手帳等所持者の任意報告について(依頼)」 他 | 9/21 | 一部開示 | 「④身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の内訳及び「C障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」の内訳、障害者の雇用採用に係る障害者手帳等の証明書類を提出がなされて、雇用採用したことが分かる記録関連文書 | 第7条第2号文書不存在 |
| 209 | 浦203 | 9/7 | 総務局 人事部 | 人事課 | さいたま市の各部局別の職員数及び障害者の雇用数及び障害者の雇用率と全体の合計数の状況が分かる結果等関連文書 他 | ・総人第1384号 障害者である職員の任免に関する状況の通報について(平成30年7月17日決裁)のうち障害者任免状況通報書 ・平成30年度身体に障害のある人を対象とするさいたま市職員採用選考案内・申込書 他 | 9/21 | 一部開示 | 「A任免状況④身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の内訳及び「C障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」の内訳 | 第7条第2号 |
| 210 | 浦204 | 9/7 | 保健福祉局 保健部 | 地域医療課 | さいたま市の所管する医療法人の、指定する決算期末を含む事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書)他 | 別表で特定した決算期をむかえた対象医療法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 | 9/21 | 一部開示 | 監事の印影 | 第7条第2号 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|-------------|-----------------|---|---|-------|-------|---|-----------|
| 211 | 浦205 | 9/14 | 保健福祉局福祉部 | 福祉総務課 | 特定社会福祉法人(平成29、30年)計算書類(貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書)、財産目録 | 特定社会福祉法人が社会福祉法第59条第1項の規定により提出した平成28～29年度分の現況報告書における添付資料のうち、貸借対照表、資金収支計算書及び財産目録 | 9/27 | 一部開示 | 預金の預け先、取引先 | 第7条第3号 |
| 212 | 浦208 | 9/19 | 都市局まちづくり推進部 | 日進・指扇周辺まちづくり事務所 | 西大宮駅南口側の用地交渉記録平成26年度～直近まで | 権利者対応記録簿(平成28年11月4日)No.1、No.2 権利者対応記録簿(平成29年11月6日)No.1、No.2、No.3 権利者対応記録簿(平成30年7月10日)No.1 | 10/2 | 一部開示 | 権利者氏名、協議者氏名、権利者と協議者との関係、連絡先、対応記録の一部、要旨の一部 | 第7条第2号 |
| 213 | 岩10 | 9/20 | 建設局北部建設事務所 | 道路安全対策課 | これまで対応してきた「事例10拠点」を列挙し、その対応の根拠となった「データベースと投じた予算」 | 北部・道路安全対策課 交通安全対策要望書・指示書 工事内訳書(施工箇所別) | 10/4 | 一部開示 | 個人の住所、電話番号 | 第7条第2号 |
| 214 | 大85 | 9/21 | 建設局北部建設事務所 | 道路建設課 | 都市計画道路3・2・81 三橋中央通線(三橋工区)の道路平面図 | 都市計画道路3・2・81 三橋中央通線(三橋工区)平面図 | 9/28 | 開示 | | |
| 215 | 岩11 | 9/25 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 特定企業に対して指導・勧告・要請等として書面で申し入れた事実関係資料 | 平成25年 建北土1776 特殊車両の通行に関する通知について ・平成25年 建北土2052 特殊車両通行に伴う指導・取締り結果報告 ・平成28年 建北土238 特殊車両通行に伴う指導・取締り結果報告 他 | 10/9 | 一部開示 | 個人の氏名、住所 | 第7条第2号 |
| 216 | 岩12 | 9/26 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 特殊車両通行許可協議書に類する国土交通省他の地方整備局が発行する資料 | ・平成30年度建北土1731 特殊車両通行許可協議について(第729号) ・平成30年度建北土1937 特殊車両通行許可協議について(第864～965号) ・平成30年度建北土2135 特殊車両通行許可協議について(第1056号) 他 | 10/9 | 開示 | | |
| 217 | 浦211 | 9/27 | 都市局都市計画部 | 都市公園課 | 特定公園予定地に敷ならした再生砕石のアスベスト調査に関する文書 | ・見積書の提出について ・見積一覧について ・支出負担行為何書(工事委託等・執行伺) ・支出負担行為何書(工事委託等・契約伺) ・業務委託契約書 他 | 10/11 | 一部開示 | 個人名、印影、個人が特定できる番号・年月日・写真・経歴、法人名 | 第7条第2号第3号 |
| 218 | 浦212 | 9/28 | 総務局総務部 | アーカイブズセンター | 総務課アーカイブズセンター及び三つ和会館の備品台帳 平成30年3月末日現在(市物品会計規則第31条に基づくもの)備品現在高報告書を含む | 備品台帳(平成30年3月末日現在)備品現在高報告書(平成30年3月末日現在) | 10/2 | 開示 | | |
| 219 | 浦213 | 9/28 | 総務局総務部 | 人権政策推進課 | 総務課アーカイブズセンター及び三つ和会館の備品台帳 平成30年3月末日現在(市物品会計規則第31条に基づくもの)備品現在高報告書を含む | 備品台帳(平成30年3月末日現在)備品現在高報告書(平成30年3月末日現在) | 10/3 | 開示 | | |
| 220 | 浦214 | 9/28 | 保健福祉局福祉部 | 監査指導課 | ・特定社会福祉法人の平成29年度監査結果の内、監査結果通知書に関する全ての書類 ・平成29年度特定介護老人福祉施設指導事前調査及び実施報告結果通知及び回答書 | 平成29年度指導監査結果通知書 平成29年度実地指導事前調査、実地指導結果通知及び回答書 | 10/10 | 一部開示 | 指定介護老人福祉施設実地指導事前調査の表紙、記載担当者氏名、預り金総額、保管場所、保管者及び保管場所の鍵の管理者他 | 第7条第2号第3号 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|-------------|------------|---|---|-------|-------|--|-----------|
| 221 | 浦215 | 9/28 | 保健福祉局長寿応援部 | 介護保険課 | 特定社会福祉法人の平成27年度以降の役員変更届書及び管理者変更届書 | 変更届出書 | 10/4 | 一部開示 | 役員(理事長)の印影(個人印含む)、役員(登記簿に記載のない者)の氏名、住所、役職名、生年月日、年齢、郵便番号、電話番号、職業、任期、代表権の有無、役員等の資格、親族関係等特殊関係 他 | 第7条第2号 |
| 222 | 岩14 | 9/28 | 都市局まちづくり推進部 | 岩槻まちづくり事務所 | 平成30年9月28日現在で加入中の損害保険及び共済の証券及び明細書。証券に補償内容(保険の対象、保険金額・支払限度額含む)が記載されていない場合は補償内容のわかるもの。ただし、保険の期間が1年未満の短期契約は除く。 | 賠償責任保険(岩槻駅西口土地区画整理事業) 賠償責任保険(江川土地区画整理事業) | 10/5 | 開示 | | |
| 223 | 見12 | 9/28 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 特定地に関わる境界確認申請書で作成された現況図面 | 特定地に関わる境界確認申請書で作成された現況図面 | 10/4 | 一部開示 | 個人名 | 第7条第2号 |
| 224 | 岩13 | 10/1 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 特定案件に関する顧問弁護士、法務・コンプライアンス課、土木管理課の三者会合の会議録、経過報告 | | 10/10 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 225 | 南1 | 10/2 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 建築基準法第43条第1項ただし書規定許可取扱方針 図書一式 | ・建築基準法第43条第1項ただし書規定許可取扱方針 ・法第43条第1項ただし書規定許可取扱方針【別紙】 | 10/12 | 開示 | | |
| 226 | 岩15 | 10/3 | 建設局 | 技術管理課 | 1.路床の設定CBRが3未満の場合構築方法が記載された文章 2.さいたま市の舗装標準構成図 3.(1・2)以外の道路幅7mの場合の技術的基準 | ・「さいたま市道路設計マニュアル」のうち、『6.5基盤条件』の部分 ・さいたま市舗装標準構成図 | 10/10 | 開示 | | |
| 227 | 浦216 | 10/5 | 建設局 | 技術管理課 | 公共建築工事単価表 標準単価 平成29年10月版 市場単価 平成29年10月版 ○建築工事 ○電気設備工事 ○機械設備工事 標準単価 平成30年10月版(金額抜き) 市場単価 平成30年10月版(金額抜き) ○建築工事 ○電気設備工事 ○機械設備工事 | さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)平成29年度10月版 標準単価(電気設備工事)平成29年10月版 標準単価(機械設備工事)平成29年10月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備)平成29年10月版 他 | 10/9 | 開示 | | |
| 228 | 浦217 | 10/5 | 市長公室 | 広報課 | 広報課が保有する報道機関対応票(平成30年度総務局に限る) | 広報課が保有する報道機関取材対応報告票のうち総務局提出分(平成30年4月1日～平成30年10月5日まで) | 10/18 | 一部開示 | 個人の氏名、役職、電話番号、メールアドレス、生年月日、年齢、平成30年7月9日付アーカイブズセンターから提出された報道機関取材対応報告票のうち当該取材内容がわかる部分 | 第7条第2号第3号 |
| 229 | 大91 | 10/9 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 医療法人決算届 平成30年9月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 | 9月/決算届(平成30年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 | 10/15 | 開示 | | |
| 230 | 中79 | 10/10 | 中央区役所健康福祉部 | 支援課 | 特定保育園の保育園料の引き落とし口座変更にかかわる申請書、申請内容、申請日時等の一切の関係書類 | | 10/15 | 不開示 | | 第10条 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|--------------------|---------|--|--|-------|-------|--|-----------|
| 231 | 岩16 | 10/15 | 建設局 北部建設事務所 | 道路安全対策課 | 業務処理基準書 | | 10/29 | 不開示 | | 文書不在 |
| 232 | 浦219 | 10/15 | 環境局 環境共生部 | 環境対策課 | 9月～10月15日までヘリコプター、飛行機などの騒音に関する文書のすべて 市民からの申立て件数と内容(電話、Fax、メール、手紙、直接口頭で) | 平成30年度自衛隊観開式に伴う市民からの相談内容 | 10/22 | 開示 | | |
| 233 | 南2 | 10/17 | 建設局 南部建設事務所 | 下水道建設課 | 南部第10処理分区下水道工事(南建-27-204)の工事に伴う地盤改良工事資料、ポーリング資料、下水道(トンネル)の図面 | 南部第10処理分区下水道工事(南建-27-204) 上記工事の図面の一部(地盤改良図面、発進立坑位置のポーリング資料、下水道の図面) | 10/19 | 開示 | | |
| 234 | 浦220 | 10/18 | 建設局 土木部 | 道路計画課 | 平成29年度都市計画道路管理台帳 | 平成29年度都市計画道路管理台帳 | 10/25 | 開示 | | |
| 235 | 浦221 | 10/19 | 保健福祉局 長寿応援部 | 介護保険課 | 特定施設の介護保険法に係る指定更新申請書類の全て | 特定施設の指定(許可)更新申請書類の全て | 10/31 | 一部開示 | ・担当者の氏名 ・役員(理事長)の印影(個人印含む) ・役員(理事長)の生年月日、電話番号、FAX番号他 | 第7条第2号 |
| 236 | 中84 | 10/22 | 環境局 資源循環推進部 | 西清掃事務所 | 一般廃棄(家庭ごみ)収集所に係る申請書(特定地) | 一般廃棄物(家庭ごみ)収集所に係る申請書(收受番号・環資西第2378号) | 10/25 | 一部開示 | 個人の住所、氏名、電話番号 | 第7条第2号 |
| 237 | 浦222 | 10/22 | 建設局 | 技術管理課 | 建技管第1-28号「H30年用特別調査及び営繕積算システム単価データ作成業務」の予定価格の記載がある入札調書等及び予定価格の内訳書等 | H30年用特別調査及び営繕積算システム単価データ作成業務に係る予定価格書、平成29年度業務委託設計書及び委託費積算内訳書 | 10/30 | 開示 | | |
| 238 | 大109 | 10/23 | 都市局 北部都市公園管理事務所 | 管理課 | ・大和田公園、堀崎公園、天沼緑地、大宮公園サッカー場(NACK5スタジアム大宮)の指定管理者選定時の提案書、収支計画書 ・同施設の年度事業報告書、年度収支報告書(平成29年度、28年度) | ・指定管理者事業計画書/Dグループ(平成25年9月6日收受) ・平成28、29年度管理業務報告書及び自主事業報告書について/Dグループ | 11/28 | 一部開示 | 個人の氏名、写真の顔の部分、法人の専門知識に関する部分及び事業収支計画 | 第7条第2号第3号 |
| 239 | 浦223 | 10/23 | 議会局 議事調査部 | 議事課 | 2018年10月19日本会議音声データ | 平成30年10月19日 平成30年9月定例会第7号 音声データ | 10/23 | 開示 | | |
| 240 | 浦224 | 10/23 | 保健福祉局 保健部 | 地域医療課 | 特定社会医療法人の平成30年3月期の損益計算書と貸借対照表 | 特定社会医療法人の平成30年3月期の損益計算書と貸借対照表 | 10/31 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|--------------|-------------|--|--|-------|-------|--|----------------|
| 241 | 浦225 | 10/23 | 市長公室 | 広聴課 | 市の提案箱滞納徴収(債権整理推進部)に関する市民の投書の2015年度分 | ・平成27年7月24日作成 市民からの意見・要望報告書(財政局債権整理推進部債権回収課) ・平成27年7月16日收受 「わたしの提案」(第7574号)他 | 11/5 | 一部開示 | 住所、ふりがな、氏名、年齢、電話及び職業の欄、個人的な相談・苦情・要望の内容 他 | 第7条第2号 |
| 242 | 浦226 | 10/24 | 議会局議事調査部 | 議事課 | 平成30年10月19日9月定例会最終日本会議の音声データ | 平成30年10月19日 平成30年9月定例会第7号 音声データ | 10/24 | 開示 | | |
| 243 | 西14 | 10/25 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 特定地における墓地内水溜まり発生について、UR都市再生機構と土木管理課で協議された事項 | 協議図面、協議録 | 12/5 | 一部開示 | ・UR都市再生機構職員(課長職以上は除く)の氏名 ・打合せメモ内の墓地擁壁に関わらない記述 | 第7条第3号 |
| 244 | 西15 | 10/25 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 特定地における墓地擁壁維持方法等について、UR都市再生機構と土木管理課で協議された事項 | 協議図面、協議資料 | 12/5 | 開示 | | |
| 245 | 西16 | 10/25 | 建設局北部建設事務所 | 道路維持課 | 特定地における流末下水管について、UR都市再生機構と土木管理課で協議された事項 | 市と協議した際の協議図面及び協議内容 | 11/28 | 一部開示 | 担当者名、役職 | 第7条第2号 |
| 246 | 北3 | 10/29 | 保健福祉局市立病院経営部 | 庶務課 | 損害保険の証券及び明細書、補償内容が分かるもの(約款、保険期間が1年未満の短期契約、保険料が50万円未満の契約は除く)自動車保険、火災保険、賠償責任保険、損害保険 | 平成30年度 全国自治体協議会団体保険加入者カード 病院賠償責任保険等各種損害保険のご案内 保険料相当額請求書 | 11/2 | 一部開示 | 非該当の保険の契約の型・証券番号、保険料相当額の請求書の振込先 | 第7条第3号 |
| 247 | 見13 | 10/30 | 都市局まちづくり推進部 | 区画整理支援課 | ・平成29年度以降に行った、東武線七里駅舎整備に関する設計等の資料 ・平成30年8月以降の東武鉄道への七里駅北口開設に関する要望、協議等資料 | ・平成29年度以降に行った、東武線七里駅舎整備に関する設計等の資料 ・七里駅橋上化駅舎及び自由通路の基本設計業務 報告書 平成30年8月 ・平成30年8月以降の東武鉄道への七里駅北口改札口開設に関する要望、協議等資料 他 | 12/13 | 一部開示 | 氏名、顔写真、印影、協議先法人から入手した情報、工事費概算書(金額、条件、特記事項、根拠資料)、基本設計報告書出典資料(配置計画、概算工事費根拠資料)、リサイクル計画書 他 | 第7条第2号第3号第4号 |
| 248 | 浦228 | 11/1 | 都市局都市計画部 | 交通政策課 | 羽田増発に関する文書のすべて ・勤務の状況がわかるもの(休日出勤、人数、何書、報告書) ・会場にかかわる使用がわかるもの ・自治会回覧の印刷にかかった経費がわかるもの ・「事業」の根拠文書のすべて | 時間外・休日・夜間勤務命令書(平成27年9月分)、夜間計交第1321号羽田空港機能強化オープンハウス型説明会に係るご協力について、羽田空港機能強化 周知用チラシ 支出負担行為何書兼支出命令書 他 | 11/15 | 一部開示 | 職員番号、企業の口座情報、企業の代表者印、住民説明会の勤務状況がわかるもの(報告書)及び「事業」の根拠文書のすべて | 第7条第2号第3号文書不存在 |
| 249 | 浦229 | 11/2 | 都市局都市計画部 | 自転車まちづくり推進課 | 特定公園予定地に敷均した再生砕石中のアスベスト含有建材についてアスベストの調査・分析に係る報告書及び対策等の検討文書等すべて(9/29以降作成) | ・平成30年度与野中央公園予定地用地調査業務アスベスト現地調査及び分析結果報告書 ・業務委託連絡票について/平成30年度与野中央公園予定地用地調査業務 ・業務内容変更協議依頼書について/平成30年度与野中央公園予定地用地調査業務 他 | 11/16 | 一部開示 | 個人名、印影、個人が特定できる写真・役職、法人名、法人代表者の実印 | 第7条第2号第3号 |
| 250 | 浦232 | 11/5 | 保健福祉局保健部 | 生活衛生課 | 浦和斎場大規模修繕工事について火葬炉の休止期間の台数のわかるもの 入札時に示したアスベスト事前調査結果のわかるもの | ・浦和斎場大規模改修(建築)工事設計図仮設計画参考図(2) ・浦和斎場大規模改修(建築)工事設計図特記仕様書(5) ・浦和斎場大規模改修(機械設備)工事設計図特記仕様書(2) | 11/16 | 一部開示 | 担当者の氏名、登録番号 | 第7条第2号 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|---------------|-------------|---|--|-------|-------|---|--------------|
| 251 | 浦233 | 11/5 | 建設局土木部 | 道路計画課 | 都市計画道路整備計画図 平成30年度の業務委託契約書及び仕様書 | 都市計画道路整備計画図更新業務 平成29年度業務委託契約書、委託仕様書 | 11/13 | 開示 | | |
| 252 | 浦234 | 11/5 | 都市局まちづくり推進部 | 東浦和まちづくり事務所 | 南浦和東口・大間木線のうち緑区内の道路の竣工又は引渡し年月日のわかるもの | | 11/15 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 253 | 浦235 | 11/5 | 建設局南部建設事務所 | 土木管理課 | 南浦和東口・大間木線のうち緑区内の道路の竣工又は引渡し年月日のわかるもの | | 11/16 | 開示 | | |
| 254 | 浦236 | 11/6 | 都市局まちづくり推進部 | 東浦和まちづくり事務所 | 東浦和まちづくり事務所が保有する第一ガイド/東一残務共通 第二ガイド/残務共通全般 個別フォルダ/第一問題点、事業共通/苦情処理/H19市有地陥没(■街区) | ・苦情(平成20年度3月6日対応記録) ・連絡書について(回答)(平成16年1月7日付け)の写し ・東浦和第一地区対応事務分担確認書(平成30年3月30日付け) | 11/19 | 一部開示 | 氏名、住所、免許、取引銀行、銀行クレジット会社、会員登録先 | 第7条第2号 |
| 255 | 大116 | 11/8 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 医療法人決算届 平成30年10月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 | 10月/決算届(平成30年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 | 11/19 | 開示 | | |
| 256 | 浦237 | 11/8 | 保健福祉局長寿応援部 | 介護保険課 | 聴聞通知書(日付特定)に明示されている「法人及び法人代表者に対する処分の原因となる事実を証する資料」及び本事案の処理過程が把握できる行政文書と事実認定の根拠に用いた資料等の全て | 聴聞通知書の送付について | 11/16 | 一部開示 | 代表者の職・氏名、法人名、法人住所、事業所名、事業所番号、事業所所在地、不利益処分の原因となる事実、違反行為として認定した事実 | 第7条第2号第3号第5号 |
| 257 | 浦238 | 11/8 | 保健福祉局福祉部 | 監査指導課 | 聴聞通知書(日付特定)に明示されている「法人及び法人代表者に対する処分の原因となる事実を証する資料」及び本事案の処理過程が把握できる行政文書と事実認定の根拠に用いた資料等の全て | 平成29年度実地検査 特定施設に関する資料 | 11/21 | 不開示 | 平成29年度実地検査 特定施設に関する資料 | 第7条第5号 |
| 258 | 西17 | 11/8 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 特定地における道路が変形道路となった理由が分かる行政情報 | | 11/22 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 259 | 浦239 | 11/12 | 教育委員会事務局学校教育部 | 教職員人事課 | 平成30年10月18日に市立中学校教諭が個人情報記録したUSBメモリーを紛失した事案について以下の課が保有する行政情報 ・教職員人事課 ・教育研究所 ・行政透明推進課 ・法務・コンプライアンス課 | ・「個人情報の管理の徹底及び教職員事故の防止について(通知)」(平成30年10月24日決裁)(教学教人2222) ・「事情聴取について」(平成30年10月26日決裁)(教学教人2225) 他 | 11/21 | 一部開示 | 事故者名、被害生徒が通う学校の校名、校長名・教頭名・被害生徒の学年・学級、事故者に関する情報の一部、聴取事項、処分案他 | 第7条第2号第5号 |
| 260 | 浦240 | 11/12 | 教育委員会事務局学校教育部 | 教育研究所 | 平成30年10月18日に市立中学校教諭が個人情報記録したUSBメモリーを紛失した事案について以下の課が保有する行政情報 ・教職員人事課 ・教育研究所 ・行政透明推進課 ・法務・コンプライアンス課 | ・情報管理者(校長)向け実施手順書(市立学校版) ・教職員向け実施手順書(市立学校版) ・学校における個人情報の取り扱いに関する注意喚起について(通知) | 11/19 | 一部開示 | 執務室及び管理区域の入退室管理、個人ID等の管理、ソフトウェアの使用、情報セキュリティ区画の設定の図解例 他 | 第7条第5号第7号 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|------------|--------------|---|---|-------|-------|---|-------------|
| 261 | 浦241 | 11/12 | 総務局総務部 | 行政透明推進課 | 平成30年10月18日に市立中学校教諭が個人情報記録したUSBメモリーを紛失した事案について以下の課が保有する行政情報 ・教職員人事課 ・教育研究所 ・行政透明推進課 ・法務・コンプライアンス課 | ・総総行透第2592号 情報伝達シートの送付について(第1報)／H30.10.22 教職員人事課(平成30年10月26日供覧完了) ・総総行透第2701号 情報伝達シートの送付について(最終)／H30.10.30 教職員人事課(平成30年11月2日供覧完了)他 | 11/28 | 一部開示 | 個人情報保護条例の主務課として作成又は保有した行政情報 | 文書不存在 |
| 262 | 浦242 | 11/12 | 総務局総務部 | 法務・コンプライアンス課 | 平成30年10月18日に市立中学校教諭が個人情報記録したUSBメモリーを紛失した事案について以下の課が保有する行政情報 ・教職員人事課 ・教育研究所 ・行政透明推進課 ・法務・コンプライアンス課 | ・総総法第1454号 情報伝達シート(3009501)(平成30年10月25日供覧完了) ・総総法第1513号 情報伝達シート(3009502)(平成30年11月2日供覧完了) ・総総法第1462号 情報資産の適正な取り扱いについて(通知)(平成30年10月26日施行) | 12/6 | 開示 | | |
| 263 | 大117 | 11/12 | 建設局北部建設事務所 | 建築審査課 | 特定建築物の中間検査の実施を要請したところ「建築審査課内で中間検査はしないと決めた」と回答があった。この事の経緯を示す全て。 | | 11/16 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 264 | 西18 | 11/12 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 特定地における変更申請に至った事前協議等を含む市行政とUR都市再生機構との合意された駅前通り線道路構造構想 | | 11/26 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 265 | 西19 | 11/12 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 特定地の状況に至った市行政とUR都市再生機構との合意された行政情報 | | 11/26 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 266 | 西20 | 11/12 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 特定地における道路が変形道路構造となった理由が分かる行政情報 | | 11/26 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 267 | 南3 | 11/14 | 保健福祉局長寿応援部 | 高齢福祉課 | 全国健康福祉祭について ・上記実行委員会の氏名(平成27～30年度)役職 ・平成27年～30年の大会派遣者氏名その内市外在住者人数(役員含む)他 | ・第28回全国健康福祉祭やまぐち大会さいたま市実行委員会委員名簿 ・第29回全国健康福祉祭ながさき大会さいたま市実行委員会委員名簿 ・平成29年度全国健康福祉祭さいたま市実行委員会名簿 他 | 11/28 | 一部開示 | 委員長以外の氏名、所属団体の役職、個人の電話番号、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、推薦要領の資格に順位をつける考え、平成27年～30年の大会派遣者の市外在住者人数(役員含む)他 | 第7条第2号文書不存在 |
| 268 | 中100 | 11/22 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | H27.7.1からH30.7.31までに届けられたさいたま市所管の医療法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書の閲覧用資料 | H27.7.1からH30.7.31までに届けられたさいたま市所管の医療法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書の閲覧用資料(期間特定) | 12/6 | 開示 | | |
| 269 | 浦247 | 11/22 | 緑区役所区民生活部 | 区民課 | 緑区役所区民課にて保管している平成30年9月28日判決言い渡しの損害賠償請求事件の判決文 | 平成30年9月28日判決言い渡しの損害賠償請求事件の判決文 | 12/4 | 一部開示 | 事件番号、住所、氏名、土地の地番、法人名、法務局受付番号、裁判長裁判官及び裁判官の印影 | 第7条第2号第3号 |
| 270 | 浦248 | 11/22 | 環境局環境共生部 | 環境対策課 | 平成30年10月1日から11月22日までのさいたま市上空を飛行する米軍オスプレイなどの飛行に関するすべての文書(騒音) | 平成30年度自衛隊観閲式に伴う市民からの相談内容 市民からの問い合わせ(181017)への対応 市民からの問い合わせ(181008-000131)への対応 | 12/3 | 一部開示 | 氏名、メールアドレス、ホームページアドレス等個人が特定される部分 | 第7条第2号 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|--------------------|-------|--|---|-------|-------|--|--------------|
| 271 | 浦249 | 11/22 | 総務局危機管理部 | 危機管理課 | 平成30年10月1日から11月22日までのさいたま市上空を飛行する米軍オスプレイなどの飛行計画に関するすべての文書(危機管理課が保有する) | | 11/27 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 272 | 大123 | 11/26 | 教育委員会事務局生涯学習総合センター | 桜木公民館 | 九条俳句不掲載損害賠償請求控訴事件について東京高等裁判所の判決文最高裁判所へ提出した上告理由書 | ・九条俳句不掲載損害賠償等請求控訴事件の東京高等裁判所平成30年5月18日判決文 ・最高裁判所宛て平成30年8月21日付で提出した上告理由書 | 12/5 | 一部開示 | 事件番号・個人の氏名・住所・肩書、受任弁護士の影響 | 第7条第2号第3号 |
| 273 | 浦250 | 11/27 | 都市局都市計画部 | 交通政策課 | 羽田増発に関する過去3回の住民説明会などからの住民の意見などがわかる文書のすべて | ・羽田空港機能強化に関する意見の提出について ・羽田空港機能強化に係る意見の送付について ・「南風時 都心側から羽田空港にアプローチするルート(案)」について 他 | 12/11 | 一部開示 | 氏名、住所、電話番号、メールアドレス | 第7条第2号第7号 |
| 274 | 浦251 | 11/28 | 保健福祉局長寿支援部 | 介護保険課 | 保長介第1267号「聴聞通知書」1頁目の「4 不利益処分の原因となる事実 別紙のとおり」の別紙に相当する「不利益処分の事実認定に用いた根拠資料」の全て | ・不利益処分の原因となる事実 ・指定居宅介護支援事業所に対する実地検査について(報告) | 12/3 | 一部開示 | 代表者の職・氏名、法人名、法人住所、事業所名、事業所番号、事業所所在地、不利益処分の原因となる事実 | 第7条第2号第3号第5号 |
| 275 | 浦252 | 11/28 | 保健福祉局福祉部 | 監査指導課 | 保長介第1267号「聴聞通知書」1頁目の「4 不利益処分の原因となる事実 別紙のとおり」の別紙に相当する「不利益処分の事実認定に用いた根拠資料」の全て | ・聴聞通知書別紙 ・介護保険課長宛の実地検査についての報告 ・作成にあたって市で確認した資料 | 12/12 | 一部開示 | 法人及び事業所に係る部分、代表者の役職及び氏名、実地検査日及び実地検査結果に係る確認した事実、保有する資料の全て | 第7条第2号第3号第5号 |
| 276 | 浦253 | 11/28 | 建設局建築部 | 保全管理課 | 浦和斎場大規模修繕工事に関する打合せ記録 | ・工事打合せ議事録(全体定例会議)第1回 工事名:浦和斎場大規模改修(建築・電気設備・機械設備)工事 平成30年11月20日 ・工事打合せ議事録(建築分科会)第1回 工事名:浦和斎場大規模改修(建築)工事 平成30年11月20日 他 | 12/27 | 一部開示 | 職員・現場代理人以外の氏名の部分、施設の施錠に関する部分 | 第7条第2号第7号 |
| 277 | 浦254 | 11/28 | 出納室 | 出納課 | 公金収納について、コンビニ収納契約時にコンビニ本部から取得した文書のうち、特定企業の分 | | 12/11 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 278 | 浦255 | 12/3 | 保健福祉局福祉部 | 生活福祉課 | さいたま市生活福祉課が平成30年11月2日に提出を受けた「社会福祉法第2条3項8号に規定する届け出施設さいたま市被保護者等住居・生活・金銭サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例届出施設における入退所者一覧」 | 平成30年11月2日付け收受文書「施設利用契約書/特定非営利活動法人」のうち「社会福祉法第2条3項8号に規定する届け出施設、さいたま市被保護者等住居・生活・金銭サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例届出施設における入退所者一覧」 | 12/11 | 一部開示 | 入所施設名のうち公表していない施設名、利用者氏名、入所日、退所日、生活保護申請日、法人代表者(実印)の印影 | 第7条第2号第3号 |
| 279 | 浦256 | 12/7 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 特定医療法人の直近の決算届事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書 | 特定医療法人の直近の決算届事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書の閲覧用資料 | 12/20 | 開示 | | |
| 280 | 大128 | 12/10 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 医療法人決算届 平成30年11月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 閲覧用資料 | 11月/決算届(平成30年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料 | 12/13 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|------------------|---------|--|--|-------|-------|---|-----------|
| 281 | 岩17 | 12/11 | 建設局 北部建設事務所 | 土木管理課 | 「私の提案」の処理状況(市長確認の有無)に関する情報、意見への処理状況 | | 12/21 | 不開示 | | 文書不在 |
| 282 | 大129 | 12/12 | 出納室 | 出納課 | 収納を行っている公金の種類が分かる文書すべて | 平成30年度公金収納事務取扱要領(抜粋) さいたま市出納課 1 市公金の収納について | 12/26 | 開示 | | |
| 283 | 中110 | 12/12 | スポーツ文化局 スポーツ部 | スポーツ振興課 | 与野体育館の指定管理者が平成29年度の指定管理者の公募の際に提出した事業計画書 | 様式8【さいたま市与野体育館】指定管理者事業計画書 | 12/17 | 一部開示 | 個人を特定できる写真 | 第7条第2号 |
| 284 | 浦258 | 12/12 | 消防局 大宮消防署 | 消防2課 | 特定地の火災出場報告書 | 消大消第4877号 火災出場報告書 /年54号(平成30年1月29日決裁) | 12/26 | 一部開示 | 火元建物管理者の年齢及び生年月日、出火箇所及び焼損面積、要救助者の発見場所、発見時の状況及び観察結果、傷病者の年齢、傷病者の搬送先等医療機関名 | 第7条第2号第3号 |
| 285 | 浦260 | 12/13 | 水道局 給水部 | 配水課 | 入札に関わる文書 広告、入札説明書、特記仕様書、入札結果 水圧水質監視システム設計業務委託、浄・配水場水質監視システム賃貸借、水圧水質監視システム賃貸借 | 浄・配水場水質監視システム賃貸借 公告(案)、入札説明書(案)、特記仕様書、入札結果 水圧水質監視システム賃貸借 公告(案)、入札説明書、特記仕様書、入札結果 | 12/26 | 一部開示 | 水圧水質監視システム設計業務委託 | 文書不在 |
| 286 | 浦261 | 12/17 | 保健福祉局 保健部 | 地域医療課 | 特定法人に係る閲覧用定款 | 特定医療法人の閲覧用定款 | 12/20 | 一部開示 | 理事長の印影 | 第7条第3号 |
| 287 | 大130 | 12/17 | 出納室 | 出納課 | 特定企業と収納代行契約を結んだときに取得した文書すべて | | 1/25 | 不開示 | | 文書不在 |
| 288 | 浦262 | 12/18 | 保健福祉局 福祉部 | 監査指導課 | 特定社会福祉法人監査結果に伴う文書一式 | 特定社会福祉法人に対して平成28年度～平成30年度に実施した指導監査結果に伴う文書一式 | 12/28 | 一部開示 | 個人の氏名、苦情解決責任者、第三者委員名、設備業者名、リース物件、借入先 他 | 第7条第2号第3号 |
| 289 | 浦264 | 12/19 | 総務局 危機管理部 | 危機管理課 | 危機管理課が保有する市緊急事態等対処計画に基づき各局で策定し危機管理監へ報告された細部計画等(総務局及び南北都市公園管理事務所管理課に限る。動員予定は除く) | ・統計調査における危機管理マニュアル ・行政対象暴力対応マニュアル ・給与の現金支給に伴う事故に係る危機管理マニュアル ・さいたま市国際危機事案対処マニュアル 他 | 12/28 | 一部開示 | ・さいたま市国際事案対処マニュアルの通報先携帯電話番号 ・都市局危機管理マニュアルの都市局の危機に対する連絡体制 | 第7条第2号 |
| 290 | 浦265 | 12/20 | 建設局 土木部 | 河川課 | 高沼用水路整備基本計画策定会議配布資料 第7回(平成16年12月19日)班別整備方針の確認及び発表、活動の様子の写真1～5 関連ダウンロードファイル | 第7回高沼用水路整備基本計画策定会議資料 活動の様子の写真 高沼導水路・用水路位置図 | 12/28 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|------------|---------|---|---|------|-------|--|-----------|
| 291 | 岩18 | 12/21 | 農業委員会事務局 | 農業振興課 | 特定農地の維持管理について指導書、催告書、警告書 | | 1/10 | 不開示 | | 第10条 |
| 292 | 大133 | 12/25 | 建設局北部建設事務所 | 道路維持課 | さいたま市都市区画整理事業大宮西部特定土地区画整理事業について、変更申請に至った事前協議等を含む市行政とUR都市再生機構との合意された駅前通り線道路構造構想 | | 1/7 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 293 | 大134 | 12/25 | 建設局北部建設事務所 | 道路維持課 | さいたま市都市区画整理事業大宮西部特定土地区画整理エリアについて、市行政とUR都市再生機構との合意されたU字溝施設付帯地等に至った行政情報 | | 1/7 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 294 | 大135 | 12/25 | 建設局北部建設事務所 | 道路維持課 | 特定地のガードレールU字溝工作物が出ていて危険道路であり、付帯地を作らなかったことに対する行政情報 | | 1/7 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 295 | 大136 | 12/25 | 建設局北部建設事務所 | 道路維持課 | 特定地が変形道路構造になった理由、特定地の水処理施設はどこの管理になっているか | | 1/7 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 296 | 浦267 | 12/28 | 総務局総務部 | 行政透明推進課 | 出勤簿 平成30年分 平成30年度版さいたま市職員録の行政透明推進課課長を含め8名分 | 平成30年出勤簿(行政透明推進課職員8名分) | 1/10 | 一部開示 | 職員番号、休暇の種別、休暇の取得時間 | 第7条第2号 |
| 297 | 浦268 | 1/4 | 保健福祉局福祉部 | 生活福祉課 | 第2種社会事業(無料低額宿泊所)の開設に際する「近隣住民等に対する説明会の開催に関する報告書(様式第3号)」と「近隣住民等から施設の開設について同意を得たことが分かる書類」としてさいたま市が提出を受けたもの | 特定法人の第二種社会福祉事業に供する施設開設にかかる資料 | 2/15 | 一部開示 | 法人関係者の氏名(公表しているものを除く)、施設所在地の町丁目字名以降の部分、外観および地図、近隣住民等に関する情報、法人代表者の印影 | 第7条第2号第3号 |
| 298 | 浦269 | 1/7 | 財政局債権整理推進部 | 収納対策課 | さいたま市財政局債権整理推進部収納対策課が、平成31年2月22日に実施する公有財産・特定番号に係る不動産鑑定評価書一式 | 不動産鑑定評価書 さいたま市浦和区 | 1/18 | 一部開示 | 代表者印の印影、サイン、質貸人(甲)及び質借人(乙)、総収益、総費用、公租公課(土地建物)、固定資産税、都市計画税、所在の一部、地積及び取引時点 他 | 第7条第2号第3号 |
| 299 | 浦270 | 1/7 | 保健福祉局福祉部 | 障害支援課 | 特定一般社団法人が起こした交通事故に関係する報告書及び特定人に関する報告書及び施設の運営に関する報告並びにこれに関するさいたま市の文書全て | ・保福障支2416号 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の運営等に係る報告について(平成29年10月25日決裁) ・保福障支2854号 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の運営等に係る報告について(平成29年12月2日供覧完了) | 1/18 | 一部開示 | 事業所が実施した研修での講師氏名、法人の代表者印の印影 | 第7条第2号第3号 |
| 300 | 大140 | 1/10 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 医療法人決算届 平成30年12月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 閲覧用資料 | 12月/決算届(平成30年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料 | 1/16 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|------------------|--------------|--|--|------|-------|---|-----------------|
| 301 | 浦271 | 1/10 | 教育委員会事務局生涯学習センター | 桜木公民館 | 「九条俳句」最高裁上告棄却後、市長、教育長が謝罪、俳句掲載、社会教育・公民館のあり方の今後などについて12/25、12/27両氏の記者会見があった。その経過をどこで決定されたのか、その議事録。 | | 1/21 | 不開示 | | 文書不在 |
| 302 | 浦272 | 1/11 | 市民局市民生活部 | 市民生活安全課 | 「さいたま市公衆街路灯LED化事業」公募型プロポーザル参加表明した全事業所グループからの提案書、審査評価項目の採点基準、全事業者の採点結果表 | さいたま市公衆街路灯LED化事業において事業者から提出された各様式、評点集計表 | 1/25 | 一部開示 | さいたま市公衆街路灯LED化事業において事業者から提出された各様式、事業者名 | 第7条第3号 |
| 303 | 浦273 | 1/11 | 保健福祉局保健部 | 生活衛生課 | さいたま市斎場及び火葬場条例別表の各施設の区分別利用件数のわかるもの 平成29年度分に限る 月別で | 保生第754号さいたま市浦和斎場指定管理者事業報告(平成30年5月23日供覧) 平成29年度 月別火葬件数 平成29年度 月別斎場等件数表 | 1/24 | 開示 | | |
| 304 | 浦274 | 1/11 | 保健福祉局保健部 | 思い出の里市営墓園事務所 | さいたま市斎場及び火葬場条例別表の各施設の区分別利用件数のわかるもの 平成29年度分に限る 月別で | ・平成29年度4月分～3月分 思い出の里会館 利用統計表 ・平成29年度4月分～3月分 ひかり会館 利用月報表(市内・市外) | 1/21 | 開示 | | |
| 305 | 浦275 | 1/11 | 保健福祉局保健部 | 大宮聖苑管理事務所 | さいたま市斎場及び火葬場条例別表の各施設の区分別利用件数のわかるもの 平成29年度分に限る 月別で | 平成29年度月別火葬件数 平成29年度月別待合室・霊安室等件数表 | 1/24 | 開示 | | |
| 306 | 浦276 | 1/15 | 市民局情報政策部 | 情報システム課 | 情報システム課が保有する施設予約端末に関する行政情報(市民利用端末の設置終了に伴う)応札記録は結果表に限る | ・さいたま市公共施設予約システム利用端末賃貸借の執行について ・質問書 ・質問書(仕様書等)への回答について ・さいたま市公共施設予約システム利用端末賃貸借契約書 他 | 2/14 | 一部開示 | 執行予定額、業者担当者名、盗難対策に係る質問内容及び回答、法人代表者印、端末管理アプリケーション名、セキュアブラウザ名 | 第7条第2号第3号第5号第7号 |
| 307 | 浦277 | 1/16 | 都市局都市計画部 | 都市公園課 | 平成25年度調公園拡張整備事業用地の取得に関する書類 譲渡契約書、譲渡価格の決定方法など | ・土地売買契約書 ・調公園拡張整備事業用地 不動産鑑定評価 単価協議結果(土地価格単価の決定について)調公園拡張整備事業用地)他 | 1/28 | 一部開示 | 不動産鑑定評価書の個人名、印影 | 第7条第2号 |
| 308 | 浦278 | 1/16 | 議会局総務部 | 総務課 | 見沼区選出議員全会派から提出された平成28年度分及び平成29年度分の様式第16号事業成果書(ちらし類を除く) | 見沼区選出議員、全会派から提出された平成28年度分及び平成29年度分の様式第16号事業成果書(ちらし類を除く) | 1/20 | 一部開示 | 氏名、役職 | 第7条第2号 |
| 309 | 浦279 | 1/17 | 建設局 | 技術管理課 | 平成30年度関東地区下水道事業積算施工適正化委員会のうち、下水道資材の価格調査結果(平成30年度下水道工事参考資料 平成30年11月改訂版) | 平成30年度下水道工事参考資料 平成30年11月 | 1/28 | 開示 | | |
| 310 | 浦280 | 1/18 | 建設局 | 技術管理課 | ・平成29年10月版さいたま市公共建築工事単価表一市場単価 ・平成29年10月版さいたま市公共建築工事単価表一標準単価(建築・電気設備・機械設備) | さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)平成29年10月版 標準単価(電気設備工事)平成29年10月版 標準単価(機械設備工事)平成29年10月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備)平成29年10月版 | 1/23 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|------------------|-------|---|--|------|-------|---|-----------|
| 311 | 浦281 | 1/18 | 教育委員会事務局生涯学習センター | 桜木公民館 | 九条俳句訴訟の高裁判決 | 九条俳句不掲載損害賠償等請求控訴事件の東京高等裁判所平成30年5月18日判決文 | 1/24 | 一部開示 | 事件番号、個人の氏名、住所、肩書 | 第7条第2号 |
| 312 | 浦282 | 1/18 | 教育委員会事務局生涯学習センター | | ・さいたま市公民館の三橋公民館長の経歴 平成26年度在籍 ・さいたま市公民館の組織図 | 履歴書 労働者名簿 平成30年度 生涯学習センター・公民館組織図 | 2/1 | 一部開示 | 顔写真、住所、生年月日、年齢、性別、電話番号、学歴・職歴、勤務状況(欠勤等) | 第7条第2号第5号 |
| 313 | 浦283 | 1/18 | 教育委員会事務局管理部 | 教育総務課 | さいたま市公民館の桜木公民館長の経歴 平成26年度在籍 | 人事記録 | 1/30 | 一部開示 | 住所、生年月日、学歴、資格免許状況、家族状況 | 第7条第2号 |
| 314 | 浦284 | 1/21 | 建設局 | 技術管理課 | 平成29年度、平成30年度関東地区下水道事業積算施工適正化委員会 下水道工事参考資料 | 平成29年度下水道工事参考資料 平成29年7月 平成29年度下水道工事参考資料 平成29年11月 平成30年度下水道工事参考資料 平成30年7月 平成30年度下水道工事参考資料 平成30年11月 | 1/23 | 開示 | | |
| 315 | 浦285 | 1/22 | 環境局環境共生部 | 環境対策課 | さいたま市における市営の小中学校、高校と公園や施設における除染土の埋設場所、埋設量、埋設する際の覆土の原さの記録 | ・さいたま市立宮原中学校(北区)の除去作業後の空間放射線量測定結果について ・鐘塚公園における空間放射線量の検証結果について ・低減措置完了報告書(島小学校)他 | 2/1 | 一部開示 | 氏名・メールアドレス・ホームページアドレス等個人が特定される部分、除染土の埋設場所のわかる地図 | 第7条第2号第7号 |
| 316 | 浦287 | 1/24 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 旧中山道大宮駅東口交差点(南側)の道路工事に伴う道路占用許可に関する行政情報(平成31年1月22日に夜間工事していた) | 道路占用許可申請書に係る起案文書(許可書案を含む)(平成30年1月4日決裁、許可番号290318号) | 3/18 | 一部開示 | 法人の担当者氏名 | 第7条第2号 |
| 317 | 岩19 | 1/28 | 岩槻区役所区民生活部 | 区民課 | 岩槻区役所で保管している埋葬場所が特定地と記載されている改葬許可申請書 2018.3月以後2019.1月28日まで | | 2/1 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 318 | 中123 | 1/31 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 特定医療法人定款又は寄付行為事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 監事の監査報告書 | 特定医療法人の定款及び直近3年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書 | 2/5 | 一部開示 | 理事長の印影、監事の印影 | 第7条第2号第3号 |
| 319 | 浦288 | 1/31 | 都市局北部都市公園管理事務所 | 開発指導課 | 北部都市公園事務所開発指導課ネイル産業の扱いについて(1号店舗) | | 2/7 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 320 | 浦289 | 2/1 | 保健福祉局福祉部 | 生活福祉課 | さいたま市が平成30年12月、平成31年1月に事業者より提出を受けた社会福祉法第2条第3項第8号届出施設、さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例届出施設における住居等サービス等契約締結・解除者一覧 | 社会福祉法第2条第3項第8号届出施設 さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例届出施設における住居等サービス等契約締結・解除者一覧 | 2/8 | 一部開示 | 入所施設名のうち公表していない施設名、入所日、退所日、生活保護申請日、法人代表者(実印)の印影 | 第7条第2号第3号 |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|------------|---------|--|---|------|-------|---|--------------------|
| 321 | 浦290 | 2/4 | 保健福祉局福祉部 | 福祉総務課 | 特定社会福祉法人直近3期資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表 | 特定社会福祉法人が、社会福祉法第59条第1項の規定により提出した直近3期分の計算書類等のうち、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表 | 2/12 | 開示 | | |
| 322 | 浦291 | 2/4 | 総務局総務部 | 総務課 | 総務部総務課が保有する文書保存箱を誤って廃棄(10箱)した事案に関する行政情報(廃棄した文書基準表等も含む) | ・総総第2114号「情報伝達シート(第1報)の提出について」(誤廃棄文書一覧を含む) ・総総第2123号「情報伝達シートに係る公表資料の確認について」 ・総総第2199号「事務処理ミス等再発防止検討状況報告書の提出について」他 | 2/6 | 開示 | | |
| 323 | 西21 | 2/4 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 平成29年度医療法人決算届事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 特定医療法人 | 対象医療法人の平成29年度の決算届のうち事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 | 2/6 | 開示 | | |
| 324 | 浦292 | 2/5 | 水道局業務部 | 経営企画課 | 平成29年度水道局課題事項調査検討部会及び平成30年度水道官民連携検討会議の議事録を含め関係する書類すべて | ・平成29年度水道局課題事項調査検討部会の設置について ・平成29年度水道局課題事項調査検討部会第1回議事録及び資料他 | 3/18 | 一部開示 | 氏名及び担当者連絡先、法人名、法人の印影、法人の内部情報、検討に関する情報、入札予定価格の基礎となる情報、他市の情報他 | 第7条第2号第3号第4号第5号第6号 |
| 325 | 大155 | 2/7 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 医療法人決算届 平成31年1月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 閲覧用資料 | 1月/決算届(平成30年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料 | 2/12 | 開示 | | |
| 326 | 中127 | 2/8 | 建設局 | 技術管理課 | H29年度4月1日土木工事設計単価表 H29年度10月1日土木工事設計単価表 | 平成29年度土木工事設計単価表4月1日 平成29年度土木工事設計単価表10月1日 | 2/14 | 開示 | | |
| 327 | 中128 | 2/8 | 水道局給水部 | 北部水道建設課 | 水道工事設計単価表(平成29年10月27日) | 平成29年度水道工事設計単価表10月27日 | 2/18 | 開示 | | |
| 328 | 浦293 | 2/13 | 建設局 | 技術管理課 | ・平成30年2月版さいたま市公共建築工事単価表-市場単価 ・平成30年2月版さいたま市公共建築工事単価表-標準単価(建築・電気設備・機械設備) | さいたま市公共建築工事単価表市場単価(建築・電気設備・機械設備)平成30年2月版 | 2/15 | 開示 | | |
| 329 | 中129 | 2/13 | 建設局南部建設事務所 | 建築指導課 | 特定地の道路調査書 | 道路調査書 | 2/27 | 一部開示 | 家屋データ図すべて及び家屋データ図に追記した土地建物の地番、個人名、面積、建築年、分筆年度、地番、家屋番号、種類、台帳床面積、現況床面積、評価額、所有者の氏名又は名称、建築年 他 | 第7条第2号 |
| 330 | 浦295 | 2/19 | 水道局給水部 | 北部水道建設課 | さいたま市水道局の積算で使われている工種の名称と、コードがわかる一覧表 | 施行条件一覧表 | 2/22 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|------------------------|---------|--|--|------|-------|---|--------------|
| 331 | 見16 | 2/20 | 都市局 まちづくり推進部 | 区画整理支援課 | ・平成30年度に締結した「七里駅実施設計」の東武鉄道への委託協定書 ・委託協定締結に関する資料(市での稟議書及び打合せ議事録、東武鉄道との議事録等) | ・東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務に関する協定書 ・東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務に関する協定の締結について(都港区1553 平成30年9月21日) 他 | 3/20 | 一部開示 | 概算予算書(項目内訳、金額、摘要)、実施協定締結に関する協議以外の部分、氏名、印影 | 第7条第2号第3号第4号 |
| 332 | 浦296 | 2/21 | 保健福祉局 保健部 | 地域医療課 | さいたま市に提出のあった医療法人決算届のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書の閲覧用資料 他 | 特定医療法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書の閲覧用資料 | 2/25 | 開示 | | |
| 333 | 浦298 | 2/21 | 建設局 | 技術管理課 | 平成30年度下水道工事参考資料 | 平成30年度下水道工事参考資料 平成30年7月 平成30年度下水道工事参考資料 平成30年11月 | 2/25 | 開示 | | |
| 334 | 岩21 | 2/21 | 建設局 北部建設事務所 | 土木管理課 | 平成31年の特殊車両通行許可申請について国などからの協議資料及び許可するにあたっての関係資料 | 建北土004605 特殊車両通行許可協議について(第2386号) | 3/6 | 一部開示 | 個人の氏名、電話番号 | 第7条第2号 |
| 335 | 浦299 | 2/26 | 保健福祉局 保健部 | 健康増進課 | 平成29年度精神保健福祉資料【630調査】を提出された全病院分を病院ごとにシート病院・診療所1(施設の概要について)他6シート | 平成29年度精神保健福祉資料 平成29年8月22日付保健第2465号で厚生労働省に提出した、「平成29年度精神保健福祉資料の作成について」のうち、さいたま市内の精神科病院が提出した、「電子調査票(病院・診療所用)」部分、シート病院・診療所1～6及びシート病院・診療所訪問看護部門調査 | 3/5 | 一部開示 | 年齢、年代、性別、主診断、入院年月、入院形態、隔離指示有無、拘束指示有無、所在地と住所地(都道府県・市区町村)、同意者、当初の入院計画での予測入院月数、退院支援委員会の実施回数、患者本人の退院支援委員会への参加機会 他 | 第7条第2号 |
| 336 | 浦300 | 2/27 | 教育委員会事務局 生涯学習総合センター | | ・文部科学省が平成30年12月21日付で都道府県教育委員会と指定都市教育委員会に発出した事務連絡文書「社会教育法第23条第1項の解釈について(依頼)」当該文書を受受・供覧・施行等さいたま市教育委員会事務局において処理した経過を示す一切の文書 ・市内の公民館に当該文書の周知を図ったことに関する一切の文書 | ・文書收受発送簿(教生総セ第2782号平成30年12月25日收受) ・教生総セ第2783号 事務連絡2点(中教審答申、社会教育法第23条の解釈)の送付と周知について(依頼)(平成30年12月28日供覧完了) | 3/1 | 一部開示 | 市内の公民館に当該文書の周知を図ったことに関する一切の文書 | 文書不存在 |
| 337 | 浦301 | 2/27 | 教育委員会事務局 生涯学習部 | 生涯学習振興課 | ・文部科学省が平成30年12月21日付で都道府県教育委員会と指定都市教育委員会に発出した事務連絡文書「社会教育法第23条第1項の解釈について(依頼)」当該文書を受受・供覧・施行等さいたま市教育委員会事務局において処理した経過を示す一切の文書 ・市内の公民館に当該文書の周知を図ったことに関する一切の文書 | ・文書收受発送簿(教生第3588号平成31年1月8日收受) ・教生第3589号【文科省:御連絡】事務連絡2点(中教審答申、社会教育法第23条の解釈)の送付と周知について(依頼)(平成31年2月8日供覧完了) | 3/1 | 一部開示 | 市内の公民館に当該文書の周知を図ったことに関する一切の文書 | 文書不存在 |
| 338 | 浦302 | 3/1 | 水道局 給水部 | 北部水道建設課 | 水道局所管の最新の水道条件単価一覧、土木条件単価一覧、独自条件単価一覧 | 施行条件一覧表 | 3/8 | 開示 | | |
| 339 | 浦303 | 3/1 | 保健福祉局 福祉部 | 生活福祉課 | さいたま市が特定法人より提出を受けた社会福祉法第2条第3項8号届出施設さいたま市被保護者等住居、生活、金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例届出施設における住居等サービス等契約締結・解除者一覧 | | 3/14 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 340 | 浦304 | 3/4 | 水道局 給水部 | 北部水道建設課 | 水道局所管の独自条件単価一覧表に記載されている積算基準又は要領 | 設計業務の手引 第7章 積算業務中扉及び本文(VII-1～VII-164)(平成30年4月1日改訂版) | 3/15 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|-------------|--------|---|---|------|-------|---|--------------|
| 341 | 大166 | 3/5 | 都市局まちづくり推進部 | 市街地整備課 | 大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業でさいたま市が取得する公益的施設(権利床、保留床)の権利変換計画書 | 大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業権利変換計画認可申請書のうち、権利変換計画書のさいたま市の権利に関する事項 | 3/7 | 開示 | | |
| 342 | 浦305 | 3/6 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙課 | 2019年統一地方選挙における投票受付システム及び開票集計システムの業務委託契約書(契約金額がわかる部分) | ・さいたま市期日前・不在者投票及び当日投票受付システム運用支援業務(県議・市議)業務委託契約書 ・さいたま市開票集計システム運用支援業務委託(県議・市議)業務委託契約書 | 3/11 | 開示 | | |
| 343 | 大167 | 3/7 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 医療法人決算届 平成31年2月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 閲覧用資料 | 2月/決算届(平成30年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料 | 3/13 | 開示 | | |
| 344 | 浦306 | 3/7 | 都市局都市計画部 | 開発調整課 | H21大規模盛土造成地の変動予測調査業務報告書 H22大規模盛土造成地の変動予測調査業務報告書 H23大規模盛土造成地の変動予測調査業務(第2次スクリーニング実施計画)報告書 他2件 | 大規模盛土造成地の変動予測調査業務報告書 大規模盛土造成地変動予測調査業務委託報告書 大規模盛土造成地の変動予測調査業務(第2次スクリーニング実施計画)報告書 他 | 3/14 | 一部開示 | 各報告書の法人の担当者氏名 | 第7条第2号 |
| 345 | 西22 | 3/7 | 保健福祉局保健部 | 地域医療課 | 平成29年度医療法人決算届事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 特定医療法人 | 対象医療法人の平成29年度の決算届のうち事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 | 3/13 | 開示 | | |
| 346 | 浦307 | 3/11 | 保健福祉局長寿応援部 | 高齢福祉課 | ・健康福祉センター西楽園の指定管理者選定における指定管理者募集要綱、業務仕様書、申請様式 ・指定管理者申請書類の事業計画書及び収支予算書 ・平成27年度から平成29年度までの事業報告書及び収支報告書 | ・さいたま市健康福祉センター西楽園指定管理者募集要項 ・さいたま市健康福祉センター西楽園指定管理者業務仕様書 他 | 3/25 | 一部開示 | 個人情報、法人の組織体制・運営体制に関する情報、法人の営業・販売活動に関する情報 | 第7条第2号第3号 |
| 347 | 岩23 | 3/12 | 市長公室 | 広聴課 | 「私の提案」市広聴第1702号の全ての提案、回答書、さいたま市長への提案制度要綱、市長への提案制度「わたしの提案」処理要領 他 | 市民からの意見・要望報告書、わたしの提案、回答書、さいたま市長への提案制度要綱、市長への提案制度「わたしの提案」処理要領 他 | 3/26 | 一部開示 | 提案者の住所、氏名、電話番号及び印影 | 第7条第2号 |
| 348 | 浦310 | 3/18 | 財政局税務部 | 市民税課 | 番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案について経過がわかるもの一切 | ・契約書(仕様書及び誓約書等添付資料含む) ・業務完了報告書及び請求書 ・報道発表資料 他 | 3/29 | 一部開示 | 社員氏名、メールアドレス、法人の口座情報、印影、法人のセキュリティ情報、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名、情報システムのネットワーク構成 | 第7条第2号第3号第4号 |
| 349 | 岩24 | 3/19 | 建設局北部建設事務所 | 土木管理課 | 今月上旬に、市と交わした無許可車両の対応に関する情報 | 建北土4857 特殊車両通行許可協議について(第2451号) | 3/29 | 一部開示 | 個人の氏名、電話番号 | 第7条第2号 |
| 350 | 大171 | 3/20 | 建設局北部建設事務所 | 道路建設課 | 三橋中央通り線についての道路平面図 | ・街路整備工事(三橋中央通線(三橋工区))平面図 ・街路整備工事(三橋中央通線(三橋工区))(H30)平面図 ・街路改良工事(市道41664号線外)標識工平面図 | 3/27 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局部 | 担当課 | 開示請求に係る行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した行政情報の名称 | 決定日 | 決定の内容 | 不開示部分 | 不開示情報区分 |
|-----|------|-------|----------------|--------------|--|--|------|-------|---|-----------|
| 351 | 岩25 | 3/22 | 総務局 総務部 | 法務・コンプライアンス課 | 土木管理課から法務・コンプライアンス課に「法律相談申込書」において、弁護士に相談した結果に関する議事録等 | 総総法第1386号 平成30年10月10日に行われた法律相談の結果について(平成30年10月16日供覧完了)のうちの法律相談票 | 4/5 | 開示 | | |
| 352 | 浦311 | 3/22 | 保健福祉局 長寿応援部 | 介護保険課 | 介護保険課及び監査指導課が保有する特定社会福祉法人に対する平成30年度実地指導等の検査結果に基づいた指導・命令等行政文書のすべて | | 3/27 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 353 | 浦312 | 3/22 | 保健福祉局 福祉部 | 監査指導課 | 介護保険課及び監査指導課が保有する特定社会福祉法人に対する平成30年度実地指導等の検査結果に基づいた指導・命令等行政文書のすべて | | 3/26 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 354 | 浦313 | 3/22 | 選挙管理委員会 事務局 | 選挙課 | 平成31年統一地方選挙における選挙ポスター掲示場の製作・設置・保守業務の入札結果及び参加業者(直近2年分の同業務) | ・入札結果表(さいたま市選挙ポスター掲示場設置・維持管理・撤去業務(市長)) ・入札結果表(さいたま市選挙ポスター掲示場設置・維持管理・撤去業務(県議補欠))他 | 3/25 | 一部開示 | 入札結果表上の予定比較額・執行予定額・予定価格・比較価格に関する部分 | 第7条第5号 |
| 355 | 岩26 | 3/25 | 建設局 北部建設事務所 | 土木管理課 | 特殊車両の通行許可に関する書類の「車検証」 限度超過車両「道路法第47条の2」 貨物が分割不可能な車両の車検証 他 | 建北土4857 特殊車両通行許可協議について(第2451号) | 4/4 | 一部開示 | 車両番号、車台番号、所有者の氏名又は名称、所有者の住所、使用者の氏名又は名称、使用者の住所 | 第7条第2号 |
| 356 | 岩27 | 3/27 | 建設局 北部建設事務所 | 土木管理課 | 北部建設事務所土木管理課との打合せ議事録 | | 3/29 | 不開示 | | 文書不存在 |
| 357 | 中165 | 3/27 | 建設局 南部建設事務所 | 道路安全対策課 | 国道463号線本太2丁目地先交差点歩行改修工事についての警察との協議記録等 | ・建南道安第1608号 国道463号浦和駅東口(北)交差点 供用開始に伴う警察協議議事録(H30.7.5)(平成30年8月9日供覧完了) ・国道463号浦和駅東口(北)交差点 供用開始に伴う警察協議(第2回)議事録 他 | 4/2 | 一部開示 | 法人の担当者氏名、役職、印影 | 第7条第2号第3号 |
| 358 | 緑16 | 3/28 | 消防局 総務部 | 消防施設課 | 見沼消防署改築基本設計の打ち合わせ会議録 | (仮称)見沼区片柳地区消防署建設工事基本設計の打ち合わせ会議録及び特殊消防車両車庫についての図面 | 4/8 | 一部開示 | 個人の氏名 | 第7条第2号 |
| 359 | 南4 | 3/28 | 南区役所 健康福祉部 | 福祉課 | 南区役所健康福祉部長が引き継いだ事務引継書 | 事務引継書【次長級以上】 | 3/29 | 開示 | | |
| 360 | 南5 | 3/28 | 出納室 | 出納課 | 出納室会計管理兼室長が引き継いだ事務引継書 | 会計管理者(兼)出納課長の事務引継書 | 4/17 | 開示 | | |

情報公開制度

| 番号 | 受付番号 | 請求受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 行政情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 行政情報の名称 | 決定日 | 決定の 内容 | 不開示部分 | 不開 示情 報 区分 |
|-----|----------|-------|------------|-----------------|--|----------------------|------|-----------|--------------------------|---------------------|
| 361 | 浦 315 | 3/29 | 水道局 給水部 | 北部水 道建設 課 | 水道工事設計単価表の根拠資料 単価コードと物価資料の分類コード が記載されているもの | 単価根拠一覧表 | 4/10 | 一部 開示 | 物価資料の掲載頁数、掲 載単価及び報告単価 | 第7条 第3号 |

※ 上記の他、工事設計書に関する請求処理件数355件／取下げ件数32件

- ※ 【参考】不開示情報区分について
- ・第7条第1号 法令秘情報
 - ・第7条第2号 個人情報
 - ・第7条第3号 法人等情報
 - ・第7条第4号 審議・検討等情報
 - ・第7条第5号 事務事業執行情報
 - ・第7条第6号 国等協力情報
 - ・第7条第7号 公共安全情報
 - ・第10条 存否応答拒否

2 行政情報開示決定に係る不服申立ての状況

平成30年度の不服申立ての件数は31件でした。実施機関別の内訳は、市長30件、農業委員会1件でした。また、取下げは4件ありました。不服申立ての内容については、表1-4のとおりです。

表1-4 行政情報開示決定に係る不服申立ての内容

| | 審査請求日 | 実施機関 | 開示請求日 | 受付番号 | 内容 | 諮問 | 諮問日 | 答申番号 | 答申日 | 裁決 | 裁決日 |
|----|-------|------|-------|------|--|-----|------|------|-----|----|------|
| 1 | 4/5 | 市長 | 3/19 | 浦625 | 総務課が保有する通知に関する要綱等 | - | - | - | - | 却下 | 4/24 |
| 2 | 4/17 | 市長 | 3/29 | 浦637 | 行政透明推進課が保有する個人情報保護条例第39条に基づく苦情の取扱い基準 | - | - | - | - | 却下 | 4/24 |
| 3 | 4/17 | 市長 | 3/29 | 浦638 | 特定区役所福祉課あての個人情報開示請求で、開示が実施されず通知も届かない案件に関する行政情報 平成29年4月～5月頃か？ | 518 | 6/14 | - | - | - | - |
| 4 | 4/20 | 市長 | 3/30 | 浦643 | 第29回大都市情報公開等主管者会議に係る事務局よりの照会、回答及び庁内への照会と回答並びにその他の行政情報 | 519 | 6/14 | - | - | - | - |
| 5 | 4/25 | 市長 | 3/29 | 浦639 | 特定区役所福祉課あての個人情報開示請求で、開示が実施されず通知も届かない案件に関する行政情報 平成29年4月～5月頃か？ | - | - | - | - | 却下 | 6/14 |
| 6 | 4/27 | 市長 | 4/9 | 浦19 | 行政透明推進課が保有する「浦616」平成29年度に関する相談等についての行政情報及び著しく大量の基準と種類若しくは量が多く基準(13,14条関係) | 520 | 6/14 | - | - | - | - |
| 7 | 5/9 | 市長 | 4/6 | 浦17 | 出資法人等の制度化、情報公開・個人情報保護準則・規定の出資法人、指定管理者及び出資法人等の所管課への依頼 | 523 | 7/18 | - | - | - | - |
| 8 | 5/11 | 市長 | 4/24 | 浦35 | 行政透明推進課が保有する要綱、ハンドブック、手引き、要領など | - | - | - | - | 却下 | 8/8 |
| 9 | 5/23 | 市長 | 5/8 | 浦77 | 総総行透3294号 平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各出資法人等に通知したことがわかるもの、及び直近の規定等 | - | - | - | - | 却下 | 7/3 |
| 10 | 5/24 | 市長 | 5/8 | 浦59 | 総総行透3294号 平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各出資法人等に通知したことがわかるもの、及び直近の規定等 | - | - | - | - | 却下 | 7/3 |
| 11 | 5/25 | 市長 | 5/7 | 浦49 | 建設リサイクル法届出 南解-974 平成30年3月28日 浦和区旧中山道沿いの解体工事に係る行政情報 | - | - | - | - | 却下 | 6/26 |
| 12 | 5/25 | 市長 | 5/8 | 浦63 | 総総行透3294号 平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各出資法人等に通知したことがわかるもの、及び直近の規定等 | - | - | - | - | 却下 | 6/24 |
| 13 | 5/29 | 市長 | 5/8 | 浦75 | 総総行透3294号 平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各出資法人等に通知したことがわかるもの、及び直近の規定等 | 521 | 7/18 | - | - | - | - |

情報公開制度

| | 審査請求日 | 実施機関 | 開示請求日 | 受付番号 | 内容 | 諮問 | 諮問日 | 答申番号 | 答申日 | 裁決 | 裁決日 |
|----|-------|-------|-------|------|--|-----|-------|------|-------|----|-------|
| 14 | 5/31 | 市長 | 5/8 | 浦61 | 総総行透3294号 平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各出資法人等に通知したことがわかるもの、及び直近の規定等 | - | - | - | - | 却下 | 7/6 |
| 15 | 6/1 | 市長 | 5/8 | 浦73 | 総総行透3294号 平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各出資法人等に通知したことがわかるもの、及び直近の規定等 | - | - | - | - | 却下 | 6/22 |
| 16 | 6/8 | 市長 | 5/8 | 浦63 | 総総行透3294号 平成30年1月24日付け「出資法人等の情報公開・個人情報保護制度の推進について」を各出資法人等の担当課が收受等した事がわかるもの及び各出資法人等に通知したことがわかるもの、及び直近の規定等 | - | - | - | - | 却下 | 6/29 |
| 17 | 6/14 | 市長 | 5/1 | 浦44 | 浦和区役所区民課の支出命令等 平成29年度分 | - | - | - | - | 却下 | 7/4 |
| 18 | 7/2 | 市長 | 3/28 | 岩14 | 平成29年度に見沼区で作成した人事に関する報告書 | 527 | 9/13 | 168 | 2/1 | 棄却 | 2/27 |
| 19 | 7/19 | 市長 | 7/2 | 浦158 | さいたま市情報公開・個人情報保護審議会の市民公募委員(任期 平成29年10月22日から2年間)の応募者全員が提出した応募用紙(作文、小論文等)の一切。 ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、黒塗り又はマスクング可。 | 526 | 9/24 | 164 | 11/30 | 棄却 | 12/10 |
| 20 | 8/1 | 市長 | 6/12 | 浦128 | 特定動物取扱業者に関わる一切の文書 | 529 | 11/29 | 172 | 9/30 | 棄却 | 10/17 |
| 21 | 8/14 | 市長 | 6/12 | 浦129 | 特定動物取扱業者に関わる一切の文書 | 530 | 11/29 | 172 | 9/30 | 棄却 | 10/17 |
| 22 | 11/1 | 市長 | 8/7 | 西10 | 西区特定地における今後の税の収納方針 | 532 | 2/6 | 174 | 9/30 | 棄却 | 10/25 |
| 23 | 12/11 | 市長 | 9/5 | 大77 | 大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業国庫補助要望調書平成30年6月版 | 531 | 2/5 | 173 | 9/30 | 棄却 | 10/28 |
| 24 | 1/30 | 市長 | 12/17 | 大130 | さいたま市は、公金の収納について、コンビニ店舗納付を行っています。特定法人と収納代行契約を結んだときに、取得した文書すべて | 534 | 3/13 | 178 | 11/29 | - | - |
| 25 | 2/5 | 農業委員会 | 12/21 | 岩18 | 岩槻区の特定農地(5筆)の維持管理について ・指導書・催告書・警告書 | 535 | 4/4 | 176 | 9/30 | 棄却 | 10/11 |
| 26 | 2/13 | 市長 | 1/24 | 浦287 | 旧中山道大宮駅東口交差点(南側)の道路工事に伴う道路占有許可に関する行政情報 | - | - | - | - | 却下 | 3/15 |
| 27 | 2/13 | 市長 | 12/28 | 浦267 | 出勤簿 平成30年分 平成30年度版さいたま市職員録の行政透明推進課課長を含め8名分 | 536 | 4/5 | - | - | - | - |
| 28 | 2/9 | 市長 | 12/25 | 大133 | 西大宮駅周辺の区画整理事業で西区役所北側の事業認可変更に至った市とURとの事前協議等の行政情報 | 537 | 4/26 | - | - | - | - |
| 29 | 2/9 | 市長 | 12/25 | 大134 | 西大宮駅周辺の区画整理事業で扇通り線が学校の敷地に面した部分は歩道が片方しかないことになった経緯についての行政情報 | 538 | 4/26 | - | - | - | - |

情報公開制度

| | 審査 請求 日 | 実施 機関 | 開示 請求 日 | 受付 番号 | 内容 | 諮問 | 諮問 日 | 答申 番号 | 答申 日 | 裁決 | 裁決 日 |
|----|---------------|----------|---------------|----------|---|-----|---------|----------|---------|----|---------|
| 30 | 2/9 | 市長 | 12/25 | 大 135 | 西大宮駅周辺の区画整理事業で埼玉栄中高旧正門前の道路が変形道路となったことについての経緯についての行政情報 | 539 | 4/26 | - | - | - | - |
| 31 | 2/26 | 市長 | 1/24 | 浦 287 | 旧中山道大宮駅東口交差点(南側)の道路工事に伴う道路占有許可に関する行政情報 | - | - | - | - | 却下 | 5/8 |

Ⅲ 情報公開コーナー

1 情報公開コーナーの概要

(1) 情報公開コーナーについて

各区役所の情報公開コーナーでは、市が保有する情報の行政情報開示請求、個人情報開示請求等の受付を行うほか、市政に関する刊行物や資料を備えて、市民への情報提供に努めています。配架中の資料は、自由に閲覧できるほか、一部資料は貸出・有償頒布を行っております。

また、配架資料の写しが必要な場合は、備付のコイン式複写機にてコピーもできます。

(2) 情報公開コーナーの利用状況

平成30年度の情報公開コーナーの利用状況は、表1-5のとおりです。

表1-5

| | 利 用 状 況 |
|--------------|---------|
| 利用者数 | 93,803人 |
| 情報公開コーナー稼動日数 | 244日 |
| 一日あたりの利用者数 | 約384人 |

(3) 行政資料の利用状況

平成30年度の行政資料の配架数は、予算書、市議会会議録、さいたま市の財政など、564冊です。

行政資料利用状況は、表1-6のとおりです。

表1-6

| | 利 用 状 況 |
|-----------|---------|
| 貸出冊数 | 379冊 |
| 有償刊行物頒布冊数 | 1,378冊 |

(4) 複写機の利用状況

平成30年度の複写機の利用枚数は、119,790枚です。

2 情報提供の実施状況

(1) 情報の提供に関する報告件数

平成22年4月1日に施行した「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」では、提供する情報を提供義務情報と提供推進情報に類型化し、情報の提供の方法・時期・期間を定め、より積極的な情報提供に取り組んでいます。平成30年度に提供した件数は1,196件でした。

(2) 提供義務情報の状況

平成30年度の提供義務情報の提供件数は表1-7のとおりです。

| (提供義務情報) | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 第2条 所管課長は、次に掲げる事項に関する情報（条例第7条各号に規定する不開示情報を除く。）を提供しなければならない。 | | | | | | | | | | | |
| (1) 総合振興計画及び実施計画事業（基本計画に定められた施策を展開するための個別具体的な事業をいう。）その他の予算編成過程の公表対象となる事業（以下「主要事業」という。）に関する計画 | | | | | | | | | | | |
| (2) 都市経営戦略会議の会議資料及び会議録 | | | | | | | | | | | |
| (3) 主要事業の予算編成過程 | | | | | | | | | | | |
| (4) 市議会各会派からの予算編成への要望書に対する回答 | | | | | | | | | | | |
| (5) 身近な道路整備の要望への対応状況 | | | | | | | | | | | |
| (6) パブリック・コメント制度に基づき実施する意見募集の内容 | | | | | | | | | | | |
| (7) 広聴事業に関する対応状況 | | | | | | | | | | | |
| (8) 市長の交際費の執行状況 | | | | | | | | | | | |
| (9) さいたま市外郭団体指導要綱（平成17年3月22日決裁。）の対象となる外郭団体の経営状況 | | | | | | | | | | | |
| (10) さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成22年8月26日決裁。以下「附属機関等会議公開要綱」という。）により公開することとされている会議資料及び会議録 | | | | | | | | | | | |

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表1-7

| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 件数（件） | 15 | 14 | 5 | 0 | 0 | 30 | 9 | 12 | 0 | 506（※） | 591 |

※詳細は161ページ以降「会議公開制度の運用状況」を参照してください。

(3) 提供推進情報の状況

平成30年度の提供推進情報の提供件数は、表1-8のとおりです。

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| (提供推進情報) | | | | | | |
| 第3条 所管課長は、前条各号に定めるもののほか、次に掲げる情報（条例第7条各号に規定する不開示情報を除く。）を積極的な提供するものとする。 | | | | | | |
| (1) 条例に基づく開示請求により複数回開示した情報のうち、市民の利便性又は行政運営の効率化に資すると所管課長が認めるもの | | | | | | |
| (2) 主要事業に係る意思の形成過程及び主要事業の進捗状況に関する情報 | | | | | | |
| (3) 環境、保健衛生、防災その他市民生活の安全に密接な関係がある情報 | | | | | | |
| (4) 前条各号に類すると所管課長が認める情報 | | | | | | |
| (5) 前各号に掲げるもののほか、市民に提供することが必要であると所管課長が認める情報 | | | | | | |

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表1-8

| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数(件) | 25 | 10 | 9 | 126 | 435 | 605 |

(4) 提供の方法

平成30年度の提供の方法の状況は、表1-9のとおりです。

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| (提供の方法) | | | | | | |
| 第4条 所管課長は、前2条に規定する情報（以下「この要綱に定める情報」という。）を提供する場合は、次に掲げる方法の中から効果的と認められる一又は二以上の方法を選択して行うものとする。 | | | | | | |
| (1) 市ホームページへの掲載 | | | | | | |
| (2) 市が発行する広報紙等への掲載 | | | | | | |
| (3) 報道機関への提供 | | | | | | |
| (4) さいたま市情報公開コーナー（以下「情報公開コーナー」という。）への資料の配架 | | | | | | |
| (5) 担当課窓口における提供 | | | | | | |
| (6) 前各号に掲げるもののほか、所管課長が必要と認める方法 | | | | | | |

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表1-9

| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) |
|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 件数(件) | 1,142 | 10 | 78 | 1,196 | 143 | 103 |

◆ 個人情報保護制度 ◆

I 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義と必要性

「情報」は、今日の高度情報化社会の到来によって、大量に、広範に、そして迅速に利用できるようになりましたが、その結果、利用価値を飛躍的に高め、社会全般に強い影響を及ぼすものとなっています。このような状況は行政においても同様であって、地方公共団体においては、実施する行政サービスが個人の生活全般に密接に関わるものであり、近年の行政需要の複雑多様化と電子計算機処理の浸透は、大量の個人情報の利用と蓄積をもたらしています。また、市民の側には、市はどのような個人に関する情報を保有し、利用しているのか知りたい、外部への漏えい防止やプライバシー保護のための適正な方策を講じてほしい、さらには自己のデータを開示請求し、誤りがあった場合には訂正や削除の請求をしたいといった要望があります。

本市では、市が保有する個人に関する情報について、適正な取扱いを確保するとともに、自己に関する情報の開示、訂正、削除又は利用及び提供の停止を請求する権利を創設し、市は請求に応じる義務を負う、個人情報保護制度を運用しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 条例について

本市の個人情報保護制度は、「さいたま市個人情報保護条例」に基づき運用しています。本条例は、平成13年5月1日（市制施行日）に施行しており、その後、11回の改正が行われ、現行条例は、平成30年4月1日から施行しています。

(2) 制度の目的

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とします。

(3) 実施機関

個人情報の開示等を実施する機関は、市のすべての機関を対象としています。

実施機関とは、地方自治法及び地方公営企業法により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者並びに議決機関である議会です。

(4) 個人情報の定義

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるも

のを含む。)や個人識別符号などをいいます。

(5) 個人情報の適正な取扱いの確保

ア 収集の制限

- (ア) 個人情報を収集するときには、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。
- (イ) 要配慮個人情報は、原則として収集してはなりません。要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する個人情報をいいます。
- (ウ) 個人情報を収集するときには、原則として本人から直接収集しなければなりません。

イ 個人情報取扱事務の届出

- (ア) 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するときは、あらかじめ、一定の事項を市長に届け出なければなりません。
- (イ) 市長は、届出があったときは、届出事項を審議会に報告しなければなりません。
- (ウ) 市長は、届出事項を公示しなければなりません。
- (エ) 市長は、届出事項についての目録を作成し、閲覧に供さなければなりません。

ウ 利用及び提供の制限

- (ア) 実施機関は、原則として個人情報を目的外利用したり、外部提供してはなりません。
- (イ) 実施機関は、目的外利用又は外部提供したときは、一定の事項を市長に報告しなければなりません。
- (ウ) 実施機関は、必要があると認めるときは、個人情報の外部提供先に対してその使用について必要な制限を付し、又は適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければなりません。

エ 電子計算機の結合の制限

実施機関は、個人情報の電子計算機処理において、原則として市以外の者との間で、通信回線による電子計算機の結合を行ってはなりません。

オ 適正な維持管理

実施機関は、個人情報保護管理者を定め、個人情報の正確性の確保、漏えい、損傷等の防止、速やかな消去などについて必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければなりません。

(6) 自己情報の開示請求権等の保障

ア 開示請求

- (ア) 個人情報の開示を請求できる者
何人も、実施機関に対し、行政情報に記録された自己の個人情報の開示を請求することができます。

(イ) 開示請求の受付

開示請求は、情報公開の受付窓口である情報公開コーナー（各区役所内）に、書面（開示請求書）を提出することにより行います。

(ウ) 個人情報の開示義務

実施機関は、その個人情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に開示しなければなりません。

[不開示情報]

- a 法令秘情報
- b 第三者情報
- c 個人評価情報
- d 審議、検討等に関する情報
- e 事務事業執行情報
- f 国等協力関係情報
- g 公共安全情報

[不開示情報の例外的取扱い]

a 公益上の理由による裁量的公開

個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができます。

b 個人情報の存否に関する情報

開示に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第三者の権利利益を害するなど不開示情報を開示することとなるときには、当該個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができます。

c 部分開示

個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合は、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示します。

イ 開示請求に対する措置

実施機関は、開示請求に対し、次の決定をし、開示請求者へ通知します。

(7) 決定

- a 開示決定（全部開示決定・一部開示決定）
- b 不開示決定

(イ) 決定の期限

開示請求があった日から15日以内に決定しなければなりません。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、例外として延長することができます。

(ウ) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、開示請求に係る個人情報に市及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されているときは、開示決定にあたり、第三者に対し意見書

を提出する機会を与える等により権利利益の保護を図ります。

(エ) 開示の実施

情報公開コーナー（各区役所内）において、担当課の立会いの下に、個人情報の原本の閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行います。

ウ 訂正請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報について、事実と誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができます。

エ 削除請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報が条例で定める制限を超えて収集されたと認めるときは、その削除を請求することができます。

オ 利用及び提供の停止請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報が条例で定める制限を超えて目的外利用又は外部提供されていると認めるときは、その利用及び提供の停止を請求することができます。

カ 審査請求

決定又は不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査庁は、審査請求が不適法であり却下するとき及び裁決で審査請求の全部を認容し全部を開示するときを除いて、第三者的機関であるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、審査請求についての裁決をします。

キ 苦情の申出

実施機関は、個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとします。

(7) 事業者が保有する個人情報の保護

ア 事業者の責務

イ 事業者の自主的対応の促進

ウ 苦情の対応

エ 国又は他の地方公共団体との協力

(8) 費用負担

個人情報の開示、訂正、削除又は利用及び提供の停止に係る手数料は無料とします。

ただし、写しの交付に要する費用は、請求者の負担とし、実費を徴収するものとします。

(9) 出資法人等への要請

市長は、規則で定める出資法人等に対し、市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとします。また、実施機関は、出資法人等に対し指導するものとします。

(10) 罰則

正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された行政情報を提供する等の行為を行った場合には、処罰されます。

Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報開示等の実施状況概要

平成30年度の処理件数は、表2-2のとおり開示請求が427件で、処理区分の内訳は、開示が292件、一部開示が107件、不開示が28件でした。開示請求の内容は、介護保険認定調査票等が268件と特に多くなっています。

なお、開示請求の実施状況の詳細は表2-3のとおりです。

表2-1 個人情報開示請求等件数

| | 件数 |
|---------|-----|
| 開示請求 | 430 |
| 訂正請求 | 0 |
| 削除請求 | 0 |
| 利用の停止請求 | 0 |
| 提供の停止請求 | 0 |
| 合計 | 430 |

表2-2 個人情報開示請求等内容及び処理状況

| | 開示請求 | | 訂正請求 | | 削除請求 | | 利用・提供の停止請求 | |
|------|-------------|-----|------|----|------|----|------------|----|
| | 件数 | 内容 | 件数 | 内容 | 件数 | 内容 | 件数 | 内容 |
| 請求件数 | 430 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 処理件数 | 427 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 処理状況 | 開示 | 292 | 訂正 | 0 | 削除 | 0 | 停止 | 0 |
| | 一部開示 | 107 | 一部訂正 | 0 | 一部削除 | 0 | 一部停止 | 0 |
| | 不開示 | 28 | 不訂正 | 0 | 不削除 | 0 | 不停止 | 0 |
| 請求内容 | ・介護保険認定調査票等 | | — | | — | | — | |

表 2-3 個人情報開示請求の実施状況一覧

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定 の内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|----|------|------|---------------------------------------|-----------|---|--------------------------------|------|-----------|---|--------------------|
| 1 | 北1 | 4/2 | 北区役 所 区民生 活部 | 課税課 | 市民税、県民税、納税証明書、所得 証明書、課税証明書の交付請求書 | 税証明交付請求書 | 4/13 | 一部 開示 | 住所、氏名、生年月日、電 話番号、受付処理した者の 欄 | 第14条 第2号 |
| 2 | 北2 | 4/2 | 北区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票および戸籍の交付請求書 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書及び委任状 | 4/13 | 一部 開示 | 窓口に来られた方の住所、 フリガナ、氏名、電話番号 及び使いみち、生年月日、 印鑑登録番号、本人確認 書類欄、区民課委託職員 の印影 | 第14条 第2号 |
| 3 | 浦1 | 4/3 | 子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター | 児童相 談所 | 通報を受けてから自身が児童相談 所との関わりを終えるまでの経緯と それに関わる取扱経過記録 | 取扱経過記録 | 4/16 | 一部 開示 | 第三者の行動、状況や評 価、当所の所見や評価 | 第14条 第2号 第3号 |
| 4 | 浦2 | 4/5 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書及び改製原戸 籍謄本交付請求 | 戸籍謄本等の請求について | 4/11 | 一部 開示 | 請求者の社判、請求者の 所属及び氏名 | 第14条 第2号 |
| 5 | 北3 | 4/5 | 北区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書の交付請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書 | 4/17 | 一部 開示 | 利用目的の種類、「業務の 種類」、「依頼者の氏名又 は名称」、「依頼者について 該当する事由 上記に該当 する具体的事由」、請求者 の印影 | 第14条 第2号 |
| 6 | 浦3 | 4/9 | 中央区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 改製原戸籍謄本の請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書 | 4/11 | 一部 開示 | 筆頭者の氏名、請求に係る 者の氏名・範囲、業務の種 類、依頼者の氏名又は名 称、依頼者について該当す る事由、上記に該当する具 体的事由、提出先又は提 出先がない場合の処理、 職印 | 第14条 第2号 |
| 7 | 浦5 | 4/9 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本、住民票の閲覧、取得の 履歴 | | 4/19 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 8 | 浦6 | 4/10 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票等や戸籍謄抄本の発行履歴 | | 4/17 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 9 | 浦7 | 4/11 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票の写しと戸籍全部事項証明 書の交付申請書 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 4/17 | 一部 開示 | 開示請求者以外の住所、 氏名及び電話番号、証明 書の使いみち、請求者との 関係、請求者の身分確認 欄 | 第14条 第2号 |
| 10 | 大2 | 4/17 | 大宮区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 印鑑登録の登録した日付、印影が 確認できる書類 | 印鑑登録原票(日付特定) | 4/26 | 開示 | | |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定の 内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|----|------|------|----------------|-------|---|--------------------------------|------|-----------|---|-----------------|
| 11 | 北5 | 4/18 | 北区役所 区民生活部 | 区民課 | 住民票、戸籍謄・抄本申請書(期間 特定) | 住民票の写し 交付申請書 | 5/1 | 一部 開示 | 利用目的の種別、担当者の 氏名、証明が必要な人との 関係、申請理由 使用目的、 請求者の印影 | 第14条 第2号 |
| 12 | 浦11 | 4/20 | 浦和区役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書の請求書一式 | 戸籍謄本等職務上請求書 | 4/27 | 一部 開示 | 請求に係る者の氏名、事件 の種類、請求者の職印 | 第14条 第2号 |
| 13 | 西1 | 4/26 | 西区役所 区民生活部 | 区民課 | 除籍謄本の請求書 | 除籍謄本の請求書 | 5/7 | 一部 開示 | 交付請求書及び委任状中、「窓 口に来られた方」及び「委任者 (本人)」、「代理人(窓口に来る 方)」の住所、氏名、生年月日、 印影、フリガナ、電話番号及び、 「委任内容」、「使いみち」、「筆 頭者から見た請求者の関係」、 「本人確認書類番号」の各欄 | 第14条 第2号 |
| 14 | 浦13 | 5/1 | 浦和区役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍ないし戸籍の附票が発行され た交付申請書 | ・戸籍謄本等職務上請求書 ・住民票の写し等職務上請求書 | 5/10 | 一部 開示 | 代理手続の種類、利用目的 の内容、業務の種類、請求 者の職印 | 第14条 第2号 |
| 15 | 岩5 | 5/8 | 岩槻区役所 健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護保険の負担割合がわかるもの | 介護保険負担割合 | 5/16 | 開示 | | |
| 16 | 浦15 | 5/11 | 浦和区役所 区民生活部 | 区民課 | 発行履歴、住民票戸籍謄本、抄本 (出生の入ったもの)の全て 過去5 年間 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 5/25 | 開示 | | |
| 17 | 桜1 | 5/11 | 桜区役所 区民生活部 | 区民課 | 住民票申請書の写し | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 5/18 | 開示 | | |
| 18 | 中3 | 5/23 | 中央区役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍謄本及び戸籍の附票の請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書 | 6/5 | 一部 開示 | 請求に係る者の氏名、利用 目的、事件の種類、代理手 続の種類及び戸籍の記載 事項の利用目的、利用目 的の内容、業務の種類、請 求者氏名、職印 | 第14条 第2号 |
| 19 | 緑1 | 5/23 | 南区役所 区民生活部 | 区民課 | さいたま市住民票の写し等交付通 知書の交付請求書 戸籍全部事項証明書 改製原戸籍謄本 | 戸籍謄本等職務上請求書 | 5/29 | 一部 開示 | 請求の種別に係る請求範 囲、請求に係る者の氏名・ 生年月日、業務の種類、依 頼者の氏名又は名称、依 頼者について該当する事 由、上記に該当する具体的 事由、請求者の職印 | 第14条 第2号 |
| 20 | 浦19 | 5/23 | 浦和区役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍の附票の請求書 | 住民票の写し等職務上請求書 | 5/25 | 一部 開示 | 請求に係る者の氏名、利用 目的の内容、業務の種類、 依頼者の氏名、請求者の 職印 | 第14条 第2号 |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定の 内容 | 不開示部分 | 不開示 情報 区分 |
|----|------|------|------------------------|--------------------|----------------------------------|---|------|-----------|---|-----------------|
| 21 | 見6 | 5/23 | 見沼区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票の氏名漢字が修正された根拠となった通知 | | 6/1 | 不開示 | | 文書不 存在 |
| 22 | 浦20 | 5/24 | 総務局 総務部 | 総務課 | 総務部総務課が保有する請求者が支払った80円に係る行政情報すべて | ・請求者から提出された反論書 ・調定伺書 ・請求者から提出された損害賠償請求書 ・決裁文書「損害賠償請求書について(回答)」(平成30年5月18日起案総総総第419号) | 6/5 | 開示 | | |
| 23 | 浦21 | 5/24 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票の交付請求書 | 住民票の写し等職務上請求書 | 6/7 | 一部 開示 | 利用目的の内容、業務の種類、請求者の職印 | 第14条 第2号 |
| 24 | 浦22 | 5/25 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本と住民票の閲覧、取得の履歴(第三者) | | 5/30 | 不開示 | | 文書不 存在 |
| 25 | 浦23 | 5/31 | 保健福 祉局 保健部 | 生活衛 生課 | 保生第742号平成30年5月22日付けに関するものすべて | 平成30年5月11日保生000568号他 | 6/14 | 開示 | | |
| 26 | 浦24 | 6/1 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票、印鑑登録、マイナンバー申請の有無 | | 6/12 | 不開示 | | 文書不 存在 |
| 27 | 中4 | 6/4 | 中央区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本の請求書、添付資料 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 6/5 | 一部 開示 | 請求に係る者の氏名・生年月日、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由、職印、請求担当者の本人確認書類、会員証の写し | 第14条 第2号 |
| 28 | 中5 | 6/6 | 中央区 役所 健康福 祉部 | 福祉課 | 社会福祉協議会緊急貸付けについて引越し費用の許可に関する書類一式 | | 6/15 | 不開示 | | 文書不 存在 |
| 29 | 浦25 | 6/8 | 浦和区 役所 健康福 祉部 | 支援課 | 身体障害者手帳診断書・意見書 | 身体障害者手帳診断書・意見書 | 6/13 | 開示 | | |
| 30 | 北9 | 6/8 | 市民局 市民生 活部 | 消費生 活総合 センター | 相談記録表 | 消費生活相談情報 | 6/14 | 開示 | | |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定 の内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|----|------|------|---------------------------------------|-----------|-----------------------------------|---|------|-----------|--|---------------------------|
| 31 | 北10 | 6/11 | 子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター | 児童相 談所 | 児童相談所に相談した取扱い経過 記録 | 児童相談所における取扱経過記録 (一部取扱経過一覧及び調査・面接 記録、面接時メモを含む)(期間特 定) | 6/25 | 一部 開示 | 第三者の行動、状況や評 価、当所の所見や評価、関 係機関の行動、所見や評 価 | 第14条 第2号 第3号 第5号 |
| 32 | 岩9 | 6/12 | 岩槻区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票交付請求書 | | 6/22 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 33 | 北11 | 6/18 | 子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター | 児童相 談所 | 児童相談所に相談した取扱い経過 記録 | 児童相談所における取扱経過記録 (一部取扱経過一覧及び調査・面接 記録、面接時メモを含む)(期間特 定) | 7/2 | 一部 開示 | 第三者の行動、状況や評 価、当所の所見や評価、関 係機関の行動、所見や評 価 | 第14条 第2号 第3号 第5号 |
| 34 | 浦27 | 6/20 | 保健福 祉局 長寿応 援部 | 介護保 険課 | 介護保険事業者等事故報告書(特 定法人) | 特定法人で発生した転倒事故の介 護保険事業者等事故報告書 | 6/25 | 一部 開示 | 記載者職・氏名 | 第14条 第2号 |
| 35 | 大7 | 6/21 | 大宮区 役所 区民生 活部 | 区民課 | さいたま市住民票の写し等交付通 知書の対象となった交付請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等請求書 | 6/25 | 一部 開示 | 担当者の氏名及び印影、請求に係 る者の氏名・範囲欄の委任者につ いての記載部分、請求者欄の復代 理人の住所・氏名・生年月日及び 印影、委任者欄、委任者住所・氏 名・生年月日及び印影、代理人職 印、復代理人の事務所住所・自宅 住所・氏名、委任事項中の委任者 氏名、復代理人の本人確認書類 | 第14条 第2号 |
| 36 | 浦28 | 6/26 | 保健福 祉局 福祉部 | 障害支 援課 | 特定医療法人(変更届) | 特定医療法人の変更届書 | 7/5 | 一部 開示 | 変更後の内容欄、申請事 務担当者欄のうち、第三者 の氏名、住所 | 第14条 第2号 |
| 37 | 南8 | 6/27 | 教育委 員会 事務局 学校教 育部 | 指導1 課 | 学校の指導要録(学校名・卒業年特 定) | 中学校生徒指導要録 | 7/11 | 開示 | | |
| 38 | 岩10 | 6/29 | 保健福 祉局 長寿応 援部 | 介護保 険課 | 介護保険事業者事故報告書(特定 法人・日付特定) | 介護保険事業者等事故報告書(特 定法人) | 7/4 | 一部 開示 | 記載者職、氏名、医療機 関名、続柄、警察署名称、 警察署職員担当及び警察 署職員氏名 | 第14条 第2号 |
| 39 | 見7 | 6/29 | 見沼区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書の交付請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書 | 7/11 | 一部 開示 | 業務の種類、依頼者の氏 名又は名称、依頼者につ いて該当する事由、上記に 該当する具体的事由、請求 者の印影 | 第14条 第2号 |
| 40 | 見8 | 6/29 | 見沼区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書の交付請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書 | 7/11 | 一部 開示 | 業務の種類、依頼者の氏 名又は名称、依頼者につ いて該当する事由、上記に 該当する具体的事由、請求 者の印影 | 第14条 第2号 |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定の 内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|----|------|------|---------------------------------------|-----------|--------------------------|---------------------------|------|-----------|--|--------------------|
| 41 | 南10 | 7/11 | 子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター | 児童相 談所 | 特定の幼稚園が児童相談所へ通報 した内容 | 児童相談所における相談記録 | 7/23 | 一部 開示 | 第三者に関する特定の個人を識別できる情報、言動及び行動当所の所見や評価 | 第14条 第2号 第3号 |
| 42 | 浦29 | 7/11 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書と戸籍の附票の交付請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 7/20 | 一部 開示 | 業務の種類、依頼者の氏名又は名称、上記に該当する具体的事由、請求者の職印 | 第14条 第2号 |
| 43 | 南11 | 7/13 | 南区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 附票一部証明書にかかる申請書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 7/20 | 一部 開示 | 事件の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由、請求者の職印 | 第14条 第2号 |
| 44 | 緑2 | 7/13 | 消防局 北消防 署 | 消防1 課 | 救急車同乗者の氏名記載の書面 | 救急活動記録票 | 7/26 | 一部 開示 | 当該救急現場における傷病者を含まない関係者の氏名、会話及び言動 | 第14条 第2号 |
| 45 | 大9 | 7/17 | 大宮区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍等の交付請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 7/17 | 一部 開示 | 請求に係る者の氏名及び生年月日、依頼者の氏名及びそれを推測される事項、請求者欄の職印、担当者氏名及び印影 | 第14条 第2号 |
| 46 | 見10 | 7/20 | 見沼区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票の交付請求書 | | 7/30 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 47 | 浦30 | 7/24 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 転出届及び手続者の資格証明書等を含む関係書類一式 | 住民異動届(日付特定) | 7/24 | 一部 開示 | 開示請求者以外の住所、氏名及び電話番号、届出人本人確認欄 | 第14条 第2号 |
| 48 | 浦31 | 7/24 | 浦和区 役所 健康福 祉部 | 支援課 | 身体障害者手帳診断書、意見書 | 身体障害者手帳診断書、意見書 | 7/25 | 開示 | | |
| 49 | 南14 | 7/26 | 出納室 | 出納課 | 固定資産税の納入済通知書 | | 8/1 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 50 | 岩12 | 7/26 | 岩槻区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票、戸籍謄・抄本申請書 | 住民票公用請求「納税者の実態調査について(照会)」 | 8/6 | 開示 | | |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定 の内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|----|------|------|-------------------------------|------------|--|--|------|-----------|--|-----------------|
| 51 | 南15 | 7/27 | 保健福 祉局 保健部 | 生活衛 生課 | さいたま市飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費等助成金交付申請書及びさいたま市飼い主のいない猫の去勢・不妊手術等完了証明書と領収書 | さいたま市飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費等助成金交付申請書及びさいたま市飼い主のいない猫の去勢・不妊手術等完了証明書と領収書(日付特定) | 8/6 | 開示 | | |
| 52 | 見12 | 7/30 | 見沼区 役所 区民生活部 | 区民課 | 住民票の写し等交付通知書に係る戸籍と附票の請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 8/2 | 一部 開示 | 業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由、請求者の印影 | 第14条 第2号 |
| 53 | 中7 | 8/1 | 中央区 役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の請求書、添付資料(期間特定) | 住民票の写し等の交付請求書 | 8/13 | 一部 開示 | 来庁者の住所、氏名、フリガナ、連絡先、使いみち、住民票の請求に係る者の生年月日、関係、筆頭者の生年月日、戸籍の請求にかかる者の氏名、筆頭者から見た請求者の関係、委託社員の印、本人確認書類記入欄 | 第14条 第2号 |
| 54 | 浦32 | 8/1 | 教育委員 会事務局 学校教育部 | 教職員 人事課 | 平成31年度教員採用試験に係る詳しい点数開示(論文、面接) | 平成31年度採用さいたま市立学校教員採用選考試験第1次試験論文試験 面接試験採点票 | 8/9 | 一部 開示 | 採点記入者氏名 | 第14条 第5号 |
| 55 | 大10 | 8/13 | 大宮区 役所 区民生活部 | 区民課 | 住民票・戸籍の交付依頼書(期間特定) | | 8/23 | 不開示 | | 文書不 存在 |
| 56 | 桜8 | 8/13 | 消防局 中央消防署 | 消防1 課 | 救急搬送記録(日付特定) | 救急活動記録票 | 8/22 | 一部 開示 | 通報者の氏名、医師の氏名、看護師の氏名 | 第14条 第2号 |
| 57 | 中8 | 8/14 | 中央区 役所 区民生活部 | 区民課 | 住民票の請求書(期間特定) | | 8/20 | 不開示 | | 文書不 存在 |
| 58 | 西2 | 8/14 | 子ども 未来局 子ども 家庭総合センター | 児童相 談所 | 児童相談所に対して電話相談した内容の相談内容記録(日付特定) | 請求者からの電話相談内容が記載された受付処理票 | 8/22 | 開示 | | |
| 59 | 西3 | 8/14 | 西区役 所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍謄本及び抄本の交付状況(代理人、第3者申請含む)並びに代理人請求の場合は本人の委任状の写し | 戸籍謄抄本の請求書及び、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 8/24 | 一部 開示 | 請求に係る者の氏名、利用目的の種別における業務の種類、依頼者の氏名又は名称、具体的事由及び請求者印影 | 第14条 第2号 |
| 60 | 南18 | 8/14 | 南区役 所 区民生活部 | 区民課 | 住民票の交付請求書、職務上請求書(期間特定) | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等交付請求書 戸籍記録事項証明書(戸籍謄抄本)、住民票の写し等の請求について | 8/23 | 一部 開示 | 窓口に来られた方欄の氏名・電話番号・使いみち、住民票欄の必要な方の生年月日、職員記入欄の受付・領収欄、請求者の職印・担当者名、請求に係る者の氏名・生年月日 | 第14条 第2号 |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定の 内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|----|------|------|------------------------|-----------|--|--|------|-----------|---|-----------------|
| 61 | 南19 | 8/14 | 南区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票の交付請求書、職務上請求 書(期間特定) | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 戸籍記録事項証明書(戸籍謄抄 本)、住民票の写し等の請求につい て | 8/23 | 一部 開示 | 窓口に来られた方欄の氏 名・電話番号・使いみち、住 民票欄の必要な方の生年 月日、職員記入欄の受付・ 領収欄、請求者の職印・担 当者名、請求に係る者の氏 名・生年月日 | 第14条 第2号 |
| 62 | 岩15 | 8/16 | 岩槻区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍附票の取得委任状、請求用紙 (日付特定) | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書 | 8/27 | 一部 開示 | 開示請求者以外の個人情 報及び法人の印影 | 第14条 第2号 |
| 63 | 桜9 | 8/17 | 桜区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票と戸籍謄本と戸籍の附票を 取得した際に用いられた委任状の 写し(期間特定) | 職務上請求書 | 8/29 | 一部 開示 | 請求者の印影 | 第14条 第2号 |
| 64 | 桜10 | 8/21 | 桜区役 所 区民生 活部 | 課税課 | 課税課に対し今年度行われた通話 記録について、どうい内容の話し が行われたか分かる記録 対話したことから、対話記録など | 請求者との通話記録(期間特定) | 8/31 | 開示 | | |
| 65 | 桜11 | 8/21 | 桜区役 所 区民生 活部 | 収納課 | 収納課に対し今年度行った通話内 容とその扱いについての記録 文章になおし説明をもとめる | 交渉経過記録(収納課に対する請 求者からの通話内容の部分及び通 話内容に基づき収納課が行った対 応の部分) | 9/4 | 開示 | | |
| 66 | 大11 | 8/23 | 大宮区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票交付請求書の写し(期間特 定) | 住民票交付請求書 | 9/20 | 一部 開示 | 担当者氏名、印影 | 第14条 第2号 |
| 67 | 西4 | 8/23 | 保健福 祉局 長寿応 援部 | 介護保 険課 | 特定法人からさいたま市に提出され た請求者に関する事故報告書 | 特定案件に係る介護保険事業者等 事故報告書 | 8/29 | 一部 開示 | 記入者(報告者)職、氏名、 印影、医療機関名称、続 柄、事故発生後の対応に おける対応者の職名 | 第14条 第2号 |
| 68 | 大12 | 8/24 | 大宮区 役所 区民生 活部 | 支所 | 印鑑登録の印影がわかるもの | 印鑑登録原票(正本) | 8/29 | 開示 | | |
| 69 | 北14 | 8/30 | 北区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍交付請求書(期間特定) | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付申請書 | 9/11 | 一部 開示 | 区民課委託職員の印影 | 第14条 第2号 |
| 70 | 浦36 | 9/3 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書、改正原戸籍 謄本、戸籍の附票の請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書 | 9/5 | 一部 開示 | 業務の種類、依頼者の氏 名又は名称、依頼者につ いて該当する事由、上記に 該当する具体的事由、請求 者の職印、使者の氏名及 び印 | 第14条 第2号 |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定 の内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|----|------|------|------------------------|-----------|--|--|------|-----------|--|--------------------|
| 71 | 見16 | 9/7 | 見沼区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票の交付請求書(期間特定) | | 9/20 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 72 | 中9 | 9/12 | 中央区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書、戸籍の附票 一部証明書の請求書、添付書類 (日付特定) | 戸籍謄本、住民票の写し等職務上 請求書、添付資料 | 9/14 | 一部 開示 | 業務の種類、依頼者の氏 名又は名称、依頼者につ いて該当する事由、上記に 該当する具体的事由、職 印、委託社員の氏 | 第14条 第2号 |
| 73 | 大14 | 9/12 | 大宮区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票交付請求書(期間特定) | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書及び委任状 | 9/21 | 一部 開示 | 窓口に来られた方の電話 番号、本人確認書類の種 類、番号 | 第14条 第2号 |
| 74 | 桜12 | 9/14 | 桜区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票及び戸籍の謄抄本・附票の 請求があった場合の請求書の写し (期間特定) | | 9/26 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 75 | 桜13 | 9/20 | 桜区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本、抄本、戸籍の附票、住民 票の発行の履歴 | 戸籍謄本等職務上請求書、住民票 等の写し等職務上請求書 | 9/28 | 一部 開示 | 事件の種類、利用目的の 内容、業務の種類、請求者 の印影 | 第14条 第2号 |
| 76 | 桜14 | 9/20 | 桜区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本、抄本、戸籍の附票、住民 票の発行の履歴 | 戸籍謄本等職務上請求書、住民票 等の写し等職務上請求書 | 9/28 | 一部 開示 | 事件の種類、利用目的の 内容、業務の種類、請求者 の印影 | 第14条 第2号 |
| 77 | 南21 | 9/21 | 南区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票の請求書(本人、世帯の請 求を除く) | 国民年金被保険者の滞納処分に要 す住民票の交付依頼について 住民票等交付申請書 住民票の写し[住民票記載事項証 明書]の請求について 他 | 10/4 | 一部 開示 | 請求者の印影、担当者名、 電話、職員証の写し、交付 対象者の基礎年金番号、 氏名、生年月日、住所、住 民票等交付申請書 | 第14条 第2号 第5号 |
| 78 | 大15 | 9/21 | 大宮区 役所 区民生 活部 | 区民課 | さいたま市住民票の写し等交付通 知書に係る交付請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書 | 10/1 | 一部 開示 | 依頼者の氏名とそれが推 測される事項及び請求者 の職印 | 第14条 第2号 |
| 79 | 中10 | 9/28 | 中央区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本の請求書、添付資料 | 戸籍謄本等の交付請求書 | 10/1 | 一部 開示 | 来庁者の住所、フリガナ、氏 名、使いみち、戸籍請求欄のフ リガナ、筆頭者、筆頭者の生年 月日、必要な方の名前、筆頭者 から見た請求者の関係、請求内 容に関する詳細な希望、本人確 認書類記入欄、添付された開示 請求者以外の原戸籍謄本 | 第14条 第2号 |
| 80 | 岩19 | 10/4 | 保健福 祉局 福祉部 | 障害支 援課 | 雇用契約書 | 雇用契約書 | 10/5 | 開示 | | |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定の 内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|----|------|-------|-------------------|------------|---|---|-------|-----------|---|--------------------|
| 81 | 岩20 | 10/4 | 保健福祉局 福祉部 | 障害支援課 | 雇用契約書 | 雇用契約書 | 10/5 | 開示 | | |
| 82 | 岩21 | 10/4 | 保健福祉局 福祉部 | 障害支援課 | 雇用契約書 | 雇用契約書 | 10/5 | 開示 | | |
| 83 | 北23 | 10/4 | 北区役所 健康福祉部 | 福祉課 | 全ての相談記録 | 面接記録票 | 10/15 | 開示 | | |
| 84 | 南23 | 10/11 | 教育委員会事務局 学校教育部 | 教職員人事課 | 平成31年採用教員採用試験 二次試験にかかる面接試験、実技 試験、論文試験の採点表 | ・平成31年度採用さいたま市立学校 教員採用選考試験第2次試験 個人 面接第1回採点票 ・面接試験採点票 ・平成31年度採用さいたま市立学校 教員採用選考試験第2次試験 実 技試験採点票 他 | 10/19 | 一部 開示 | 採点記入者氏名 | 第14条 第5号 |
| 85 | 浦42 | 10/16 | 市民局 市民生活部 | 消費生活総合センター | 特定年度におけるクレジットカード 請求に関する相談記録一式 | 消費生活相談情報 | 10/25 | 一部 開示 | 購入・契約先担当者の氏 名、信用供与者の氏 | 第14条 第2号 |
| 86 | 岩24 | 10/18 | 岩槻区役所 区民生活部 | 区民課 | 住民基本台帳カード交付申請に関 する全ての書類 | 住民基本台帳カード交付申請書 | 10/26 | 開示 | | |
| 87 | 中11 | 10/22 | 中央区役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書、改製原戸籍 謄本、附票全部証明書の請求書、 添付資料 | 戸籍謄本等の交付請求書、添付資 料 | 10/26 | 一部 開示 | ・請求した証明書の使用目的 及び提出先 ・請求者(代理人)の印影 及び担当者名 ・証明が必要な方の氏名及 び内容 ・委任者の本籍、住所、氏 名、電話番号及び印影 | 第14条 第2号 |
| 88 | 見24 | 10/24 | 見沼区役所 区民生活部 | 区民課 | 住民票、戸籍謄本・除籍謄本、戸籍 の附票の交付請求書 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 11/5 | 一部 開示 | 担当者印影 | 第14条 第2号 |
| 89 | 大18 | 10/24 | 大宮区役所 区民生活部 | 区民課 | 住民票、戸籍謄本(原戸籍・除籍含 む)、戸籍の附票請求書 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 住民票の写し等職務上請求書 戸籍謄本等職務上請求書 他 | 11/6 | 一部 開示 | 受付職員欄、利用目的の 内容及び請求者職印、事 件の種類、代理手続の種 類及び戸籍の記載事項の 利用目的及び請求者職 印、戸籍等請求書 他 | 第14条 第2号 第5号 |
| 90 | 浦46 | 10/29 | 南区役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍謄本、住民票の第三者からの 取得及び閲覧の履歴 | 国民年金被保険者の滞納処分によ り住民票の交付依頼について | 10/31 | 一部 開示 | 請求者の社判、請求者の 所属及び氏名 | 第14条 第2号 |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定 の内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|-----|------|-------|----------------|-------|-------------------------------|---|-------|-----------|--|-----------------|
| 91 | 桜17 | 11/1 | 桜区役所 区民生活部 | 区民課 | 印鑑証明の発行履歴 | | 11/12 | 不開示 | | 文書不 存在 |
| 92 | 北34 | 11/1 | 北区役所 健康福祉部 | 保険年金課 | 平成28年度国民健康保険税の納付日、期限 | 平成28年度国民健康保険税の納付日、期限 | 11/5 | 開示 | | |
| 93 | 大20 | 11/7 | 大宮区役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍等の交付請求書 | 戸籍等の交付請求書 | 11/16 | 一部開示 | 開示請求者以外の個人の住所、氏名、印影、司法書士事務所印影 | 第14条 第2号 |
| 94 | 南25 | 11/7 | 南区役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書の請求書 | 国民年金法第108条第2項・第109条の4第1項第30号及び日本年金機構法第27条第1項第2号に基づく戸籍謄本等の請求について | 11/9 | 一部開示 | 請求者の社判、現に請求の任に当たっている者のグループ長名の訂正部分、照会先の整理番号 | 第14条 第2号 |
| 95 | 緑4 | 11/7 | 緑区役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書、改製原戸籍謄本の写し | 戸籍謄本等職務上請求書 | 11/15 | 一部開示 | 事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的、請求者の職印及び捨て印、使者(事務職員限定)の氏名及び印 | 第14条 第2号 |
| 96 | 桜18 | 11/8 | 財政局 債権整理推進部 | 債権回収課 | 差押さえ及び換価の詳細(差押さえ調査や配当計算書など) | 差押調書、配当計算書 | 11/19 | 開示 | | |
| 97 | 桜19 | 11/8 | 桜区役所 区民生活部 | 区民課 | 支援措置申出書 | 住民基本台帳事務における支援措置申出書 | 11/14 | 開示 | | |
| 98 | 南26 | 11/8 | 建設局 南部建設事務所 | 建築指導課 | 南部建設事務所建築指導課と本人との打合せ議事録(期間特定) | | 11/21 | 不開示 | | 文書不 存在 |
| 99 | 中13 | 11/13 | 中央区役所 区民生活部 | 区民課 | 住民票、戸籍の附票の請求書、添付資料 | 住民票交付請求書 | 11/22 | 一部開示 | 委託社員の氏 | 第14条 第2号 |
| 100 | 北37 | 11/14 | 北区役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍謄本及び附票の交付申請書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 | 11/22 | 一部開示 | ・利用目的の種別(業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的自由)及び補記事項 ・請求者の印影 | 第14条 第2号 |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定の 内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|-----|------|-------|--------------------|--------------------|---|---|-------|-----------|---|-----------------|
| 101 | 北38 | 11/15 | 北区役所 区民生活部 | 区民課 | 住民票交付請求書(世帯全員) | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 11/22 | 一部 開示 | 区民課委託職員の印影 | 第14条 第2号 |
| 102 | 岩28 | 11/15 | 岩槻区 役所 区民生活部 | 区民課 | 印鑑登録証明書の交付申請書、印 鑑登録証明書の発行履歴、印鑑登 録申請書及び印鑑登録廃止届 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 11/28 | 一部 開示 | 受付担当者名 | 第14条 第2号 |
| 103 | 大23 | 11/19 | 大宮区 役所 区民生活部 | 区民課 | 住民票・戸籍謄本・抄本及び戸籍の 附票の交付請求書 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 住民票の写し等職務上請求書 戸籍謄本等職務上請求書 | 11/30 | 一部 開示 | 利用目的の内容及び請求 者職印、事件の種類、代理 手続の種類及び戸籍の記 載事項の利用目的及び請 求者職印、職員記入欄中 の作成者印 | 第14条 第2号 |
| 104 | 南27 | 11/21 | 南区役所 区民生活部 | 区民課 | 除籍個人事項証明書、改製原戸籍 抄本、除籍個人事項証明書、住民 票・戸籍の附票の交付請求書 | 戸籍謄抄本等請求書 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 12/3 | 一部 開示 | 戸籍の筆頭者の氏名・生 年月日、請求者欄の支店 の担当者名・社印、窓口に 来られた方の住所・氏名・ 電話番号・使いみち、戸籍 の筆頭者名・生年月日、職 員記入欄の受付者名・本 人確認書類・領収者名 | 第14条 第2号 |
| 105 | 西7 | 11/26 | 消防局 西消防 署 | 西遊馬 出張所 | 救急活動記録 | 救急活動記録票のうち、様式第2号 (その1～その3) | 12/7 | 一部 開示 | 第三者の氏名、所属、階級 | 第14条 第2号 |
| 106 | 南28 | 11/26 | 市民局 市民生活 部 | 消費生 活総合 センター | 消費生活相談情報 | 消費生活相談情報 | 12/3 | 一部 開示 | 消費者センター専用窓口 担当者の氏 | 第14条 第2号 |
| 107 | 大27 | 11/26 | 大宮区 役所 区民生活部 | 区民課 | 住民票の写し等交付通知書に関する 交付請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書 | 12/3 | 一部 開示 | 依頼者の氏名とそれが推 測される事項、請求書の職 印及び訂正印 | 第14条 第2号 |
| 108 | 岩30 | 12/3 | 岩槻区 役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍謄抄本交付請求書 | | 12/11 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 109 | 岩31 | 12/3 | 岩槻区 役所 区民生活部 | 区民課 | 市民税、県民税に関する証明書を 出した履歴 | ・税証明交付請求書 ・公簿閲覧及び諸証明書交付につ いて | 12/17 | 一部 開示 | 交付請求者の氏名、職員 証の発行日とナンバー及 び資格証 | 第14条 第2号 |
| 110 | 緑5 | 12/10 | 緑区役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書及び改製原戸 籍謄本の請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書 | 12/11 | 一部 開示 | 請求に係る者の氏名及び 生年月日、業務の種類、依 頼者の氏名又は名称、依 頼者について該当する事 由及び具体的事由、請求 者の職印 | 第14条 第2号 |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定の 内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|-----|------|-------|------------------------|-----|----------------------------|---|-------|-----------|--|-----------------|
| 111 | 岩32 | 12/11 | 岩槻区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書に係る請求書 | 戸籍謄本等職務上請求書 | 12/18 | 一部 開示 | 開示請求者以外の個人情報 及び法人の印影 | 第14条 第2号 |
| 112 | 浦52 | 12/11 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書、戸籍の附票 の交付請求書 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 12/13 | 一部 開示 | 開示請求者以外の住所、 氏名(筆頭者を除く)及び電 話番号、証明書の使いみ ち、請求者との関係、請求 者の身分確認欄 | 第14条 第2号 |
| 113 | 北47 | 12/17 | 北区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍等の請求書の写し | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書(戸籍法第10条の2第3項、 第4項及び住基法第12条の3第2 項、第20条第4項による請求) | 12/26 | 一部 開示 | 利用目的の種別、業務の 種類、依頼者の氏名又は 名称、依頼者について該当 する事由、上記に該当する 具体的事由、請求者の印 影 | 第14条 第2号 |
| 114 | 中17 | 12/19 | 中央区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票の請求書、添付資料 | 住民票交付請求書 | 12/25 | 一部 開示 | 委託社員の氏 | 第14条 第2号 |
| 115 | 大29 | 12/21 | 大宮区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本の交付請求書(除籍、原 戸籍含む全て) | | 12/28 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 116 | 大30 | 12/21 | 見沼区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本の交付請求書(除籍、原 戸籍含む全て) | | 1/4 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 117 | 大31 | 12/21 | 大宮区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本の交付請求書(除籍、原 戸籍含む全て) | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書及び戸籍謄本などの公 用交付申請について(依頼) | 12/27 | 一部 開示 | 窓口に来られた方の住所、 氏名及び電話番号、戸籍 筆頭者の氏名及び生年月 日、証明が必要な方の名 前、筆頭者から見た請求 者の関係欄、戸籍筆頭者 の氏名 | 第14条 第2号 |
| 118 | 大32 | 12/21 | 見沼区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本の交付請求書(除籍、原 戸籍含む全て) | | 1/4 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 119 | 大33 | 12/21 | 岩槻区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本の交付請求書(除籍、原 戸籍含む全て) | | 12/28 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 120 | 大34 | 12/21 | 大宮区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本の交付請求書(除籍・原戸 籍含む全て) | 戸籍謄本等の交付依頼書 | 12/27 | 不開 示 | 戸籍謄本等の交付依頼書 | 第14条 第5号 |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定 の内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|-----|------|-------|----------------|-------|--|--|------|-----------|--|-----------------|
| 121 | 西13 | 12/25 | 西区役所 区民生活部 | 区民課 | さいたま市住民票の写し等交付通知書(日付特定)にかかる交付請求書(委任状含む)及び交付の内容 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 1/8 | 一部 開示 | 窓口に来られた方の住所、氏名、フリガナ、電話番号及び使いみち、「住民票請求欄」、「戸籍請求欄」の必要な方の名前、筆頭者から見た請求者の関係、「職員記入欄」の本人確認書類及び番号、住民票通数及び金額、合計金額の各欄 | 第14条 第2号 |
| 122 | 浦58 | 12/27 | 浦和区役所 区民生活部 | 区民課 | 過去5年間の代理人により取得した全ての個人情報の履歴、代理人の氏名 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 1/10 | 一部 開示 | 請求者の電話番号および身分確認欄 | 第14条 第2号 |
| 123 | 浦59 | 12/27 | 浦和区役所 区民生活部 | 区民課 | 過去5年間の代理人により取得した全ての個人情報の履歴、代理人の氏名 | | 1/10 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 124 | 南30 | 12/28 | 南区役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍全部事項証明書の請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書 | 1/10 | 一部 開示 | 筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由、請求者の職印 | 第14条 第2号 |
| 125 | 北52 | 1/4 | 北区役所 区民生活部 | 区民課 | 改製原戸籍謄本請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求(戸籍法第10条の2第3項、第4項及び住基法第12条の3第2項、第20条第4項による請求) | 1/11 | 一部 開示 | 利用目的の種別、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由、請求者の印影、区民課委託職員の印影 | 第14条 第2号 |
| 126 | 浦60 | 1/7 | 保健福祉局 福祉部 | 障害支援課 | 特定一般社団法人の特定人に関するもの全て | 事故報告書 | 1/18 | 一部 開示 | 施設管理者の印影 | 第14条 第2号 |
| 127 | 浦62 | 1/10 | 浦和区役所 区民生活部 | 区民課 | 特定日に交付された住民票の請求書および添付書類 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書および委任状 | 1/17 | 一部 開示 | 開示請求者以外の電話番号、開示請求者・代理人以外の住所、氏名及び生年月日、印鑑、代理人の本人確認欄 | 第14条 第2号 |
| 128 | 大36 | 1/11 | 西区役所 区民生活部 | 区民課 | 原戸籍の戸籍等の交付請求書の写し | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 1/23 | 一部 開示 | 「窓口に来られた方」欄の住所、氏名、フリガナ、電話番号及び使いみち、「住民票請求欄」「戸籍請求欄」の必要な方の名前、筆頭者から見た請求者の関係他 | 第14条 第2号 |
| 129 | 中19 | 1/11 | 中央区役所 区民生活部 | 区民課 | 特定日に請求された住民票の請求書、添付資料 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書 | 1/18 | 一部 開示 | 業務の種類、依頼者について該当する事由・上記に該当する具体的事由、職印、使者の氏名・印影・補助者証番号 | 第14条 第2号 |
| 130 | 浦65 | 1/16 | 南区役所 区民生活部 | 区民課 | 戸籍の謄本、抄本の請求書の写し 住民票の請求書の写し | 戸籍の附票の写し・戸籍謄本等の 請求について 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 1/29 | 一部 開示 | 公印、担当者名、特例起家帳票登録番号、窓口に来られた方欄の氏名・電話番号・使いみち、職員記入欄の受付・領収欄及び本人確認書類 | 第14条 第2号 |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定の 内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|-----|------|------|-------------------------------|----------|---|---|------|-----------|--|-----------------|
| 131 | 岩39 | 1/23 | 岩槻区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 請求者が住民票の請求を行った特 定人に係る戸籍謄本、住民票写し 等職務上請求書 | | 1/29 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 132 | 中21 | 1/24 | 教育委 員会事 務局 学校教 育部 | 指導2 課 | 「いじめにかかる状況報告」6月～12 月 | 平成30年度いじめに係る状況報告 | 2/5 | 開示 | | |
| 133 | 西15 | 1/24 | 西区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本の写し、住民票の写し、原 戸籍謄本の写しの交付状況 | 戸籍謄本、改正原戸籍及び住民票 の写しの交付請求書 | 2/4 | 一部 開示 | 「窓口に来られた方」欄の 住所、氏名、フリガナ、電話 番号及び使いみち、「戸籍」 欄の必要な方の名前、筆 頭者から見た請求者の関 係は、戸籍全部(戸籍謄 本)の通数 他 | 第14条 第2号 |
| 134 | 浦67 | 1/25 | 教育委 員会事 務局 学校教 育部 | 指導1 課 | 指導要録 | 中学校生徒指導要録 | 2/6 | 開示 | | |
| 135 | 岩40 | 1/31 | 岩槻区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 改製戸籍謄本の請求書類 交付請求者区分第三者(八業士) | 戸籍謄本等職務上請求書 | 2/8 | 一部 開示 | 開示請求者以外の個人情 報及び法人の印影 | 第14条 第2号 |
| 136 | 岩41 | 2/1 | 岩槻区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票・戸籍謄抄本交付請求書 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 戸籍謄本等の公用請求について (依頼) | 2/13 | 一部 開示 | 開示請求者以外の個人情 報、代理人の運転免許証 の写し、受付担当者名、作 成担当者名、領収者名 | 第14条 第2号 |
| 137 | 岩42 | 2/1 | 岩槻区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票・戸籍謄抄本交付請求書 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 2/13 | 一部 開示 | 代理人の運転免許証の写 し、受付担当者名、作成担 当者名、領収者名 | 第14条 第2号 |
| 138 | 南31 | 2/4 | 南区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 改製原戸籍謄本の交付請求する書 類 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書 | 2/8 | 一部 開示 | 筆頭者の氏名、請求に係る 者の氏名・生年月日、 業務の種類、依頼者の氏 名又は名称、依頼者につ いて該当する事由、上記に 該当する具体的事由、請求 者の職印、使者の氏名・印 | 第14条 第2号 |
| 139 | 浦71 | 2/12 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票の交付請求書 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 2/15 | 一部 開示 | 請求者の電話番号および 本人確認欄 | 第14条 第2号 |
| 140 | 岩44 | 2/12 | 岩槻区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票に係る請求書 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 2/18 | 一部 開示 | 職員記入欄の受付、作成、 領収担当者名 | 第14条 第2号 |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定の 内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|-----|------|------|------------------------|-----------|---|---|------|-----------|---|-----------------|
| 141 | 岩45 | 2/13 | 岩槻区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票・戸籍謄本・印鑑証明交付請 求書 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 2/20 | 一部 開示 | 代理人の身分証明書の写 し、職員記入欄の受付担当 者名、作成担当者名、領収 者名 | 第14条 第2号 |
| 142 | 北73 | 2/15 | 北区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票請求書 | | 2/21 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 143 | 浦73 | 2/20 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍履歴事項の取得、戸籍謄本の 本人以外の取得・閲覧の履歴 | | 2/26 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 144 | 南36 | 3/1 | 南区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 住民基本台帳事務における支援措 置申出書 自分が加害者として記載のあるもの と理由 | | 3/14 | 不開 示 | | 第17条 |
| 145 | 大48 | 3/5 | 大宮区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票及び戸籍請求書 | 住民票の写し等請求書及び戸籍謄 本等請求書 | 3/15 | 一部 開示 | 請求者の職印、開示請求 者以外の者の氏名 | 第14条 第2号 |
| 146 | 緑6 | 3/6 | 緑区役 所 区民生 活部 | 収納課 | 請求人に対する固定資産税の差押 え(国税当局との対応を含む)から 供託に至る経緯までの内部決裁に 関係する一切の書類 | ・さいたま市口座振替依頼書(取消 届)・自動払込受付通知書(廃止届) ・緑区収第004763号 所得税還付 金の差押について(平成30年3月23 日決裁)他 ・交渉経過記事 | 3/18 | 一部 開示 | 金融機関の担当者名及び 印影 | 第14条 第2号 |
| 147 | 中25 | 3/11 | 建設局 南部建 設事務 所 | 建築指 導課 | 建築基準法第43条第1項ただし書き の規定による整備計画についての 請求者本人の印鑑証明書及び請求 者の押印書類 | 印鑑登録証明書 | 3/22 | 一部 開示 | 請求者以外の氏名、承諾 欄の請求者以外の住所、 氏名、印影、図面作製者の 屋号、資格、氏名、印影 | 第14条 第2号 |
| 148 | 浦76 | 3/13 | 浦和区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本と印鑑証明に係る申請書 | ・住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 ・戸籍謄本等請求書 | 3/20 | 一部 開示 | 戸籍請求に係る権利又は 義務の発生原因及び内 容、請求者の職印 | 第14条 第2号 |
| 149 | 西21 | 3/15 | 保健福 祉局 長寿応 援部 | 介護保 険課 | 特定施設の市への届出書類 | 介護保険事業者等事故報告書 | 3/22 | 一部 開示 | 記入者(報告者)職、氏名、 医療機関名称 | 第14条 第2号 |
| 150 | 西22 | 3/15 | 保健福 祉局 長寿応 援部 | 介護保 険課 | 特定施設の市への届出書類 | 介護保険事業者等事故報告書 | 3/22 | 一部 開示 | 記入者(報告者)職、氏名、 医療機関名称 | 第14条 第2号 |

個人情報保護制度

| 番号 | 受付番号 | 受付日 | 担当局 部 | 担当課 | 開示請求に係る 個人情報の名称又は内容 | 実施機関が特定した 個人情報の名称 | 決定日 | 決定の 内容 | 不開示部分 | 不開示 情報区 分 |
|-----|------|------|---------------------------------------|------------------------|---|---|------|-----------|---|----------------------------------|
| 151 | 南37 | 3/15 | 南区役 所 区民生 活部 | 区民課 | 改製原戸籍謄本の請求書 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書 | 3/20 | 一部 開示 | 住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等交付請求書のうち、窓口に来られた方欄の住所・氏名・電話番号・使用みち、戸籍欄の筆頭者・筆頭者の生年月日・必要な方の名前・筆頭者から見た請求者の関係、職員記入欄の交付・本人確認書類・領収欄 | 第14条 第2号 |
| 152 | 岩47 | 3/22 | 岩槻区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 戸籍謄本・抄本の交付請求書 | | 3/27 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 153 | 桜22 | 3/25 | 子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター | 児童相 談所 | 精神障害者手帳の交付の際の児相 に関わっていた時の外部の行動等 の記録 | 取扱経過記録(一部面接時メモ及び 調査・面接記録を含む) | 4/5 | 一部 開示 | 第三者の行動、状況や評価、 当所の所見や評価 | 第14条 第2号 第3号 第5号 |
| 154 | 見44 | 3/25 | 見沼区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 附票全部証明書(除籍分)の請求書 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書 | 3/28 | 一部 開示 | 業務の種類、依頼者の氏 名又は名称、依頼者につ いて該当する事由、上記に 該当する具体的事由、請求 者の印影、使用者の住所、氏 名、印影 | 第14条 第2号 |
| 155 | 大54 | 3/26 | 市民局 市民生 活部 | 消費生 活総合 セン ター | 相談記録表 | 消費生活相談情報 | 3/29 | 一部 開示 | 担当者氏名、電話番号 | 第14条 第2号 |
| 156 | 大55 | 3/26 | 教育委 員会事 務局 学校教 育部 | 浦和高 等学校 | 平成31年度埼玉県公立高等学校入 学者選抜学力検査の答案用紙 | 平成31年度埼玉県公立高等学校入 学者選抜学力検査の答案用紙 | 3/29 | 一部 開示 | 採点者の印影 | 第14条 第5号 |
| 157 | 岩48 | 3/28 | 岩槻区 役所 区民生 活部 | 区民課 | 住民票に係る請求書 | | 4/3 | 不開 示 | | 文書不 存在 |
| 158 | 桜23 | 3/29 | 保健福 祉局 保健所 | 精神保 健課 | 病院をまわった書類、措置入院に関 する全ての書類 | ・精神保健診察の実施について(精 神保健福祉法第27条による措置診 察)保保所精第1-1055~1059号、 平成27年11月7日決裁 ・精神保健診察の結果及び診察結 果通知書の交付について 保保所精第1-1060号、平成27年11 月7日決裁 他 | 5/10 | 一部 開示 | 調査時の状況の個人の評 価に係る部分、第三者から 聴取した情報、既往歴及び 現病歴(治療状況)の第三 者から聴取した情報、生活 歴の第三者から聴取した 情報、家族状況の第三者 から聴取した情報 他 | 第14条 第2号 第3号 第4号 第6号 |
| 159 | 南38 | 3/29 | 南区役 所 健康福 祉部 | 保健セ ンター | 成人歯科検診票 | 成人歯科健康診査票 | 4/9 | 一部 開示 | 歯科医院職員個人の印影 | 第14条 第2号 |

※ 上記の他、介護保険認定調査票及び主治医意見書に関する開示請求処理件数268件／取下げ件数3件

※ 【参考】不開示情報区分について
 ・第14条第2号 第三者情報
 ・第14条第3号 個人評価情報
 ・第14条第4号 審議・検討等情報
 ・第14条第5号 事務事業執行情報
 ・第14条第6号 国等協力情報
 ・第17条 存否応答拒否

2 個人情報開示等決定に係る不服申立ての状況

平成30年度の不服申立ての件数は3件でした。実施機関別の内訳は、市長3件でした。取下げは0件でした。また、不服申立ての内容については、表2-4のとおりです。

表2-4 個人情報開示等決定に係る不服申立ての内容

| | 審査請求日 | 実施機関 | 開示請求日 | 受付番号 | 内容 | 諮問 | 諮問日 | 答申番号 | 答申日 | 裁決 | 裁決日 |
|---|-------|------|-------|------|---|-----|-------|------|------|----|-------|
| 1 | 4/23 | 市長 | 3/16 | 浦69 | 個人情報一部開示決定通知書総発行透第3755号平成30年2月15日付で特定された文書のうち請求者が提出した「わたしの提案」の原本の写し及び区役所情報公開コーナー実務担当者会議資料に添付された請求者が提出した「わたしの提案」の原本の写し | 522 | 7/18 | - | - | - | - |
| 2 | 9/13 | 市長 | 7/11 | 南10 | 平成30年5月に特定幼稚園が児童相談所へ特定人に関して通報した内容 | 528 | 11/26 | 170 | 5/31 | 棄却 | 6/21 |
| 3 | 1/16 | 市長 | 11/8 | 南26 | 南部建設事務所建築指導課と本人との平成23年度以降、本日までの打合せ議事録 | 533 | 2/25 | 175 | 9/30 | 棄却 | 10/11 |

◆ 情報公開・個人情報保護審査会 ◆

I 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会とは

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき設置された、市長の附属機関です。

学識経験者により構成され、情報公開、個人情報保護制度を実行あるものとするため、実施機関が行った不開示処分等に対する請求者からの審査請求（異議申立て）について、実施機関から諮問に応じて第三者的立場から審査し、公平かつ客観的な答申を行います。

表3-1 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

任期 2年（平成29年10月22日から令和元年10月21日まで）

| 役職 | 氏名 | 備考 |
|---------|-------|-------|
| 会長 | 池上純一 | 大学教授 |
| 会長職務代理者 | 柴田雅幸 | 行政経験者 |
| 委員 | 伊藤一枝 | 弁護士 |
| 委員 | 塚田小百合 | 弁護士 |
| 委員 | 吉田聰 | 弁護士 |

2 開催状況

平成30年度の審査会の開催回数は、12回でした。

表3-2 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会開催状況

| | 開催年月日 | 主な内容 |
|---|---------------|---|
| 1 | 平成30年4月12日(木) | (1) 諮問第487号、第488号の審議（答申案） (2) 諮問第415号の審議（新規） (3) 諮問第416号の審議（新規） (4) 諮問を受けた案件の審査状況について |
| 2 | 平成30年5月18日(木) | (1) 諮問第416号の審議（答申案） (2) 諮問第464号の審議（答申案） (3) 未処理案件の類似化 |
| 3 | 平成30年6月15日(木) | (1) 諮問第415号の審議（答申案） (2) 諮問第422号、第424号、第427号、諮問第429号の審議（新規） (3) 意見書骨子案の審議 (4) 諮問第483号の審議（審査請求人の口頭意見陳述） |
| 4 | 平成30年7月19日(木) | (1) 諮問第492号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (2) 諮問第483号の審議（答申案） (3) 諮問第422号、第424号、第427号、第429号の審議（継続審議） (4) 諮問第430号、第431号、第432号、第433号の審議（新規） (5) 意見書骨子案の審議 |

| | 開催年月日 | 主な内容 |
|----|----------------|---|
| 5 | 平成30年8月23日(木) | (1) 諮問第498号の審議(審査請求人の口頭意見陳述) (2) 諮問第431号の審議(答申案) (3) 諮問第429号の審議(答申案) |
| 6 | 平成30年9月21日(木) | (1) 諮問第498号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第492号の審議(答申案) (3) 諮問第526号の審議(新規) (4) 意見書骨子案の審議 |
| 7 | 平成30年10月18日(木) | (1) 意見書案の審議 (2) 諮問第527号の審議(新規) (3) 諮問第422号、第427号、第429号、第432号の審議(答申案) |
| 8 | 平成30年11月15日(木) | (1) 諮問第527号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第430号、第433号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (3) 諮問第526号の審議(答申案) |
| 9 | 平成30年12月20日(木) | (1) 諮問第528号の審議(新規) (2) 諮問第529号の審議、第530号の審議(新規) (3) 諮問第430号、諮問第433号の審議(答申案) (4) 諮問第498号の審議(答申案) |
| 10 | 平成31年1月17日(木) | (1) 諮問第528号の審議(審査請求人の口頭意見陳述) (2) 諮問第529号の審議、第530号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (3) 諮問第527号の審議(答申案) |
| 11 | 平成31年2月21日(木) | (1) 諮問第528号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第531号の審議(新規) (3) 諮問第532号の審議(新規) (4) 諮問第424号の審議(答申案) |
| 12 | 平成31年3月28日(木) | (1) 諮問第532号の審議(審査請求人の口頭意見陳述) (2) 諮問第531号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (3) 諮問第533号の審議(新規) |

表 3-3 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会 諮問内容一覧

| 諮問番号 | 内 容 |
|-------------------|---|
| 第 4 1 5 号 (新規) | 行政透明推進課が保有する大宮区役所新庁舎整備に関する市民説明会に係る個人情報取扱事務台帳（直近では8月22日に開催され、市民の写真も撮影した）の不開示決定に対する異議申立て |
| 第 4 1 6 号 (新規) | 行政透明推進課が保有する北浦和図書館における個人情報の漏えいに関する行政情報すべての一部開示決定に対する異議申立て |
| 第 4 2 2 号 (新規) | 平成27年度西来るフェスタの業務委託に関する行政情報（中止に係る協議を含む）の一部開示決定に対する異議申立て |
| 第 4 2 4 号 (新規) | 桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるもの及び桜環境センターにおけるスタジオレッスン等の休講、催事の中止などの行政情報の行政情報一部開示決定に対する異議申立て |
| 第 4 2 7 号 (新規) | 法務・コンプライアンス課が保有する某区役所における「決裁文書に同僚職員の印(鑑)を無断で使用した」事案に関する情報伝達シート(平成28年3月18日、人事課より訓告の処分のされたもの)の行政情報不開示決定に対する審査請求 |
| 第 4 2 9 号 (新規) | 桜区役所入口の傘立てのカギの盗難に関する行政情報の不開示決定に対する審査請求 |
| 第 4 3 0 号 (新規) | 南部都市・公園管理事務所管理課の平成28年度への予算繰り越しのわかるものの開示決定に対する審査請求 |
| 第 4 3 1 号 (新規) | 平成27年12月7日 総合政策委員会にて契約管理部長が某委員より情報提供された、緑区にある写真店のホームページのコピー及び同コピーが庁内で情報の共有がされたことわかるものの一部開示決定に対する審査請求 |
| 第 4 3 2 号 (新規) | 特定法人の産業廃棄物不適正処理に関する対応状況について（報告）の行政情報一部開示決定に対する審査請求 |
| 第 4 3 3 号 (新規) | 歩道環境改良工事（一般国道463号）その2の予算の繰り越しのわかるものの行政情報一部開示決定に対する審査請求 |
| 第 4 6 4 号 | 岩槻区小溝の特定地番の都市計画法に関する書類の一部開示決定に対する審査請求 |

| 諮問番号 | 内 容 |
|------------------------|--|
| 第483号 | 平成28年度の福祉課係長の件に関して上司の参事・課長に対して接見面談を申し入れたが拒否されたので部下の職員に文章で開示するよう申し出ている件」の不開示決定に対する審査請求 |
| 第487号 第488号 | 預金調査にかかる回答書の不開示決定に対する審査請求 |
| 第492号 | さいたま市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）の行政情報一部開示決定に対する審査請求 |
| 第498号 | 生活保護の受給に関する個人情報の一部開示決定に対する審査請求 |
| 第526号 （新規） | さいたま市情報公開・個人情報保護審議会の市民公募委員（任期平成29年10月22日から2年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文・小論文等）の一切。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、黒塗り又はマスキング可。」の不開示決定に対する審査請求 |
| 第527号 （新規） | 平成29年度に見沼区で作成した人事に関する報告書。上記の作成に使用した調書・記録等」の一部開示決定に対する審査請求 |
| 第528号 （新規） | 平成30年5月に特定幼稚園が児童相談所へ特定人に関して通告した内容の一部開示決定に対する審査請求 |
| 第529号 第530号 （新規） | 特定動物取扱業者にかかわる一切の文書の一部開示決定に対する審査請求 |
| 第531号 （新規） | 大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業国庫補助要望調書平成30年6月版の一部開示決定に対する審査請求 |
| 第532号 （新規） | 今後の税の収納方針等行政情報開示請求を求めます。の不開示決定に対する審査請求 |
| 第533号 （新規） | 南部建設事務所建築指導課と本人との平成23年度以降、本日までの打合せ議事録 |

Ⅱ 情報公開・個人情報保護審査会 答申

さ情審査答申第154号
平成30年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

貴職から受けた、諮問第487号及び諮問第488号に係る審査請求について、次のとおり答申します。

なお、これらは、審査請求の内容に類似性、実質関連性が認められる事案であることから、併合して審査しました。

- 1 平成29年12月1日付け諮問第487号「預金調査にかかる回答書」（以下「本件対象個人情報①」という。）の不開示決定（以下「本件処分①」という。）に対する審査請求
- 2 平成29年12月5日付け諮問第488号「預金調査にかかる回答書」（以下「本件対象個人情報②」という。）の不開示決定（以下「本件処分②」という。）に対する審査請求

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年8月23日付け北区収第1469号及び第1492号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分はいずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件に係る2件の審査請求の趣旨は、いずれもさいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った不開示決定処分の取り消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によると、いずれもおおむね以下のとおりである。

個人情報不開示決定通知書の開示しない理由の条例第14条第5号とは

いったい何なのか不明である。「事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため」とはいったい何を言っているのか、何が事務作業の遂行の妨げになるのかわからない。具体的な説明をすべきである。

私は税金を分納によって納めている。滞納しているならともかく、税金を納める意思があるのに、滞納者として扱われ、金融機関に照会されていることが納得できない。

実施機関が私の金融口座情報をなぜ調べたかということについて納得がいかないが、調べた情報は、私個人の情報なので、その調べた情報を知る権利があるはずである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分の内容

滞納者に対する財産調査の一環で実施した審査請求人に対する預金調査にかかる金融機関からの回答書における個人情報の開示請求に対し、本件対象個人情報①及び②は条例第14条第5号に定める不開示情報に該当するものと判断し、本件処分を行い、平成29年8月23日付けで不開示決定通知書を送付した。

2 本件処分の理由

市税徴収・滞納整理は、滞納者の実態等を的確に把握するために、家族構成・収入等の生活状況、滞納原因、財産、債務など多岐にわたる調査の実施が必須であり、それらは、地方税法の各条項で準用する国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条における質問及び検査権規定、地方税法（昭和25年法律第226号）第333条等に検査拒否などに対する罰則規定により、法的な根拠が与えられその効果的な遂行が担保されている。本件対象個人情報①及び②も、滞納整理における調査の一環として行われた預金調査に対する金融機関からの回答書である。

調査の手法及び調査により把握した情報について、滞納者が詳細に知ることとなった場合、いかなる段階でどのような調査が行われるか等、今後の対応を予測することが可能となるため、自らの財産を捕捉されないよう資金の移動、財産の処分等の対策を講ずるなど不正な行為を容易にする等のおそれが見られる。また、滞納整理推進にあたっては、通常同種のもので反復されるような性質上の特性があることから、たとえ事後であっても、調査の手内を明らかにすることは、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり得る。

また、本件対象個人情報①及び②を開示することは、財産調査の手法等を開示することとなり、それは即ち滞納者の実態や滞納となった原因等の正確な事実の把握を困難にするおそれのみならず、違法若しくは不当な行為を容易にし、ひいてはその発見を困難にする危険性までも胚胎しかねない。事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

以上の理由により、条例第14条第5号の規定に該当するとの判断から、本件処分を行ったものである。

3 審査請求人の主張について

個人情報不開示決定通知書の開示しない理由の条例第14条第5号とはいったい何なのか不明である。「事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため」とはいったい何を言っているのか、何が事務作業の遂行の妨げになるのかわからない。具体的な説明をすべきであるとの主張について

- (1) 不開示理由である条例第14条第5号とは何か。事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れのある具体的な例示をすべきとの主張について

当該主張について、個人情報不開示決定通知書には、開示しない理由が該当する不開示適用条項を明記したうえ、適用条項の趣旨を平易な表現にてわかりやすく記載している。又、条例第14条第5号には「事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のうち、事務事業別に典型的なものを条文中にて明記している。条文自体も、ホームページ等を通じて広く市民に対して広報しており、その理解に努めているところである。

- (2) 自己の個人情報であれば当人は知る権利があるはずとの主張について

当該主張については、主張自体は妥当である。つまり条例第12条に「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政情報に記録された個人情報の開示の請求をすることができる」と規定されているとおりである。又、この開示請求権を個人が行使した場合、実施機関は当該個人に対する開示義務を果たすよう、条例第14条に定められているところである。これは条例第12条において何人にも自己の個人情報開示請求権を付与したことと合わせて、原則開示に基づく市民と実施機関との権利義務関係を法的に明確化したものである。ただし、市が保有する個人情報には法令の規定により開示ができないものや、行政の公正かつ適切な運営に支障を及ぼす恐れがあるもの等、不開示とせざるを得ない個人情報があり、それら不開示情報については開示義務の適用外である旨条例第14条に明記されている。つまり自己の個人情報であっても当該個人に対し、そのすべてが開示対象となるわけではないという規定である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

本件対象個人情報①及び②は、実施機関が滞納者に対する財産調査の一環で実施した審査請求人に対する預金調査にかかる金融機関からの回答書である。審査請求人は、条例第14条第5号に該当する具体的な理由の説明を求めるとともに、自己の情報は開示されるべきであると主張して審査請求を行った。

2 本件処分①及び②の当否について

(1) 条例第14条第5号では、市又は国等が行う事務事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては開示しないことができる」と規定している。

(2) 実施機関によると、滞納整理は、滞納者の実態等を的確に把握するために、家族構成・収入等の生活状況、滞納原因、財産、債務など多岐にわたり、調査が行われる。また、これらの調査は、地方税法の各条項で準用する国税徴収法第141条における質問及び検査権規定、地方税法第333条等に検査拒否などに対する罰則規定により、法的な根拠が与えられその効果的な遂行が担保されている。このような調査の手法及び調査により把握した情報について、滞納者が詳細に知ることとなった場合、いかなる段階でどのような調査が行われるか等、今後の対応を予測することが可能となるため、自らの財産を捕捉されないよう資金の移動、財産の処分等の対策を講ずるなど不正な行為を容易にするおそれが予測される。また、滞納整理推進に当たっては、通常、同種のもものが反復されるような性質上の特性があることから、たとえ、事後であっても、調査の手法を明らかにすることは、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

(3) こうした説明には、十分な合理性があり、確かに本件対象個人情報①及び②を開示すると、滞納者の実態、滞納となった原因等の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、本件対象個人情報①及び②は、条例第14条第5号に該当し、たとえ自己情報であっても不開示としたことは妥当である。

(4) 審査請求人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないので前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|------------------------|----------------------------------|
| ① | 平成29年12月5日 同 年12月6日 | 諮問の受理（諮問第487号） 諮問の受理（諮問第488号） |
| ② | 同 年12月21日 | 審議 |
| ③ | 平成30年 1月25日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ④ | 同 年 2月15日 | 審査請求人からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同 年 4月12日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|---------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小百合 | 弁護士 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第155号
平成30年5月23日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年12月8日付けで貴職から受けた、「行政透明推進課が保有する北浦和図書館における個人情報の漏えいに関する行政情報すべて メール等も含む」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

平成27年9月4日付け総総行透第2224号によりさいたま市長が行った本件処分に対する異議申立ては、異議申立ての利益がない申立てであると認められる。

よって、本件異議申立ては却下すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。

不存在は違法かつ不当

不存在の当否を争う

本件に関して個人情報保護に関して必要な措置をしたことがわかる文書を作成・保有していると思料される

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書において、おおむね以下のように説明している。

本件開示請求は、北浦和図書館において委託職員が利用者の貸出情報を漏えいした件について、行政透明推進課が保有する行政情報の開示を求めるものである。

当市では危機事案が発生した場合、担当課は危機の概要及び危機状況並びに所管課の対応状況等を記載した情報伝達シート（以下「伝達シート」という。）を作成し、危機管理監（事務担当安心安全課）に報告することになっている。報告を受けた安心安全課は関係各課に伝達シートを送付し、情報を共有している。危機事案の一つとして個人情報の漏えいがあった場合には、関係課として当課にも情報が送付され、情報の共有を行っている。

本件開示請求を受けて、当課では安心安全課から送付されたメール及びその添付資料並びに伝達シートの送付を受け課内で供覧した文書を特定し、情報公開条例第7条第2号及び第5号に該当する部分を除き開示した。

異議申立人は、「本件に関して個人情報保護に関して必要な措置をしたことがわかる文書を作成・保有していると思料される」と主張しているが、本件個人情報漏えいに関しては、北浦和図書館及び教育委員会で個人情報の漏えいについて適切に対応し再発防止策に努めており、当課においては特段必要な措置を行っていないため、文書は作成しておらず存在しない。本件開示請求に対する行政情報としては、本件開示決定において特定した文書以外に当課では存在しないため、本件処分は妥当であると考ええる。

なお、異議申立人には、本件開示請求が提出される前に、当課の保有する文書は伝達シート関連の文書以外にないこと、また、当課が本件個人情報漏えいに関して通知等を出していないことを伝えており、そのことを異議申立人は認識したうえで本件開示請求を行っているものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

異議申立人の、本件対象行政情報開示請求に対し、実施機関は、北浦和図書館の個人情報漏えい事案に関し安心安全課から送付されたメール及びその添付資料並びに伝達シートの送付を受け行政透明推進課内で供覧した文書を特定し、条例第7条第2号及び第5号に該当する部分を除く一部開示決定を行った。

異議申立人は、実施機関が不開示とした部分の開示は求めず、本件処分の取消しを求めて本件異議申立てを行ったものである。

2 本件異議申立ての当否について

異議申立人は、不存在は違法かつ不当、不存在の当否を争う、本件に関して個人情報保護に関して必要な措置をしたことがわかる文書を作成・保有し

ていると思料される、という理由で本件処分の取消しのみを求めている。

すなわち本件異議申立ては、実施機関の一部不開示決定部分についての開示を求めているわけではなく、本件処分についての異議申立てではないから、異議申立ての利益がないといわざるを得ない。

- 3 以上の次第であるから、本件異議申立ては、異議申立ての利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|----------------|
| ① | 平成27年12月 8日 | 諮問の受理（諮問第416号） |
| ② | 平成30年 4月12日 | 審議 |
| ③ | 平成30年 5月17日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|---------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小百合 | 弁護士 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第156号
平成30年5月23日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年6月21日付けで貴職から受けた、「岩槻区小溝の特定地番の都市計画法に関する書類」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年3月2日付け都北開第5786号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書全部（図面作成者の住所、氏名、資格、連絡先、印影、建物平面図、写真）の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

隣の農地の畑だった土地がどうして3区画に分譲されたのかわからない。
隣の建物の建築がどうして許可されたのかを回答してほしい。

市街化調整区域内でどうして用途変更が許可されたのかを回答してほしい。

用途変更に伴って測量が行われたはずだが、そのときの立ち会いの事実が確認できない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

平成29年2月16日付けで、審査請求人より本件対象行政情報について、行政情報開示請求書が提出された。

本件開示請求を受け、実施機関において特定地番について、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に関する許可履歴を調査し、同法第29条に規定する市街化調整区域に建築物の建築を認める開発許可2件（以下「開発許可処分」という。）、法第42条に規定する開発許可を受けた用途の変更を認める用途変更許可1件（以下「用途変更許可処分」という。）が文書として存在することを確認した。

文書を特定するため、審査請求人に電話にて開示内容の確認を行い、開発許可処分は法第47条第5項の規定により開発登録簿として交付できること、用途変更許可処分は登録簿等では交付できないことを伝え、用途変更許可申請文書一式を請求された行政情報として特定し、平成29年3月2日付けで本件処分を行い、審査請求人に通知した。特定した行政情報のうち、図面作成者の住所、氏名、資格、連絡先、印影及び写真に写る自動車登録番号は、個人を特定する情報のため、条例第7条第2号により不開示とし、また、建物平面図は住居の間取り等が明らかになり、居住者が犯罪の被害を受ける可能性があるため条例第7条第7号により不開示とする行政情報の写しを交付した。

以上のことから、本件開示請求に対して開示した行政情報は、条例に基づき不開示部分を判断し、一部開示したものであるため、本件処分は妥当であると考えられる。

審査請求人は、「対象文書の全部を開示するよう求めます。隣の農地の畑だった土地がどうして3区画に分譲されたのか。添付書類の開示しない理由にあたらなと思います。」と主張しているが、不開示部分は、上述のとおり条例に基づいた判断であり、本件処分について取り消す理由がない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、岩槻区小溝の特定地番の都市計画法に関する書類である。実施機関は、岩槻区小溝の特定地番の用途変更許可申請文書一式を特定し、図面作成者の住所、氏名、資格、連絡先、印影及び写真（自動車登録番号）について条例第7条第2号に該当するとし、建物平面図については条例第7条第7号に該当するとして不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、対象行政情報の全部開示を求めて審査請求を行ったもの

である。

2 本件処分の当否について

(1) 本件不開示部分は、当該用途変更許可申請文書中の図面（現況測量図、土地利用計画図・排水施設平面図、建物の立面図・平面図、建物の写真及び写真方向図）の中に記載されている、①図面作成者の住所ないし連絡先、氏名、資格、印影及び建物等の写真中の自動車の登録番号と②建物の平面図である。

(2) 上記①の不開示部分は、図面作成者個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものであるということができ、条例第7条第2号に該当する情報であるといえる。

したがって、上記①部分を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の本件処分は妥当である。

(3) 上記②の不開示部分は、住居の間取りや用途が明らかになる情報である。

これらの情報を開示すると、犯罪を容易にし、人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障を及ぼすおそれがあるということができ、条例第7条第7号に該当する情報であるといえる。

したがって、上記②の部分を条例第7条第7号に該当するとして不開示とした実施機関の本件処分は妥当である。

(4) 審査請求人は、審査請求の理由として、隣地の畑だった土地がどうして三区画に分譲されたのか、どうして市街化調整区域内で用途変更が許可されているのか、隣家の建物は建築基準法違反である、測量した時に立会っていないのに立ち会ったと言われている等主張している。

しかし、これらの理由は、本件処分の取消理由にはならないものである。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないので前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|------------------|
| ① | 平成29年 6月21日 | 諮問の受理（諮問第464号） |
| ② | 平成29年 7月20日 | 審議 |
| ③ | 平成30年 2月15日 | 審査請求人からの意見聴取及び審議 |
| ④ | 平成30年 3月15日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 平成30年 5月17日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|-----------|----------------------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 石 川 和 子 | 弁護士 平成29年10月21日退任 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小 百 合 | 弁護士 平成29年10月22日就任 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第157号
平成30年 6月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年12月8日付けで貴職から受けた、「行政透明推進課が保有する大宮区役所新庁舎整備に関する市民説明会に係る個人情報取扱事務台帳」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年9月4日付け総総行透第2173号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不存在とした文書の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。
不存在は違法かつ不当

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書において、おおむね以下のように説明している。

さいたま市個人情報保護条例第6条第1項において、実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ個人情報取扱事務の名称等を届け出なければならないとされており、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、担当課があらかじめ個人情報取扱事務届出書（以下「届出

書」という。)を作成し、行政透明推進課に提出することになっている。行政透明推進課は、届出書の提出を受けると、個人情報取扱事務台帳を作成している。

平成27年8月24日に異議申立人から行政透明推進課に問い合わせがあり、内容は、平成27年8月22日に実施された大宮区役所新庁舎整備に関する市民説明会(懇談会)では、説明会に来た市民の氏名等の個人情報を収集していたが、届出書が提出されているのかどうか知りたいというものであった。そこで、届出書の提出の有無を確認したところ、当該届出書の提出がなかったため、その旨を異議申立人に回答したところ、異議申立人から開示請求書を提出するとの話があり、本件開示請求書が提出された。

開示請求書の受付時に、行政透明推進課職員が行政情報は存在しない旨を再度説明したが、異議申立人からはそれならば不存在で決定しろ、異議申立てを出すからという趣旨の発言があった。異議申立人に説明したとおり、本件開示請求日時点では、大宮区役所新庁舎建設準備室から行政透明推進課に対して、届出書は提出されていなかったため、行政透明推進課において保有していないことから文書不存在による不開示決定を行った。

なお、「大宮区役所新庁舎整備事業関連事務」に係る届出書は開示請求日より後の平成27年8月25日に提出されており、そのことは行政情報不開示決定通知書に記載することにより異議申立人に知らせている。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、異議申立人が、平成27年8月24日付けで行った本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が、平成27年9月4日付けで行った不開示決定に対してなされたものである。実施機関は、当該開示請求に対し、請求日時点において、本件対象行政情報を保有しておらず存在しないため、不開示決定を行ったものであるが、異議申立人は、不存在は違法かつ不当であることを理由として、異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

異議申立人の異議申立ての理由は、「不存在は違法かつ不当である」というものである。しかしながら条例による行政情報開示は、開示請求のあった時点において実施機関が保有している文書等を対象とするものであるから、平成27年8月24日時点で実施機関が保有していなかった本件対象行政情報は、開示される文書の対象にはならない。したがって、実施機関において保有しておらず、存在しないとして不開示とした本件処分は妥当である。

3 以上のとおりであるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので

前記1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|------------|----------------|
| ① | 平成27年12月8日 | 諮問の受理（諮問第415号） |
| ② | 平成30年4月12日 | 審議 |
| ③ | 平成30年6月21日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|---------|-------|-------|
| 会長 | 池上純一 | 大学教授 |
| 委員 | 伊藤一枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴田雅幸 | 行政経験者 |
| 委員 | 塚田小百合 | 弁護士 |
| 委員 | 吉田聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第158号
平成30年7月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年11月2日付けで貴職から受けた、「平成28年度の福祉課係長の件に関して上司の参事・課長に対して接見面談を申し入れたが拒否されたので部下の職員に文章で開示するよう申し出ている件」（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年10月6日付け南健福第894号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、該当する文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

福祉課長に対して接見を申し出ていたが拒否で有りその事を文章で記録を残して下さいと話して開示請求した処不開示決定となった。

記録を残して下さいと言ったのだから残っているはずである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、以下のように説明している。

審査請求人より課長に接見の希望があった際、まずは担当者が要件を伺

ったうえ、日程等の調整を行ったが、面談の実施ができなかった。

後日、その時の記録の開示を求めて個人情報開示請求書が提出された。この請求に対して、審査請求人は、記録しておくように言ったのだから記録されているはずだと主張しているが、実施機関としては特段記録が必要であるという判断はなかったため、記録を作成しておらず、文書不存在による不開示決定を行ったものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象個人情報、審査請求人が開示請求を行った「平成28年度の福祉課係長の件に関して上司の参事・課長に対して接见面談を申し入れたが拒否されたので部下の職員に文章で開示するよう申し出ている件」であり、審査請求書によると、具体的には、接见面談を拒否されたときの記録のことである。

審査請求人は平成29年9月26日に当該個人情報開示請求を行い、同年10月6日に文書不存在による不開示決定という本件処分を受けている。

2 本件処分の当否について

審査請求人は本件対象個人情報について、実施機関の担当課職員に自らの来課及び担当課長との接见面談が出来なかったことの記録を残すことを直接伝えたので、その記録があるはずとして開示請求をしたが、文書不存在による個人情報不開示決定処分とされたことから審査請求を行った。

実施機関は、担当課職員が審査請求人の来課及び記録を残すことを審査請求人から直接聞いたことは否定しないが、担当課ではその上司である担当課長の判断を経て記録は残していない。

一般的に、担当課がその所掌する事務において、日常的に行う業務の記録を残すか否かは、その時々合理的な判断に委ねられるのが実際である。

当審査会では、審査請求人の陳述を聴き、実施機関の弁明書を見分したが、本件対象個人情報となる記録を作成していないとする実施機関の主張に不自然な点はなく、他に本件対象個人情報の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、不存在と認めるのが相当である。

したがって、実施機関の文書不存在を理由とする個人情報不開示の判断は妥当である。

3 以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|------------------|
| ① | 平成29年12月15日 | 諮問の受理（諮問第483号） |
| ② | 平成30年 1月25日 | 審議 |
| ③ | 同 年 6月21日 | 審査請求人からの意見聴取及び審議 |
| ④ | 同 年 7月19日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|-----------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小 百 合 | 弁護士 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第159号
平成30年9月4日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年9月29日付けで貴職から受けた、「平成27年12月7日 総合政策委員会にて契約管理部長が某委員より情報提供された、緑区にある写真店のホームページのコピー及び同コピーが庁内で情報の共有がされたことのあるもの」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年8月15日付け第財契工238号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。
誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。
收受又は供覧されたことのある文書があると思われる。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

平成27年12月7日の総合政策委員会後、受け取った写真店のホームページのコピーは契約管理部長が建設局筆頭課である技術管理課に持参し、当該常任委員会における事の顛末を伝達するとともに口頭で注意喚起を行い、

その後工事検査課の議会関係資料として保管した。

審査請求人は、收受又は供覧されたことがわかる文書があると思われると主張しているが、当該ホームページのコピーは、さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）第12条に基づく庁内文書の取り扱いを行い、情報の共有は口頭にて行ったため、收受も供覧も行っていない。

したがって、收受又は供覧されたことがわかる文書は存在しない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が開示請求を行った「平成27年12月7日 総合政策委員会にて契約管理部長が某委員より情報提供された、写真店のホームページのコピー及び同コピーが庁内で情報の共有がされたことのわかるもの」である。

審査請求人は平成28年8月9日に当該行政情報開示請求を行い、同年8月15日に一部開示決定という本件処分を受けている。このうち、收受又は供覧されたことがわかる文書が不存在であったことから本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、実施機関が同コピーを收受又は供覧した文書があると思われるからこれを開示せよとの内容である。これに対して、実施機関は文書管理規則第12条に規定する庁内文書と考え、收受及び供覧を省略したから、これに関する文書は不存在との主張である。

行政情報の存否に関わる実施機関と審査請求人の主張について考察すると、仮に実施機関が同コピーを收受し又は関係課などで供覧していれば、当該收受又は供覧に関する文書を開示することに支障があることは通例考えられない。そうすると、同コピーを実施機関として收受し又は関係課などで供覧した文書は不存在であると考えることが相当であるし、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、不存在と認めるのが相当である。

したがって、実施機関が收受又は供覧されたことがわかる文書を不存在とした本件処分は妥当である。

3 以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|----------------|
| ① | 平成28年 9月29日 | 諮問の受理（諮問第431号） |
| ② | 平成30年 7月19日 | 審議 |
| ③ | 平成30年 8月23日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|-----------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小 百 合 | 弁護士 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第160号

平成30年10月12日

さいたま市教育委員会

教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会

会長 池上 純一

答 申 書

平成29年12月15日付けで貴委員会から受けた、「さいたま市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年10月6日付け教学教人第2727号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、変更するとの決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書、反論書によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 今回一部開示を受けた公文書の一部開示範囲は、条例、関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ第26号）公文書非公開決定取消請求控訴事件等に照らし、違法な非開示部分を含むものである。
- (2) まず、関連する判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他

人に知られたくないとみとめられる」公務員のプライバシーではないとされている。兵庫県、神戸市その他多くの自治体の教育委員会では原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

- (3) 条例第7条第2号ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるものとし、これらの情報は公開すべきものと規定する。換言すれば、公務員の職務遂行情報については、個人に関する情報であっても公開せねばならないはずである。またそれは、司法判断において公開が求められているものであるから、公にして当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがあるものとはいえないはずである。
- (4) よって、体罰加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、公開されることはそもそも条例及び判例が予定しているところであり、教員名等の非公開は認められない。また加害教員の識別可能性を理由とした学校名、教員名、校長名等の非開示は認められない。
- (5) しかるに本件処分では、これらがことごとく非開示とされている。その他文書記号番号、発生場所、児童生徒の性別、負傷の程度、当事者の意見、校長所見、教科、教室内見取り図、学年、年齢、校務分掌、病院名、行事名、行状なども同等であり、その他条例に照らして違法な非開示範囲が他にもあれば全て開示されるべきである。特に負傷の程度や被害者の性別など、どうてい個人識別にいたらないかつ体罰事件にとって本質的な情報が非公開とされており、関連判決を真摯に理解した上での非開示決定とは到底思われぬ。ここまで非公開範囲の広い自治体は、全国的に見てもわずかであり、司法判断をないがしろにするものという他ない。
- (6) なお、関連する司法判断は個人特定のための「他の情報」については「一般人基準」を取ることを求めている。学校名や教員名を公開するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えに立つものかもしれないが、その事自体も関連判決で否定されている。だからこそ教員名などは公開すべきと判示されているのである。
- (7) 条例7条第2号後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。しかしこの条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られるのであるから、そのようなものを含まない本件公文書には適用されない。「関係者の発言・意見・見解」「校

長所見」等と見られる部分がことごとく非公開とされているが、関係者の発言・意見だというだけで高度なセンシティブ情報には当たらないことは明らかであり、そうした例外的な事例（病歴など）があればそれに限って非公開とすれば足りる。これらの記述をもって、真摯かつプライベートな部分をもつ高度なセンシティブ情報と判断されてはならない。それは本条項の濫用であり、濫用されると危険な条項であるだけに、慎重に判断されるべきである。なおこうした部分を公開しても、それだけでは個人識別にもいたらないこと言うまでもない。

- (8) 弁明書の非開示理由は、児童生徒が特定される等と漫然と述べるのみで、関連判例を吟味した上で条例の解釈を展開するものではない。そしてその非開示部分の多くは、関連判例を前提すれば開示されるべきものであることは、すでに述べたところである。
- (9) 三権分立、法治主義原則のもと、一定の条例解釈や法的争点について判断が示されている場合、第一に行政が従うべきは自身の独自の条例解釈ではなく、司法判断であることは今更述べるまでもない常識のはずである。個別事件をふまえた司法判断は、まさに体罰事故報告書という特定の文書においての情報公開の法解釈が示されているものであるから、そこでの判断が優先することは明らかである。
- (10) 実施機関がすべき弁明は、こうした原則をふまえた上で関連判決の判断がなぜ本件文書では適用されないのか、あるいは自らの非開示処分が関連判決の判断に従ったものであるかを、説得的に論じ示すことであるがそうした弁明は存在しない。請求人の法的主張に対する弁明の放棄である。説明義務違反であり法治行政としてあるまじき態度という他ない。法的に反論できないことを自ら認めているに等しい。
- (11) 実施機関は、インターネットを利用した個人識別性云々を論じているが、そのような主張も既に関連する司法判断の場で被告が出しており、かつ判決では認められていないものである。また関連する司法判断は児童生徒の特定可能性につき、「一般人基準」をとっているところ、一般人の立場からすれば、ネット情報をもとにしても、児童生徒を特定することはできないということである。そもそもインターネット検索によっても、一般人にとっては関係児童生徒の名簿などは入手不可であり、よって児童生徒を特定することはできない。教員については、そもそも氏名を公開すべきなので、この論点は関連がない。弁明書ではインターネットに本件公文書が出され、それを「被害児童生徒や被害児童生徒の保護者、事故発生当時に被害児童生徒と同じ学級や同じ学年に在籍していた児童生徒等」が閲覧することによって、被害児童生徒が特定される可能性のあることが述べられて

いるが、これは「一般人基準」ではなく「特定人基準」をとっていることになり、裁判例に違背する。なにより実施機関が非公開としつつ、他の多くの自治体の教育委員会では公開している学校名や教員名について、これらを公開しているからといって、児童生徒が特定され問題となったといった事件は知る限り生じていない。実施機関は、「精神的苦痛を受ける可能性も皆無であるとは言い切れない」「誹謗中傷する可能性も皆無であるとは言い切れない」などともするが、「皆無であるとは言い切れない」というようなレベルの可能性まで非公開の理由にするならばどのような非公開も可能になるであろう。仮にそのようなセンシティブな事例があるとするならば、それはそれに限って例外的に考えればいいはずであって、一律非公開とする理由として認められるべきではない。またそもそも開示された情報を濫用してはならないことは条例が定めるところであって、濫用の可能性とそれによるごく低い可能性の危険を前提としたこうした主張を許せば非公開範囲は際限なく広がるであろう。実施機関は、学校名や教師名を非公開としたいがために、判決が否定している児童生徒の特定の可能性を持ちだしているにすぎないというべきである。

- (12) 「関係者の発言・意見・見解」「校長所見」が児童生徒にとって条例第7条第2号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」だとするが、そのような司法判断は一件もない。むしろそうではないからこそ公開は認められているのである。そうでなくこの程度の情報が本段該当だとするならば、体罰事故情報が全面非公開ともされかねず不当きわまりない。なお弁明書では、「被害児童生徒の特定につながる可能性のある部分」を非公開としたとするが、であればそれは本号後段の問題ではない。またこうした発言それ自体を公開しても、それだけで個人特定にいたらないことは、学校名や教員名以上に明らかであろう。
- (13) 取られるべき法理は、現在、司法の場でどのような判断がなされるか、という点に基づいて選ばれるべきである。すでに多く存在する現在の関連する判決の水準からすればこうした広範な一律非公開が現在の裁判所で認められないことは明らかであり、だからこそ多くの自治体が学校名や教員名の原則公開に応じているのである。また、多くの自治体の情報公開審査会は、近年、関連する判決を踏まえ、学校名・校長名・教員名その他の公開を求める答申を出している。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のとおり説明

している。

- 1 審査請求人より「さいたま市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」について行政情報の開示請求を受け、「教員事故報告書（平成24年度分）3件」の行政情報を特定した。当該行政情報には、条例第7条第2号に該当する部分が含まれていたことから、一部開示決定を行った。

教員事故報告書は、教職員事故が発生した場合、校長が、事故者から提出されたてん末書を基に作成して教育委員会に報告するものである。体罰事故の場合、一般に加害教員及び被害児童生徒の氏名・年齢・性別等、負傷の程度、事故の概要、学校の対応、当事者や目撃者からの意見等が記載され、個人情報や事務事業執行情報等の不開示情報が多く含まれる文書である。心身の未成熟な児童生徒にとって、事故の態様や目撃者の意見等が公になることは精神的影響が大きく、児童生徒の健全な育成に支障をきたすおそれがあると認められることから、開示に当たっては被害児童生徒が特定されないよう、特に配慮している。

本件処分については、今日のインターネットの普及の状況や活用の実態を踏まえ、当該行政情報がインターネット等で公開された場合を考慮し、被害児童生徒が特定されないよう、また、被害児童生徒が精神的影響を受けることがないように、最大限配慮している。

- 2 教職員の懲戒処分を行ったときは、「さいたま市教育委員会懲戒処分公表基準」（以下「公表基準」という。）に基づき公開しており、公表する内容は「処分内容」「処分年月日」「職名・年齢・性別」「学校名等」「発生年月日」「事件・事項の概要」とされ、懲戒免職の場合は「氏名」も公表することとしている。しかしながら、特段の事情により被害者等が特定される可能性が高い場合などは学校名等及び氏名を公表しないことのほか、公表の内容は被害者等の人権を保護するため個人が特定されないよう配慮した上で事件・事故の概要を理解するのに必要十分なものとするとしている。
- 3 審査請求人は、学校名、教員名、校長名等について、「体罰加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、公開されることはそもそも条例及び判例が予定しているところであり、教員名等の非公開は認められない。また、加害教員の識別可能性を理由とした学校名、教員名、校長名等の非公開は認められない。」と主張しているが、本件処分における不開示部分については、加害教員の識別可能性を理由としてはおらず、被害児童生徒の識別可能性を理由とするものである。
- 4 審査請求人は、「ここまで非公開範囲の広い自治体は、全国的に見てもわ

ずかであり、司法判断をないがしろにするものという他ない。」と主張しているが、本件処分については、司法判断をないがしろにしているのではなく、被害児童生徒が特定されないよう、また、被害児童生徒が精神的影響を受けることがないよう、最大限配慮した結果である。

- 5 審査請求人は、司法判断に照らして、「非公開が認められるのは被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば、『特定の個人が識別されうるもの』とはいえないし、裁判所の判断も同様である。」と主張しているが、当該行政情報がインターネット等で公開され、それを被害児童生徒や被害児童生徒の保護者、事故発生時に被害児童生徒と同じ学級や同じ学年に在籍していた児童生徒等が目にした場合、事故発生日時とその他の情報を照合することにより、被害児童生徒が特定される可能性がある。そのため、本件処分においては、事故発生日時と照合することにより、被害児童生徒の特定につながる可能性のある部分を不開示とした。

また、当該行政情報がインターネット等で公開された場合、被害児童生徒や被害児童生徒の保護者が、当該行政情報を目にし、記述されている被害児童生徒や加害教員の言動、事故の態様、事故者等からの意見などから、精神的苦痛を受ける可能性も皆無であるとは言い切れない。さらには、事故発生時に被害児童と同じ学級や同じ学年に在籍していた児童生徒等が、当該行政情報を目にし、これらの記述から、被害児童生徒のみならず、被害児童生徒の保護者を誹謗中傷する可能性も皆無であるとは言い切れない。

本件処分においては、当該行政情報を被害児童生徒や被害児童生徒の保護者、事故発生時に被害児童と同じ学級や同じ学年に在籍していた児童生徒等が目にした場合に配慮し、被害児童生徒の特定につながる可能性のある部分に加え、被害児童生徒や被害児童生徒の保護者が精神的な苦痛を受けたり、誹謗中傷を受けたりすることにつながる可能性のある部分についても不開示とした。

- 6 審査請求人は、条例第7条第2号後段について、「この条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られるのであるから、そのようなものを含まない本件公文書には適用されない。」と主張しているが、本件処分においては、上記で述べたとおり、「関係者の発言・意見・見解」や「校長所見」等について、被害児童生徒の特定につながる可能性のある部分や、被害児童生徒及び被害児童生徒の保護者が精神的な苦痛を受けたり、誹謗中傷を受けたりすることにつながる可能性のある部分を不開示とした。
- 7 審査請求人は、本件処分について、「本条項の濫用であり、濫用されると危険な条項であるだけに、慎重に判断されるべきである。なおこうした部分

を公開しても、それだけでは個人識別にもいたらないことは言うまでもない。」と主張しているが、本件処分については、被害児童生徒が特定されないよう、また、被害児童生徒が精神的影響を受けることがないよう、最大限配慮した結果である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報と審査請求について

- (1) 審査請求人は実施機関に対し、平成29年8月25日付け行政情報開示請求書により、「さいたま市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事故聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」の開示を求めた。

実施機関は開示請求にかかる行政情報として、①平成24年7月9日付け教員事故報告書一式、②平成24年11月26日付け教員事故報告書一式、③平成25年3月13日付け教員事故報告書一式の3文書を特定した。

- (2) 実施機関は、今日のインターネットの普及状況や活用実態を踏まえ、当該行政情報がインターネット等で公開された場合を考慮し、被害児童生徒が直接的あるいは間接的に特定されることがないよう、また、被害児童生徒が精神的影響を受けることがないようとの配慮に基づき、学校名、校長の氏名、教員の氏名、児童生徒の氏名、診断書、保護者からの意見等、開示しない部分を摘示したうえ、開示しない理由については条例第7条第2号に該当するものとし、その旨の一部開示決定をした。

これに対し審査請求人は、実施機関が不開示とした記述の一部は条例第7条第2号に該当する個人に関する情報ではないこと、あるいは、各級裁判所の判決等に照らして違法な不開示部分を含むものであるとして本件審査請求をした。

2 本件処分の当否について

本件で特定された教員事故報告書一式（以下「事故報告書」という。）について、校長が作成する事故報告書については(1)～(6)に、加害教員が作成するてん末書については(7)に、医師が作成する診断書については(8)に、保護者が作成する意見書については(9)において、順次検討する。

- (1) 本件行政情報開示請求において特定された事故報告書は、さいたま市立学校職員服務規程（平成13年さいたま市教育委員会訓令第4号。（現在のさいたま市教職員服務規程））に従い、校長が職務上作成して教育委員会に提出したものである。

一般的に、体罰に関する事故報告書の内容は、授業や部活動の過程において、教員と児童生徒間に生じた体罰をとまなう事故を主題とし、体罰事

故発生の日時場所や、事故をめぐる経緯、関係者の対応等を記述したものである。事故報告書は、当該事故の当事者（被害児童生徒及び加害教員）の個人名・年齢・性別、住所、負傷の程度等だけでなく、関わった同僚教員、あるいは被害児童生徒の保護者とその家庭環境、当該事故の周辺にいた同級生あるいは同部活動児童生徒に関する記述、事例によっては警察への被害届の提出の事実等々、児童生徒と保護者及び加害教員の個人情報や、加害教員及び校長の職務遂行に関する情報が記載された文書である。

体罰は、教員に認められている児童生徒に対する懲戒権（学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条）を逸脱した身体的性質の有形力の行使と考えられているが、被害児童生徒の言動と教員の懲戒権逸脱には強い相関関係が存在するところであり、加害教員や学校の民事・刑事の法的責任をも内包するところである。そのような体罰を主題として作成される事故報告書は、公にすることを前提として作成された文書ではない。したがって、開示される場合は、関係者の基本的人権が侵害されることのないよう慎重な取扱いが求められるところである。特に、被害児童生徒及びその保護者にとって、それがある時点において公開された場合に、偏見や差別という二次被害につながる心配をせざるをえず、精神的苦痛あるいは不利益を受けるおそれがあり得るものとして、重大な関心を抱かざるを得ない文書である。同様の関心は、体罰事故を見聞きしていた者として記録されている同級生、あるいは同部活動生にも存在する。

また、事故報告書は加害教員の懲戒処分の要否と内容を判断する材料になる重要な文書であるが、例えば第三者委員会による調査に基づく文書ではないので、記述内容の客観性と正確性に一定の限界があることにも留意すべきものと思料する。

(2)児童生徒の最善の利益について

条例は、市民の知る権利を保障するものとして、行政情報の開示を求める権利を制度的に保障するところである。そのうえで条例は、行政情報の開示を求める市民の権利を十分に尊重するものとするが、他方で、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならないとも規定している（第3条）。

本件行政情報開示請求にかかる文書は、学校における体罰をめぐる報告文書であり、被害児童生徒が主たる当事者として記載されている文書である。

児童生徒は心身が成熟の途上にあり、立法、司法、行政の各公的機関、あるいは私人及び私的団体において、第一次的に児童生徒の最善の利益が考慮されなければならない存在である（子どもの権利条約（平成6年条約

第2号) 第3条・最善の利益)。

したがって、情報公開の場面においては、児童生徒本人及びその生活の場である家庭のプライバシーが保護されなければならない、児童生徒が負のレッテルを貼られるとか、名誉が損なわれる事態をもたらすおそれのある児童生徒の特定に繋がる情報の公表は極力謙抑的でなければならない。このことは児童生徒が成人に達した後も未成熟時代の出来事を公表されてはならないことをも意味している。

このように児童生徒の最善の利益を考慮すると、児童生徒に関わりのある情報については、その情報が公表されることによって、間接的にせよ児童生徒が特定されうる情報の公表については、極めて慎重な配慮がなされてしかるべきことである。

(3)加害教員の氏名及び学校名(学校公印を含む)を公にしないことについて

実施機関は意見陳述において、本件行政情報開示請求に対する一部開示決定については、本件各事故に関する懲戒処分の有無及び公表の結果をも勘案したと説明した。また、本件各加害教員は、当該体罰に関して地方公務員法(昭和25年法律第261号)上の懲戒処分の要否が検討された結果、加害教員3名のうち2名が懲戒処分を受けたとのことである。

実施機関は、懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)を行った場合には、教育行政の透明化を高めるとともに、事件・事故の再発防止を図るため、事件・事故に関する一定の事実を公表することとし、公表基準を制定している。公表基準によれば、公表事項は、ア処分内容、イ処分年月日、ウ職名・年齢・性別、エ学校名等、オ発生日、カ事件・事故の概要とし、これに懲戒免職の場合は免職された教員の「氏名」を加えるものとしている。

ただし、特段の事情により被害者等が特定される可能性が高い場合には、「学校名等」と「氏名」は公表しないとしている。

実施機関は、事件当時、上記公表基準に基づき、本件加害教員のうち1名の懲戒処分については、被害生徒の保護者が公表しないよう求めたことから体罰事故を公表しなかった(したがって教員氏名も非公表)、また、もう1名の懲戒処分については、免職ではないことから教員氏名は公表しなかった、残る1名の懲戒処分としなかった加害教員についてはそもそも公表の対象ではなかったと説明した。

被害児童生徒が在学する(していた)学校の名称は被害児童生徒個人に関する情報であるが、直接的に被害児童生徒を識別する情報ではない。しかし、学校名を開示した場合に、他の情報と照合することによって被害児童生徒が識別されることが考えられるので、学校名の開示には慎重な検討

が必要になる。

審査請求人は、関連する判決から、教員の体罰に関する情報は、職務遂行上のものであることから開示すべきであると主張し、開示しないことの原因に、それらの判決が否定している児童生徒の特定の可能性を持ち出しているに過ぎないと述べている。審査請求人が主張する前段の「教職員の体罰に関する情報は職務遂行上のものである」ことについては否定するものではなく、確かに教員氏名は条例第7条第2号ウに該当すると考えられる。しかしながら、実施機関は、加害教員のプライバシーに配慮したのではなく、被害児童生徒が特定されないよう、また、被害児童生徒が精神的影響を受けることがないよう、最大限配慮したと主張していることから、当審査会としては、加害教員の氏名及び学校名を公表することが、児童生徒の識別に繋がるのか否かについて検討する。

一般的には、当該学校の関係者以外の者にあつては、加害教員の氏名や学校名が開示されたとしても、特別な調査を行わないかぎり、被害児童生徒を識別しうる可能性は低いと言える。しかし、当該学校の児童、生徒、保護者、その他学校関係者（以下「学校関係者」という。）にあつては、当該体罰の概要を認知している可能性は高く、加害教員の氏名や学校名が開示されれば、学校関係者にあつては、他の情報と照合することにより、被害児童生徒を識別しうる可能性は高いと認められる。

繰り返すが条例は、行政情報開示請求については、行政情報の開示を求める市民の権利を十分に尊重するとしながら、同時に、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならないことも要求している（第3条）。

実施機関としては、被害児童生徒が特定されると、体罰という事柄の性質上、被害児童生徒及びその保護者等に偏見その他の不利益が生じることにも十分な配慮をしなければならない立場にある。

そして、条例は、何人にも開示請求権を認めている（第5条）結果、被害児童生徒と一定の関係ある者も開示請求をする可能性があるのであるから、「加害教員の氏名」や「学校名」等の、被害児童生徒個人が識別される可能性を有する情報について、一律に、国民一般が保有・入手しうる情報（報道あるいは刊行物等）をもって照合する場合の識別可能性を基準にすることは適切ではないものと思料する。

具体的には、実施機関は、体罰に至る経緯や被害児童生徒の言動等が開示されることにより、被害児童生徒の人格的利益を著しく侵害するとともに、社会的評価を著しく低下させ、社会的評価の回復が極めて困難な事態が生じる蓋然性が認められるか否かについての的確な判断を求められるが、

その上で、この判断を前提としながら、当該個人識別可能情報（学校名等）について、①一般人の入手可能な情報を基準として、その情報との照合による識別可能性によって開示・不開示を決めるのか、②学校関係者等の特殊な立場にある者の保有・入手可能な情報を基準として、その情報との照合による識別可能性によって開示・不開示を決めるのかという選択をすることとなる。

しかし、前記判断を過たず的確に行うことは実施機関にとって容易なことではない。そうすると、一律に①を選択することは、情報の伝播により個人のプライバシー侵害を招くおそれがあるのであって、前記判断において、被害児童生徒の人格的利益の侵害、社会的評価の低下、その評価回復困難な事態が生じる蓋然性が認められないことが客観的に明らかである場合を除いて、上記②を選択をすることは、実務的にかかわらずも不合理なことではないと思料する。

さらに、条例第7条第2号本文前段括弧書きは、「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」と規定するところ、「他の情報」とのみ規定するだけで、その範囲に文言上の限定を加えていないことからすると、一般人が容易に入手できる情報だけでなく、当該個人の近親者や関係者のみが知りうる情報も含むものと理解するのが相当と考えられる。

以上のことから、実施機関が本件各加害教員の氏名及び学校名（公印を含む）を公にしなかった処分は是認できるところである。

なお、学校敷地見取り図、教室配置図、教室内見取り図、部屋見取り図は、体罰事故発生場所を特定するために添付された資料であるが、当該学校を特定することができる情報であり、上記と同様の理由により不開示とされたものと理解できる。

(4)事故の概要を公にすることについての限界について

「事故の概要」欄に記録された情報は、体罰が加えられる前の加害教員と被害児童生徒らとのやりとりや、体罰行為そのもの、体罰が加えられた後の加害教員その他の教職員と被害児童生徒及びその保護者等とのやりとりなど、主に体罰にいたる経緯、具体的な体罰の態様、体罰後の被害児童生徒及び保護者への対応とそれへの反応等についての記述であると認められる。

体罰に関する事故報告書の行政情報開示請求について、加害教員の体罰の身体的行為態様はひとつの中心的事である。したがって、体罰は許されないことを明確にする意味においても、当事者氏名を公にせず体罰の身体的行為態様を開示する必要性はあるといえる。

他方、体罰前の被害児童生徒の言動とこれに対する加害教員の言動は、体罰の誘引あるいは動機となった両当事者の人格と密接に結びついた内面の表象であり、体罰後の被害児童生徒及びその保護者と加害教員その他の教職員とのやりとりは、一定の被害感情に基づく主張と学校側の反応であり、これらは、被害児童生徒及び保護者としては、吐露した心情を含めて、通常他人に知られたくないと考える情報であると理解できる。

前述した公表基準によると、事件・事故の概要の公表は、被害者等個人が特定されないよう配慮することとし、被害者等が公表そのものをしないよう求めている場合には公表しないものとしており、現に、実施機関の説明によれば、①平成24年7月9日付け事故報告書に係る体罰事例においては、保護者が事故の概要を含めて体罰事故の公表を望まなかったとのことである。それは公開による偏見・差別をおそれ、これを回避したい被害児童生徒及び保護者の一般的な心情であると理解できる。そうすると、体罰に至る、あるいは体罰後の上記やりとりは、たとえ被害児童生徒名を不開示にしたとしても、公にすることにより、被害児童生徒及び保護者が精神的苦痛をうけるおそれのある情報として、これを公にしないことは是認できるところである。

(5)事故報告者である校長氏名や校長所感について

本件事故報告書は校長の職務として作成されたものであるから、校長の氏名の開示が検討されなければならないが、公にされる事故報告書の日付、体罰の年月日、学校の種類（市立小・中学校等）と、校長の氏名を照合すると、体罰事故の発生年度と校長氏名から、校長が勤務する学校名は容易に推測されるのであり、そうすると前記(3)の理由から個人識別可能情報として公にできないとすべきものである。

事故報告書に記載された校長所見は、当該学校の校務をつかさどり所属職員を監督する者としての評価的意見である。その記述内容は、被害児童生徒及び保護者の個人に関する情報であり、その所見内容が公にされると、被害児童生徒・保護者については差別や偏見その他の不利益を受けるおそれがあり、精神的な苦痛を受けることになるものと思料する。

(6)目撃記録

事故報告書に記載されている目撃記録は、校長が目撃者から聴取した内容を記録したものである。当該記録の開示は、被害児童生徒の言動が目撃者の目撃というかたちで公開されることを意味するが、記録内容の正確性も含めて、被害児童生徒が精神的苦痛をうけ、あるいは不当な差別や偏見その他の不利益を受けるおそれがある。

目撃者は目撃記録が公開されることがあることを前提にして聴取に応

じたものではなく、記録の開示は目撃者にとっても予期せぬところであり、様々な精神的苦痛を伴うものというべきである。

そうすると、その目撃記録は目撃者の人格と密接に関連した一体の個人情報と考えるべきであり、目撃者氏名を不開示とし目撃記録のみを開示する部分開示にはなじまないというべきである。

(7)てん末書を公にすることの限界について

本件行政情報開示請求において特定された3件のてん末書は、体罰事故の当事者である加害教員が職務遂行上作成して所属学校長宛に提出する文書である。事故発生の日時場所、事故の当事者のほか、加害教員の認識に基づき、具体的な事実経過、事故原因、事故発生後にとった措置、事故についての教育公務員としての見解（反省状況、心情、決意等）など、被害児童生徒及びその保護者等をはじめ、多くの個人に関する情報が記載されている。

てん末書は、被害児童生徒及び保護者自身の人格と密接に関連する記述を含んでいる。そうすると、たとえ被害児童生徒及び保護者らの個人識別情報を除くとしても、事故の具体的な事実、事故の原因等の記述が公にされることによって、被害児童生徒及び保護者が精神的苦痛を受けるおそれは高いものと推測される。

なお、てん末書作成者である加害教員の氏名を公にできない理由は、前記(3)のとおりである。

(8)診断書は公にできないことについて

診断書は、患者の病状、怪我や障害の状況、治療に要した手段等を証明するために、患者の求めに応じて診断治療した医師が患者に交付する証明文書である。診断書記載の内容は、患者の極めて個人的な事柄に属するプライバシー情報であり、本来、患者以外の者が患者に対して診断書記載内容の開示を要求することはできない性質のものであり、患者が同意した場合に開示あるいは提供が可能になるだけである。

本件で特定された診断書は、被害児童生徒（未成年の場合その保護者）が医師に対して診察治療を求め、その医師から被害児童生徒（同保護者）に交付された診断書が、被害児童生徒（同保護者）から学校長に任意に提出されたものである。

そうすると本件行政情報開示請求について、仮に被害児童生徒の氏名等の個人識別情報を不開示情報としたとしても、被害児童生徒（同保護者）の同意がない以上、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、公にできないものと言うべきである。

事故報告書あるいはてん末書に記載された負傷等の程度に関する記述

についても、同様の理由により公にできないところである。

(9)保護者の意見書

保護者作成の意見書は、被害児童生徒の保護者個人の人格と密接に結びついた意見や心情が記述された文書である。しかも実施機関以外の第三者に流通することがあることを前提として作成された文書ではない。そうすると、これが公にされることは、たとえ保護者及び被害児童生徒識別情報を除いたとしても、一般的に、被害児童生徒及びその保護者が、開示による精神的苦痛を感じるおそれがある情報であり、条例第7条第2号本文後段に該当するものとして公にしないことは、是認できるところである。

3 なお当審査会は、本件一部開示決定について、実施機関がインターネット等で公開された場合の人権侵害のおそれを理由としたことは、当を得ないものと思料する。そのうえで、本件は情報の公開と個人情報保護とが矛盾対立する事案であって、各級裁判所の判決においても未だ合理的な調整点が統一的に確立されているわけではない状況においては、個人情報保護に重きをおいてなした本件処分が、合理性を欠くものとは認められないと判断するものである。

4 以上の次第で、当審査会は本件審査請求に理由がないと考え、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|-----------------|
| ① | 平成29年12月15日 | 諮問の受理（諮問第492号） |
| ② | 平成30年 1月25日 | 審議 |
| ③ | 同 年 7月19日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ④ | 同 年 9月20日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|---------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小百合 | 弁護士 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第161号
平成30年11月7日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年4月15日付けで貴職から受けた、「平成27年度西来るフェスタの業務委託に関する行政情報（中止に係る協議を含む）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

平成28年3月11日付け西区コ第1665号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する異議申立ては、異議申立ての利益がない申立てであると認められる。

よって、本件異議申立ては却下されるべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

中止に係る協議の文書が特定されていない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

西来るフェスタは、自転車を媒体に、荒川サイクリングロード及び荒川河川敷を活用した健康づくり・スポーツ振興を図ることを目的とした事業であ

るが、河川敷でのイベントであるため、強風の影響を受けやすい。

気象情報や報道番組等ではイベント当日は相当の強風が吹くとの情報が伝えられていたが、区役所、実行委員会としては極力開催する方向で準備を進めていた。

しかしながら、日を迫うごとに荒天予報が強く報道されることとなり、最終的にはイベント前々日の2月12日午後、西来るフェスタ実行委員長との協議を経て開催は危険と判断し、中止を決定した。

開示請求にあたり、当該事業では、「西来るフェスタポスター、チラシ作成業務」「西来るフェスタチラシ全戸配布業務」「西来るフェスタ会場設営等業務」の3つの業務委託があるため、各々の契約行為に係る文書を特定した。

異議申立人は「中止に係る協議の文書が特定されていない」と主張し、協議に係る文書の開示を求めているが、開示請求の内容にある「中止に係る協議の文書」としては、さいたま市業務委託契約基準約款第6条第1項の規程に基づき、委託者と受託者が交わした「業務内容変更協議依頼書」（「西来るフェスタ会場設営等業務『支出負担行為伺書（工事委託等・変更伺）』

（平成28年2月15日決裁）」を含むを特定した。当該協議依頼書は、委託料や履行期間に変更がある場合に必要となる書類であり、西来るフェスタの開催を中止したことに伴い、一部業務を除く業務の中止依頼が記載されている。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、異議申立人が平成28年2月26日に開示請求を行った「平成27年度西来るフェスタの業務委託に関する行政情報（中止に係る協議を含む）」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、「業務内容変更協議依頼書」を含む業務委託に関する行政情報を特定し、条例第7条第2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行ったところ、異議申立人は、特定し開示した情報には、中止に係る協議の文書が特定されていないため、文書特定の瑕疵があるという主張から、処分の取消しを求めて本件異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 異議申立人は、中止の協議に関する文書が特定されていないことから文書特定の瑕疵があるという理由で、本件処分の取消しのみを求めている。

すなわち本件異議申立ては、実施機関の一部不開示決定部分についての開示を求めているわけではなく、本件処分についての異議申立てではないから、異議申立ての利益がないといわざるを得ない。

- (2) しかしながら念のため、当審査会において開示された文書を確認したところ、実施機関が特定した「業務内容変更協議依頼書」とは、市長から委託事業者に業務中止の依頼を協議することを申し入れたものであり、件名、履行場所、変更する内容が記載されていた。異議申立人が文書特定の瑕疵を主張していることから、実施機関と異議申立人の双方に認識の相違があったとも考えられるが、当該文書は、開示請求書の、開示請求に係る行政情報の名称の欄に記載されている「平成27年度西来るフェスタの業務委託に関する行政情報（中止に係る協議も含む）」ではないとは言えないことから、文書の特定に瑕疵があったとまでは言えない。

- 3 以上の次第であるから、本件異議申立ては、異議申立ての利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|----------------|
| ① | 平成28年 4月15日 | 諮問の受理（諮問第422号） |
| ② | 平成30年 6月21日 | 審議 |
| ③ | 同 年 10月18日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|-----------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小 百 合 | 弁護士 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第162号
平成30年11月7日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年7月12日付けで貴職から受けた、「法務・コンプライアンス課が保有する某区役所における「決裁文書に同僚職員の印(鑑)を無断で使用した」事案に関する情報伝達シート(平成28年3月18日、人事課より訓告の処分されたもの)」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年5月6日付け総総法第181号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、実施機関が不存在とした文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。
不存在は不当、不存在の可否を争う。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

当該行政情報を取得していないため行政情報不開示決定をした。

当該行政情報である情報伝達シートは通常、緊急事態等が発生した局・区役所等が、危機管理監(安心安全課)へ報告するものであり、その写しが当課に提供されるものである。しかしながら、当該行政情報については、当課へ

の提供はなかった。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年4月26日に開示請求を行った「法務・コンプライアンス課が保有する某区役所における「決裁文書に同僚職員の印(鑑)を無断で使用した」事案に関する情報伝達シート(平成28年3月18日、人事課より訓告の処分されたもの)」である。

実施機関は本件開示請求に対して、当該行政情報は不存在であるとして不開示決定を行ったところ、審査請求人は、不存在は不当であり不存在の当否を争うと主張し、処分の取消しと情報伝達シートの開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、当該情報伝達シートが不存在だということは不当であるから開示せよということである。これに対して実施機関は、情報伝達シートは、緊急事態等が発生した場合、危機管理の観点から、作成されると速やかに安心安全課に提出され、危機管理監に報告された後、法務・コンプライアンス課に情報提供されているが、当該情報伝達シートについては、安心安全課から提供されることはなかったと主張している。

行政情報の存否に関わる審査請求人と実施機関の主張について考察すると、情報伝達シートの性質を考慮したときに、仮に、当該情報伝達シートが存在していれば、当該文書は、条例により不開示とされる部分があった場合はその部分を除いて、不開示部分がない場合はそのすべてが開示可能と考えられる。そうすると、安心安全課から提供されることはなかったという実施機関の説明に不自然な点はなく、当該情報伝達シートの存在を窺わせる他の具体的な事情も存在しないことから、不存在と認めるのが相当である。

なお、情報伝達シートが作成されるべき事態であったか否かについては、当審査会の権限外の事項であるので言及しない。

3 以上の次第であるから、当審査会は本件審査請求に理由がないので、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|----------------|
| ① | 平成28年 7月12日 | 諮問の受理(諮問第427号) |
| ② | 平成30年 6月19日 | 審議 |
| ③ | 同 年 10月18日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|-----------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小 百 合 | 弁護士 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第163号
平成30年11月7日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年8月25日付けで貴職から受けた、「桜区役所入口の傘立てのカギの盗難に関する行政情報」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年4月13日付け桜区総第215号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がないものと認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

不存在の当否を争う。

傘立てのカギが数十個も無くなっており、当然盗難等が疑われる。適正な備品等の管理がなされておれば警察への被害届又は記録等があると思う。受付日から1日で決定されており十分な文書の特定がなされたか疑問である。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

平成15年4月1日から桜区役所入口に傘立てを設置しているが、鍵が徐々に紛失し、平成28年4月12日時点で、傘立てホルダー90箇所のうち鍵のない箇所が53箇所となっていた。

当該傘立ては、備品として桜区役所総務課にて管理しているが、鍵の管理については、記録簿等の文書は作成していない。また、鍵の欠如については、使用者による紛失と考え、盗難とは考えておらず、警察への被害届も出していない。また、本件開示請求を受けてファイル基準表にて当該行政情報が存在するかどうか探索したが、文書は存在しなかった。

よって、本件開示請求に対する行政情報は、開示請求日時点で、作成及び取得しておらず実施機関に存在しないため、本件処分は妥当であると考ええる。

なお、当該傘立ては機能を有していないことから、平成28年5月13日に撤去し、現在は傘袋自動装着機にて対応している。

また、審査請求人は、受付日から1日で決定されており、十分な文書の特定がなされたか疑問であると主張しているが、ファイル基準表にて文書が存在しないことを確認したうえで不開示としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年4月12日に開示請求を行った「桜区役所入口の傘立てのカギの盗難に関する行政情報」である。

実施機関は本件開示請求に対し、該当文書が存在しないことから、不存在による不開示決定を行ったところ、不存在の当否を争うと主張し、処分の取消しを求めて本件審査請求を行った。

2 本件処分の当否について

審査請求人は、不存在の当否を争う、傘立てのカギが数十個も無くなっており盗難等が疑われる、適正な備品等の管理がなされておれば警察への被害届又は記録があると思うという理由で本件処分の取消しのみを求めている。

すなわち本件審査請求は、実施機関の不開示決定についての開示を求めているわけではなく、本件処分についての審査請求ではないから、審査請求の利益がないといわざるを得ない。

3 審査請求人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

4 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|----------------|
| ① | 平成28年 8月25日 | 諮問の受理（諮問第429号） |
| ② | 平成30年 6月21日 | 審議 |
| ③ | 同 年 7月19日 | 審議 |
| ④ | 同 年 10月18日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|-----------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小 百 合 | 弁護士 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第164号
平成30年11月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年8月24日付けで貴職から受けた、「さいたま市情報公開・個人情報保護審議会の市民公募委員（任期 平成29年10月22日から2年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文・小論文等）の一切。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、黒塗り又はマスキング可。」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年7月3日付け総総行透第1416号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示とした文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関は、開示請求に係る公文書を特定したうえで、本件処分を行うに際し、条例第16条に基づく意見照会を応募者全員に実施せずに条例第7条第2号に該当するとして、本件応募用紙（作文・小論文等）すべてについて不開示とした。

本件の場合、応募者各自が、本件応募用紙（作文・小論文等）の開示

及びその範囲について、自ら決定すべきことを内容とするものであるから、応募者各自の意思に反しない限り、権利利益を害するおそれはないものと解すべきである。

したがって、実施機関は情報公開法及びその施行令並びに条例の適用を誤っていると考える

- (2) 処分庁は「応募者が作成した小論文等の内容を選考に係わる者以外の者に対して公にすることは実施機関において一般的に行っているものではない。」と主張する。

この点に関して、請求者自身が他の地方公共団体におこなった情報開示請求では、応募者が作成した小論文等の部分公開を行った例が複数ある。したがって、処分庁は、他の地方公共団体の動向を把握しておらず、弁明書に係る処分庁の主張は是認できない。

- (3) 処分庁は「本件公募の実施に際して小論文等を公表する可能性があることを応募者に告知していないため、応募者も小論文等が公表されないことを前提に応募してきたものである。」と主張する。

この点に関して、市報さいたま2017年8月号に掲載された情報公開・個人情報保護審議会委員の募集記事のほか、所沢市及び戸田市の広報誌では、選考後に応募用紙の類を公表する可能性があることを告知していない。ところが、所沢市長は公文書部分公開決定を行い、そして、戸田市長は情報部分公開決定を行っている。したがって、処分庁は、他の地方公共団体の動向を把握しておらず、弁明書に係る処分庁の主張は是認できない。

- (4) 処分庁は「当該行政情報が不開示情報に該当するか否かの明確な判断を実施機関が行うことができない場合に、第三者に対して意見書の提出を求め、開示決定等を行う際の参考とし、その判断の的確性を確保することを目的としているものであり、第三者に対する意見書提出の機会を付与することは必須とされていない。」と主張する。この点に関して、茅ヶ崎市長が請求者自身に対し行った行政文書非公開決定通知書によると、公開することができない理由として、「応募者に公開決定等をするに当たって、意見を求めたところ、応募者全員から公開拒否の旨の回答を受けたため。」と主張している。それゆえ、公開に反対する応募者の意思を考慮に入れることは合理的であり、茅ヶ崎市長の行政文書非公開決定については、請求者自身も異論のないところである。

しかしながら、処分庁は「応募者に対して意見書の提出を求めるまでもなく、小論文等の内容を公にすることは応募者の権利利益を害するおそれがあるものとして取り扱うべきであると判断し、不開示とした決定

は妥当である。」と主張する。それゆえ、応募者全員に意見照会を実施せずに行った行政情報不開示決定は合理的でないといわざるを得ない。

したがって、処分庁は、他の地方公共団体の動向を把握しておらず、弁明書に係る処分庁の主張は是認できない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 平成30年7月2日付けで、審査請求人より、「さいたま市情報公開・個人情報保護審議会の市民公募委員（任期 平成29年10月22日から2年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文、小論文等）の一切。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、黒塗り又はマスキング可。」について、行政情報開示請求書が提出された。
- 2 実施機関は、該当の文書を特定し、該当の文書には応募者個人の氏名、年齢、性別、郵便番号、住所、電話番号、志望動機及び小論文が記載されていることを確認した。このうち、応募者個人の氏名、年齢、性別、郵便番号、住所及び電話番号については、特定の個人が識別できる情報であると判断した。また、志望動機及び小論文については、応募者の社会的関心や思想、経歴、生活状況等に基づき記述されているものであり、これらの情報は個人の人格に密接に関連したものである。そのため、その記述内容が公にされたことを応募者が知ると、応募者が精神的な苦痛を受けるおそれがあるため、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であると判断し、条例第7条第2号に該当することを理由として不開示決定を行った。
- 3 審査請求人は「審査請求に係る処分を取り消し、対象公文書を開示するよう求める。」「実施機関は、開示請求に係る公文書を特定した上で、本件処分を行うに際し、条例第16条に基づく意見照会を応募者全員に実施せずに、同年7月3日付けで、条例第7条第2項に該当するとして、本件応募用紙（作文、小論文等）すべてについて不開示とした。」「本件の場合、応募者各自が本件応募用紙（作文、小論文等）の開示及びその範囲について、自ら決定すべきことを内容とするものであるから、応募者各自の意思に反しない限り、権利利益を害するおそれはないものと解すべきである。」と主張している。
- 4 しかしながら、条例第16条の第三者に対する意見書提出の機会を付与することができる旨の規定は、当該行政情報が不開示情報に該当するか否かの明確な判断を実施機関が行うことができない場合に、第三者に対して意見書の提出を求め、開示決定等を行う際の参考とし、その判断の的確性

を確保することを目的としているものであり、第三者に対する意見書提出の機会を付与することは必須とされていない。

- 5 本件について、応募者が市に提出した応募書類は、市が保有する行政情報ではあるが、応募者が作成した小論文等の内容を選考に係わる者以外の者に対して公にすることは実施機関において一般的に行っているものではない。また、本件公募の実施に際して小論文等を公表する可能性があることを応募者に告知していないため、応募者も小論文等が公表されないことを前提に応募してきたものである。このことから、応募者に対して意見書の提出を求めるまでもなく、小論文等の内容を公にすることは応募者の権利利益を害するおそれがあるものとして取り扱うべきであると判断し、不開示とした。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、市長が委嘱する学識経験者及び市民代表者の計10人以内の委員をもって組織されるところ、審議会委員公募実施要領によれば、2名以内の審議会委員を公募によって選考するものとし、選考に当たっては、本市に居住する等の応募有資格者に、氏名・住所等の外、志望動機並びに「情報公開について」又は「個人情報保護について」をテーマにした小論文（以下「小論文等」という。）を記述した応募用紙を提出させ、書類選考により決定するものとしている。

本件開示請求において特定された行政情報は、審議会において平成29年10月22日から2年間の任期を務める公募委員を選考する過程で、応募者から取得した応募用紙である。ただし、審査請求人は応募者の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、不開示とすることを予め了承している。

実施機関は、特定した行政情報はすべてさいたま市情報公開条例第7条第2号に該当するとして不開示決定を行った。審査請求人は、特定された行政情報のうち小論文等を不開示とした本件処分は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び同法施行令（平成12年政令第41号）並びに条例の適用を誤っているとして、本件処分の取消しと小論文等の開示を求めて、本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 実施機関が不開示とした本件小論文等は、審議会公募委員選考の用に供されることを目的として提出された応募用紙の記述の一部であり、出

題されたテーマからも、応募者の人格、経歴や生活状況等に根ざした思想・意見等が創造的に表現されているものである。

また、本件公募の実施に際し、提出された小論文等を公表する可能性があることは予め応募者に告知されていなかったことから、応募者は、公開されることがないことを前提として、テーマに関しての考え方・意見等を自由な発想のもとに記述したと推察されるところである。そうすると、本件小論文等が公表された場合、応募者個人の権利利益が害されるおそれがあるとともに、精神的苦痛を受けることが十分に予想されることから、本件小論文等は条例第7条第2号に該当する不開示情報である。

- (2) 審査請求人は、小論文等は応募者が自分の意見等を記述したもので、公表されることについては、応募者の意思に反しない限り権利利益を害するおそれはなく、実施機関は応募者に対し、開示決定等にあたり意見書提出の機会を与えるべきであったと主張する。しかしながら、以下の理由により審査請求人の主張は是認できない。

審査請求人が指摘する意見照会は、条例第16条第1項に規定された任意的意見照会である。同条項の趣旨は、当該情報が不開示情報に該当するか否かの明確な判断が難しいときに、当該第三者から意見書の提出を受け、開示決定等を行う際の参考とし、もってその判断の的確性を確保しようとするものであるところ、本件小論文等は、前記のとおり条例第7条第2号の不開示情報に該当するため、条例第16条第1項の意見照会をする要件を備えないところであり、意見書提出の機会を与えなかった実施機関に条例適用の誤りはないといえる。

- (3) 審査請求人のその余の主張は、本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないものと認め、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|----------------|
| ① | 平成30年 8月24日 | 諮問の受理（諮問第526号） |
| ② | 同 年 9月20日 | 審議 |
| ③ | 同 年 11月15日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|-----------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小 百 合 | 弁護士 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第165号
平成31年1月15日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年8月30日付けで貴職から受けた、「南部都市・公園管理事務所管理課の平成28年度への予算の繰り越しのわかるもの」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

平成28年4月28日付け都南管第187号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない請求と認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。
誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効

工事請負変更契約書を特定したが、予算の繰越しに関する文書を請求したはずである。よって、再度特定し開示せよ。

さいたま市事務専決規程及びさいたま市文書管理規則により南部都市・公園管理事務所管理課長による決裁文書があるはずなので開示せよ。

第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 審査請求人が開示請求を行った「南部都市・公園管理事務所管理課の平成28年度への予算の繰り越しのわかるもの」について、南部都市・公園管理事務所管理課（以下「管理課」という。）が作成・保管している文書の中から特定した文書「見沼自然公園木道改修工事（H27）の建設工事請負変更契約書」（以下「変更契約書」という。）を開示したものである。

当該変更契約書は、当初3月25日までの履行期限を5月31日に変更しているため、年度をまたがっている契約書である。それが確認できれば、この工事は予算の繰り越しをしたということがわかる。

(2) 管理課の予算は、都市局都市計画部都市計画課、都市公園課及びみどり推進課（以下「都市計画課等」という。）からの再配当により執行している。予算の繰り越しについては、平成27年11月4日付け財政局長依頼通知「平成27年度歳入歳出決算見込調書の提出について」により、都市計画課等より電子メール等で照会を受け、管理課が、請負業者の進捗等を精査しながら課内で調整・確認を行い、その際、課長とは口頭で協議し、その結果を都市計画課等と管理課で共有しているパソコンのサーバーに入力する形で回答し、その後都市計画課等において起案・決裁している。

(3) 管理課の平成28年度予算への繰り越し案件としては、都市公園課から再配当された工事2件を回答、都市公園課において起案・決裁を行い、別途平成27年度2月議会予算議案として起案・決裁を行ったものである。その決裁の中で管理課は合議し、最終意思決定を行っている。

なお、当初予定していた繰り越し案件2件のうち1件については、平成27年度において完了したため、実際に繰り越した案件は1件で見沼自然公園木道改修工事（H27）のみであった。

(4) なお、繰り越しの手続きに必要な、繰り越しに関する調書を作成する都市公園課が起案した決裁文書には、管理課長が合議として押印しているため、本件行政情報開示の際に、審査請求人に対し、参考資料として都市公園課にて起案・決裁を行った文書の写しを提示している。

(5) 審査請求書によると、審査請求の趣旨として「本件決定処分を取り消せ」とあり、その理由として「誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効」、「工事請負変更契約書を特定したが、予算の繰り越しに関する文書を請求したはずです。よって、再度特定し開示せよ」とある。また、本行政情報開示の実施の際には、管理課長の決裁文書があるはずであり、文書特定の瑕疵であると主張している。

本開示請求書では「南部都市・公園管理事務所管理課の平成28年度

への予算の繰り越しのわかるもの」とあることから、管理課において保有する文書を特定し「見沼自然公園木道改修工事（H27）の建設工事請負変更契約書」を開示したものである。繰越しに係る決裁文書としては、開示した文書の他に、都市公園課においては起案・決裁を行った文書が存在するものの、審査請求人の主張する管理課長の決裁文書は存在しない。

以上のことから、文書特定に瑕疵はないものと考えており、既に決定したとおりに当該行政情報を開示しており、決定処分を取り消す理由がない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年4月15日に開示請求を行った「南部都市・公園管理事務所管理課の平成28年度への予算繰り越しのわかるもの」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、平成28年度に予算が繰り越されることとなった工事の建設工事請負変更契約書を特定し、開示決定を行ったところ、審査請求人は、工事請負変更契約書が特定されたが、予算の繰越しに関する文書を請求したはずであるから、文書の特定に瑕疵があると主張し、処分の取消しを求め、さらに、管理課長による決裁文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 実施機関は、本件対象行政情報として変更契約書を特定したことに関して次のように陳述している。

変更契約書は、3月25日までの履行期限を5月31日に変更しているので、年度をまたがっている契約書であり、それが確認できればこの工事は予算の繰越しをしたということがわかる行政情報であると解釈をして特定した。

(2) 当審査会において、開示された文書を確認したところ、実施機関が特定した変更契約書には、変更事項として、(1)原履行期限 平成28年3月25日 (2)変更履行期限 平成28年5月31日と記載されており、平成27年度中すなわち平成28年3月31日までには工事が完了しないことが判るものであった。そして、通常、工事請負代金は、工事目的物が完成し、発注者に引き渡された後に支払われるものであるから、予算が繰り越されたことが容易に推認できるものである。また、実施機関は、管理課にはこの他に予算の繰越しに関する情報はないと主張している。

審査請求人は文書特定の瑕疵を主張しているが、上記のとおり開示された文書は、開示請求書の開示請求に係る行政情報の名称の欄に記載されている「南部都市・公園管理事務所管理課の平成28年度への予算繰り越しのわかるもの」であると認められることから、文書の特定に瑕疵はなく、他の文書の存在を窺わせる具体的な事情も確認できなかった。

(3) そして、実施機関は審査請求人の請求に対して、保有する本件対象行政情報を全部開示しているため、本件審査請求は、審査請求の利益がない申立てである。すなわち、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に規定する「行政庁の処分に不服がある者」に該当せず、不服申立ての適格を欠く者の行った不適法な申立てであるため却下されるべきである。

4 以上の次第であるから、本件審査請求は審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|-----------------|
| ① | 平成28年 8月30日 | 諮問の受理（諮問第430号） |
| ② | 平成30年 7月19日 | 審議 |
| ③ | 同 年 11月15日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ④ | 同 年 12月20日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|-----------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小 百 合 | 弁護士 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第166号
平成31年1月15日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年10月28日付けで貴職から受けた、「歩道環境改良工事（一般国道463号）その2の予算の繰り越しのわかるもの」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

平成28年4月8日付け建南道安第94号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しと、予算の繰越しに係る課長が決裁した文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

不存在は違法かつ不当

不存在の当否を争う

予算のくり越しについて課長が決裁した文書があるはずである

第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- (1) 歩道環境改良工事は、交通安全施設整備事業の一環として道路のバリアフリー化を図るものであり、平成27年12月22日から平成28年3月14日までを工期としていたが、工事の進捗が遅れ、平成28年9月30日まで工期を延期することとなった。
- (2) 会計年度を越えた工期の延期は、2月定例会で予算繰越しの承認が必要となるため、予算の執行を行っている建設局南部建設事務所道路安全対策課（以下「南部道路安全対策課」という。）が資料を作成し、関連予算の取りまとめ課である建設局土木部道路環境課（以下「道路環境課」という。）に提出した。その後は、建設局のとりまとめ課である土木部土木総務課（以下「土木総務課」という。）を通じて財政課に提出され議案の一部となる。
- (3) 審査請求人の行政情報開示請求に対して、南部道路安全対策課が特定した行政情報は、当該工事に関する「支出負担行為伺書（工事委託等・変更伺）」及び「建設工事請負変更契約書」である。また、同一内容の開示請求があった道路環境課は、2月定例会で予算の繰越しの承認を得るために作成した「平成27年度歳入歳出決算見込み調書のうち特定歩道環境改良工事の繰越しに関する部分」及び「繰越しに関する調書」（以下「繰越しに関する調書等」という。）を特定し、道路安全対策課と同時に開示を行った。
- (4) これに対し、審査請求人は、予算の繰越しについて、南部道路安全対策課長が決裁した文書があるはずであると主張しており、道路環境課が開示した繰越しに関する調書等を作成するため、予算の執行を行っている南部道路安全対策課長の決裁した文書があるはずだと主張している。
- (5) 道路環境課は、2月定例会に向けた準備として、所管する道路の改良工事等について、予算執行を行っている関係各課にメールで執行状況を把握するための照会を行った。南部道路安全対策課は当該メールによる照会を受けて、請負業者の工事進捗等を精査しながら、課内で予算の繰越しの調整・確認を行い、決裁文書は作成しなかったが、課長の了承を得たうえで、イントラネット上のファイルサーバーを通じて道路環境課に回答した。その後、道路環境課は、関係各課からの回答をとりまとめて繰越しに関する調書等を作成し、道路環境課長の決裁後に土木総務課に提出し、最終的には建設局全体の繰越しに関する調書等が土木総務課より財政課に提出されている。この過程で、南部道路安全対策課長の決裁した文書は作成していないため存在しない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年4月1日に開示請求を行った「歩道環境改良工事（一般国道463号）その2の予算繰り越しのわかるもの」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、当該工事に関する「支出負担行為伺書（工事委託等・変更伺）」及び「建設工事請負変更契約書」を特定し、開示しない部分を、予算の繰越しに関する行政情報とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、予算の繰越しについて南部道路安全対策課長が決裁した文書があるはずだという主張から、処分の取消しと同課長が決裁した文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 当審査会において開示された文書を確認したところ、実施機関が特定した建設工事請負変更契約書からは、履行期限が変更され平成27年度中すなわち平成28年3月31日までには工事が完了しないことが読み取れる。また、支出負担行為伺書（工事委託等・変更伺）は議会承認後に作成された財務帳票である。そして、通常、工事請負代金は、工事目的物が完成し、発注者に引き渡された後に支払われるものであるから、予算が繰り越されたことが容易に推認できる。したがって、開示請求書の開示請求に係る行政情報の名称の欄に記載されている「歩道環境改良工事（一般国道463号）その2の予算繰り越しのわかるもの」であることが認められる。

(2) そうすると、本件処分は一部開示決定ではあるが、請求した内容に対する文書の特定が適正になされ、特定された文書がすべて開示されていることになる。したがって、処分に対する審査請求の利益を有しないものである。

3 審査請求人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

4 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|-----------------|
| ① | 平成28年10月31日 | 諮問の受理（諮問第433号） |
| ② | 平成30年 7月19日 | 審議 |
| ③ | 同 年 11月15日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ④ | 同 年 12月20日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|-----------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小 百 合 | 弁護士 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第167号

平成31年1月15日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年2月13日付けで貴職から受けた、「個人情報一部開示決定通知書別紙の「番号9 生活保護制度からの暴力団排除について」に関する個人情報」（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年9月5日付け桜健福第805号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取消し、審査請求人が暴力団組員であるか否かについて警察に照会した文書及びその回答文書について、不開示とした部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求人による「暴力団員でないかの照会」に対して、「生活保護制度からの暴力団排除について（照会）」（添付資料4）と題する書類1枚が開示された。その中で「暴力団員である疑いが高いとする理由」の記入欄が黒塗りにされていた。
- (2) 黒塗り部分の幅から察するに、14～15文字程度の文面であるので、さほど細かな内容ではなく、おそらくは審査請求人が暴力団であることを疑う理由となる挙証資料の有無などを説明した内容ではないかと推察し

た（添付資料4の左上にはクリップで止めていたであることから、おそらくこの書類に添付された何らかの資料があるのではないかと考えられる）。

もし、審査請求人が思慮するとおりであるなら、その14～15文字を非開示にする必要はない。

また、実施機関に対して黒塗り部分の説明を求めたところ、何か資料が添付されているといった旨の記載があるというようなことを言われた。

(3) 審査請求人が暴力団員であることを疑わせる理由となる何らかの資料があるとして、その内容を開示することが適当でないとしても、その場合、当該資料を全面黒塗りにするか若しくは「資料があるが開示できない」旨を伝えるべきである。しかしこの度、窓口の対応は当該書類（添付資料4）を手渡すだけで、何の説明もなかった。（非開示とすべき書類を非開示にするのではなく、それが存在するか否かも審査請求人に伝えないのである）。

(4) 審査請求書に添付した2枚のインターネットの記事は、照会文書に添付した資料はどういうものがあるかと実施機関に聞いたら、対応した職員が示してくれたもので、その時にコピーを渡されたのである。これはもう、開示しているのと同じ状態であり、照会文書の添付資料がありますということの説明文を黒塗りにする理由は全くない。

当初は添付資料があることを隠したわけだから、添付資料があることを知られないために黒塗りにしたのではないかと推測できる。一番言いたいの、今回黒塗りにした一文を不開示にする必要性がないということである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分は、審査請求人の「暴力団組員でないかの照会（関係当局に照会をかけた資料と、その回答）」という請求内容に対し、①「生活保護制度からの暴力団排除について（照会）」（以下「照会文書」という。）を一部開示とし、②「生活保護制度からの暴力団排除について（回答）」（以下「回答文書」という。）を不開示としたものである。

(1) 本件に係る照会文書は、平成18年3月30日社援保発第0330002号「暴力団員に対する生活保護の適用について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」（以下「厚労省通知」という。）に基づき、保護を申請し、または申請しようとする者が申請相談・調査・指導の過程におけるその申立てや態度等から暴力団員であると疑われる場合に、生活保護行政

上の必要性に基づいて警察に対し任意の情報提供依頼をし、協力を求めるものであり、本件に関してもこの厚労省通知に基づく照会を行い、警察からの任意の情報提供である回答を得たものである。

(2) 実施機関は、次のとおり処分を行った。

- ① 照会文書については、照会文のうち「暴力団員である疑いが高いと判断する理由」部分について、条例第14条第3号に規定する「個人の評価」に関する情報であり、生活保護業務の適正な執行を困難にするおそれがあるため、開示しないことが正当であるものと認めたものである。
- ② 回答文書については、条例第14条第6号に規定する「市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報」であり、開示すると今後関係機関との協力関係又は信頼関係を不当に損ない、①同様に生活保護業務の適正な執行を困難にするおそれがあるため、不開示としたものである。

2 審査請求人は、「その14～15文字程度の文面を非開示にする必要はない」と主張しているが、本件処分において開示しないものとした「暴力団員である疑いが高いと判断する理由」部分は、紛れもなく行政による「個人の評価」であることが明らかであり、これを開示することとなれば、他の生活保護受給者も含め本人に悪影響を及ぼし、本人との信頼関係を損ない、また生活保護の実施機関である福祉事務所が正確な情報の把握・記録等ができなくなるなどの結果をもたらすことが考えられ、生活保護業務の適正な執行を困難にするおそれがある。このため、当該部分は開示しないこととしたものである。

3 「請求人が暴力団員であることを疑わせる理由となる何らかの資料があるとして、その内容を開示することが適当ではないとしても、その場合、当該資料を全面黒塗りにするか、もしくは『資料があるが開示できない』旨を伝えるべきである」との審査請求人の主張について

審査請求人は、「何らかの資料があるとして」としているが、あくまで開示していない部分をもとにした審査請求人の仮説である。さらに、審査請求人が主張するような当該資料が存在したとしても、開示しないもの（審査請求人のいう「全面黒塗りにする」）とする、あるいは不開示とする（審査請求人のいう「資料があるが開示できない」旨を伝える）ということは、当該資料の存否自体を明らかにするものであり、これは結局のところ2で述べた部分を開示しないこととしたことに集約される。よって当該資料の存否も含め、開示しないことが正当である。

4 審査請求人の「当局からの回答の書類の開示を求める（内容の開示ができないのであれば、全面黒塗りとすべきである）」との主張について

審査請求人は、当局からの書類の開示を求めているが、1(2)②で述べたように、この開示は回答を行った関係機関との協力関係又は信頼関係を不当に損ない、今後の調査依頼等に影響を及ぼし、生活保護業務の適正な執行を困難にするおそれがあるため、不開示としたものである。

また、「内容の開示ができないのであれば、全面黒塗りとすべきである」との主張については、不開示としたこととの有意な差が認められない。

- 5 審査請求人は、審査請求書に添付した2枚のインターネットの記事は、「照会文書に添付した資料はどんなものがあるかと実施機関に聞いたら、対応した職員が示してくれ、コピーを渡された」と主張しているが、当該資料は、本人から「実施機関が保有する審査請求人本人に関するインターネット上の記事」という情報の提供依頼があったことに対応したものであり、本件開示請求とは関係がない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、「生活保護制度からの暴力団排除について」実施機関が警察に照会した照会文書及びそれに対する警察からの回答である回答文書である。

実施機関は、警察への照会文書及びそれに対する回答文書を特定し、照会文書については、「暴力団員である疑いが高い理由」の欄は個人の評価であることから条例第14条第3号に該当し、回答文書については協力関係にある関係機関からの情報であり、開示することにより信頼関係を損なうおそれがあることから条例第14条第6号に該当するとして、該当部分を不開示とする一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、照会文書の不開示部分の開示を求め、また、不開示とされた回答文書については、開示すべきだ（開示できない内容であれば全部黒塗りで開示すべきだ）と主張し、本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 条例第14条第3号及び第6号について

条例第14条第3号は、「個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導等に関する事務事業に係る情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあるもの」を不開示とすると規定しており、同条第6号は、「市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、市及び国等の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの」を不開示

とすると規定している。

(2) 照会文書中「暴力団員である疑いが高い理由」の欄を不開示としたことについて

実施機関によると、照会文書中不開示とした部分は、個人の評価が記載されていることから条例第14条第3号に該当すると弁明している。

当審査会において確認したところ、不開示とした部分には、個人に対する実施機関の評価が記載されていることが認められた。警察に対する当該情報提供依頼の際は、生活保護行政の適正な運用のために暴力団員該当性についての情報が不可欠であることを十分説明する必要がある。

そのため、情報提供依頼者は、暴力団員である疑いが高い理由とする欄に生活保護申請者に関する評価を記載することになるが、その記載内容は当該申請者に知られることを予期していないものであり、これらの情報が開示されると、上記申請者に関する正確な情報が記載できなくなるなどして、情報提供が不可欠であるとの説明が十分できなくなり、生活保護事務事業本来の適正な遂行を困難にするおそれがある。

よって、当該部分が条例第14条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(3) 回答文書を不開示としたことについて

実施機関は、回答文書は、条例第14条第6号に規定する協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であり、開示すると協力関係又は信頼関係を不当に損ない、業務の適正な遂行を困難にするおそれがあるため不開示としたと弁明している。

回答文書は、生活保護行政上の必要性から警察に対し厚労省通知に基づき情報提供依頼をし、任意の協力を求める照会に対し、警察からの任意の情報提供である回答が記載された警察作成の文書とのことである。

すなわち、本件回答文書は、生活保護行政上の必要性から情報提供の依頼、協力を求められた警察が、その要請に応じ、任意で作成し、実施機関に提供した文書である。そして、暴力団排除等のための部外への情報提供の方式は「情報提供は、原則として、当該情報を必要とする当事者に対して行うものとする。」(平成12年9月14日付警視庁暴力団対策部長発「暴力団排除等のための部外への情報提供について」とされていることから、警察は当該文書が実施機関以外の者に開示されることを予定しているとは言えない。

すなわち、本件回答文書は、市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、市及び国等の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるものであり、条

例第14条第6号に該当する情報であると認められる。

よって、本件回答文書が条例第14条第6号に該当するとして不開示とした実施機関の処分は妥当である。

- 3 審査請求人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。
- 4 以上の次第であるから、当審査会は、本件処分は妥当であると判断し、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|------------------|
| ① | 平成30年 2月14日 | 諮問の受理（諮問第498号） |
| ② | 同 年 3月15日 | 審議 |
| ③ | 同 年 8月23日 | 審査請求人からの意見陳述及び審議 |
| ④ | 同 年 9月20日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同 年 12月20日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|-----------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小 百 合 | 弁護士 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第168号
平成31年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年9月12日付けで貴職から受けた、「平成29年度に見沼区で作成した人事に関する報告書。上記の作成に使用した調書・記録等。」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年4月11日付け見区総第120号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、特定された情報のうち不開示とした内容の個人に関する情報を除く部分の開示を求めるものである。

また、本件対象行政情報として特定された報告書の作成にあたり使用された記録が開示対象となっていないため、これについても個人に関する情報を除く部分の開示を求めている。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

対象文書の全部を特定の個人が識別できる個人に関する情報を除き、開示するよう求める。

報告書作成にあたり使用された記録が開示対象となっていないため、こ

れについても対象文書の全部を特定の個人が識別できる個人に関する情報を除き、開示するよう求める。

開示しない理由は実施機関の都合にすぎず、事務事業執行情報にはあたらない。決定は実施機関による裁量権限乱用の結果であり、制度の趣旨に反する。記録は開示請求の対象である。記録の存在は確認されており、これを開示しないことは不当である。

第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 審査請求人は、「平成29年度に見沼区で作成した人事に関する報告書。上記の作成に使用した調書・記録等。」を内容とする行政情報開示請求書をさいたま市長に提出した。審査請求人が開示を求める具体的な行政情報の名称については、審査請求人との口頭によるやり取りから明らかとなったことから、「平成30年2月23日の朝ミーティングにおける保健センター所長の指示内容について（報告）」を特定し、条例第7条第2号及び第5号に該当する部分を除いて開示した。

(2) 各職員からの聞き取り部分は条例第7条第5号に該当しないとの主張について

本件聞き取り調査は、総務局長からの要請を受け、見沼区長が、平成30年2月23日の朝ミーティングにおいて保健センター所長が所属職員に対して指示した内容について報告を行うため、同区役所健康福祉部長に命じ、行われた調査である。一般に、聞き取り調査における聞き取り内容は、当事者又は関係者の権利利益に影響を及ぼすおそれのある内容を含むことがあり、被調査者から真の情報を聞き取るために、公開しないことを前提に行われる。本件聞き取り調査についても、聞き取り内容が公開されるとの前提で行われたものではなく、被調査職員は、回答する内容が公開されないことを前提に聞き取り調査に協力したものである。本件聞き取り調査においては、その質問内容から、保健センター所長の発言内容や態度がパワー・ハラスメントに当たるかどうか、病気休暇中の職員の発症との因果関係があるかどうか等の調査のために行われていることは、被調査職員にとって容易に推測することができ、被調査職員は、その回答の一言一句が同じ職場に勤務する職員の処遇に直接又は間接に影響を及ぼすであろうことを考慮に入れた場合において、聞き取り内容が公表されない前提があるからこそ、被調査職員は率直に正確な証言を述べることができる。逆に、本件聞き取り調査に係る聞き取り内容が開示された場合は、調査者と

被調査職員の信頼関係が損なわれ、被調査職員の利益が侵害されるのみならず、今後、同種の調査が行われる際に、被調査職員が真実を回答することを躊躇したり、回答を拒否したりするなど、調査そのものが有効に実施されることが不可能になるおそれがある。さらには、このことは、本件聞き取り調査における当事者間にとどまらず、今後行われる本市全体の、聞き取り調査に限らず書面による調査等も含め、全ての調査に影響を及ぼし、本市における様々な問題に関する事実関係の究明に著しく支障を来すおそれがある。

以上のように、開示しない部分3は、条例第7条第5号に該当することは明らかであり、開示しないことは、実施機関の単なる都合によるものではない。

- (3) 決定は実施機関による裁量権限乱用の結果であり、制度の趣旨に反するとの主張について

本件開示文書においては、報告書本文並びに別添平成30年2月23日(金)の経過及び参考【保健センター所長ミーティングでの発言意図】により、報告の概要は明らかにされており、開示しない部分3の内容を開示した場合の「事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす」影響は、開示しないことにより失われる審査請求人の権利利益を考慮しても、なお甚大である。

本件処分は実施機関の裁量権を逸脱したものではなく、ましてや裁量権の濫用はなく、条例の規定に基づき適法かつ正当に行われた処分であり、審査請求人の「制度の趣旨に反する。」との主張には理由がない。

- (4) 報告書作成にあたり使用された記録が開示対象となっていないとの主張について

本件開示文書が「平成29年度に見沼区で作成した人事に関する報告書。上記の作成に使用した調書・記録等。」の全てであり、実施機関は本件開示文書以外に調書・記録等を保有していない。報告書作成に当たり使用した調書・記録等については、本件開示文書中「参考【朝ミーティングでの保健センター職員の認識】」の部分であり、当該記録は、見沼区役所健康福祉部長が被調査職員からの聞き取り内容を、パーソナルコンピュータ端末機を用いて作成したものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

審査請求人は、実施機関に対し、「平成29年度に見沼区で作成した人事に関する報告書。上記の作成に使用した調書・記録等。」の開示を求め、実施機関は開示に係る行政情報として、審査請求人との口頭によるや

り取りの結果、「平成30年2月23日の朝ミーティングにおける保健センター所長の指示内容について（報告）」を特定し、条例第7条第2号及び第5号に該当する部分を除き、一部開示決定を行った。

2 本件処分の当否について

(1) 特定された情報のうち不開示とした内容の個人情報を除く部分の開示を求めるとの審査請求人の主張について

審査請求人が開示を求める部分とは、平成30年2月23日の朝ミーティングにおいて、危機管理事案を説明する際の保健センター所長の口調、特定の職員を名指しする発言の有無、特定の職員を凝視、指差しするなどの態度の有無及び保健センター所長の説明の意図を理解できたかどうかについて、出席していた職員9名（以下「被調査職員」という。）に個別に聞き取り調査（以下「本件聞き取り調査」という。）を行った際の聞き取り内容が記録されたものである。事件や事故等の真相究明を目的とした聞き取り調査は、公開しないことを前提に行われることが一般的であるが、その理由としては、聞き取り内容が当事者又は関係者の権利利益に影響を及ぼすおそれがあることから、公開することが前提であった場合、真の情報を聞き取ることができなくなるためであると考えられる。本件聞き取り調査は、保健センター所長の発言内容や態度がパワー・ハラスメントに当たるかどうか、また、そのことが病気休暇中の職員の発症との因果関係があるかどうかについての調査である。そうすると、本件聞き取り調査は、明らかに当事者又は関係者の権利利益に影響を及ぼすおそれがあるものであり、真の情報を聞き取る必要があることから、公開しないことを前提に行われたものである。仮に、本件聞き取り調査に係る聞き取り内容が開示された場合には、調査者と被調査職員の信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査が行われる際に、被調査職員が真実を回答すること躊躇したり、回答を拒否したりするなど、調査そのものが有効に実施されることが不可能となるおそれがあり、様々な問題究明に著しく支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、不開示とした部分は、条例第7条第5号に該当することは明らかであり、実施機関の当該判断は、裁量権の濫用であるとの主張は認められない。

(2) 報告書作成にあたり使用された記録が開示対象となっていないとの審査請求人の主張について

条例第7条の規定により開示しなければならないとされている行政情報は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に

用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」（条例第2条第2号）である。本件開示請求に対しては、「平成30年2月23日の朝ミーティングにおける保健センター所長の指示内容について（報告）」が特定され、一部開示決定された。

当審査会として、実施機関に説明を求め、意見を聴取したところ、本件開示文書以外の行政情報は存在しないという主張に不合理な点はないと判断した。したがって、記録を開示しないことは不当であるとの審査請求人の主張は理由がない。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|-----------------|
| ① | 平成30年 9月13日 | 諮問の受理（諮問第527号） |
| ② | 同 年 10月18日 | 審議 |
| ③ | 同 年 11月15日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ④ | 平成31年 1月17日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|-----------|-------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小 百 合 | 弁護士 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

さ情審査答申第169号
平成31年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年5月9日付けで貴職から受けた、「桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるもの及び桜環境センターにおけるスタジオレッスン等の休講、催事の中止などの行政情報（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成28年3月11日付け環施環施第2312号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示を求めた行政情報に特定されなかった文書及び追加文書の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効

さいたま市業務委託契約基準約款第3条第3項に基づく委託者の承諾を得た文書が特定されていない、よって開示せよ。さらに桜環境センター維持管理・運営業務計画書の別冊C05 スタジオ運営マニュアル（以下「スタジオ運営マニュアル」という。）を開示せよ

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は理由説明書において、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 異議申立人から「桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるもの及び桜環境センターにおけるスタジオレッスン等の休講、催事の中止などの行政情報」について開示請求があった。
- 2 特定NPO法人に係るものについては、環境啓発・余熱体験施設の運営を担当する株式会社A（クリーン工房、「全体計画書 2. 業務実施体制の図にいうCK」）が、環境啓発の一部の業務を特定NPO法人に委託している業務組織体制図が「新クリーンセンター整備事業桜環境センター維持管理・運營業務計画書（以下「計画書」という。）」にあるため、それを開示した。
- 3 また、スタジオレッスン等の休講、催事の中止については、株式会社Aより、余熱体験施設の業務計画の一部であるスタジオレッスン等の健康増進プログラムを計画書として提出させ、実施の報告も受けていたが、休講や催事の中止については、報告事項としておらず、資料は不存在であったため、全体としては一部開示決定を行った。
- 4 上記対応の過程の中で、異議申立人は、「さいたま市委託契約基準約款（以下「基準約款」という。）」に基づく「委託者の承諾」の有無についての行政資料開示を求めているが、桜環境センターは、施設の設計と建設及び15年間の維持管理・運営を一体で行うDBO方式を採用しており、単なる施設の維持管理委託と異なることから、独自の契約約款「さいたま市新クリーンセンター整備事業維持管理・運營業務委託契約書約款（以下「独自約款」という。）」を基に契約を締結している。
- 5 独自約款第8条2項に「乙は、事業者提案で明示された者以外の者に本業務の各業務を遂行させる場合は、事前に甲の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。」と定めている。
- 6 本件異議申立ての対象となっている特定NPO法人は、桜環境センターの維持管理運営を受託している特別目的会社である株式会社B（エコパークさいたま、「全体計画図 2. 業務実施体制の図にいうSPC」）を設立した構成員(出資者)の一員である株式会社Aが担う、環境啓発・余熱体験施設関連業務の一部を実施している団体で、独自約款に記載されている「事業者提案で明示された者」に該当しており、また、独自約款では、事業者に対し業務開始前に計画書の提出と、市の承諾を受けることを求めているが、本市は、この独自約款に基づき策定された計画書の承諾を行っており、特定NPO法人はこの計画書において、業務実施体制、業務組織体制図などにも明記されている。
- 7 以上より、異議申立人が求める、基準約款に基づく委託者の承諾につい

ては、独自約款に基づき、桜環境センターの維持管理・運営を受託している株式会社Bが、本市へ提出した計画書に維持管理・運営業務及び実施体制に明記されていることをもって足るものであると判断している。

- 8 また、スタジオレッスン等に関し、開示の際に複写した資料にある、スタジオ運営マニュアルについては開示が可能である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、異議申立人が平成28年3月3日に開示請求を行った「桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるもの及び桜環境センターにおけるスタジオレッスン等の休講、催事の中止などの行政情報」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、「桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるもの」については受託者から提出されている計画書のうち、業務組織体制を示した図（全体計画書 2. 業務実施体制の図）を特定し、「スタジオレッスン等の休講、催事の中止などの行政情報」は不存在のため不開示とする一部開示決定を行ったところ、異議申立人は、再委託の際に委託者（さいたま市）がそのことを承諾した文書が特定されていないと主張し、本件処分の取消しを求めるとともに、開示された情報に記載された、スタジオ運営マニュアルの開示を求めて本件異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 異議申立人は開示しない部分とした、「レッスンスタジオ等の休講、催事の中止」に係る情報については異議を申し立てていないことから、当審査会は「桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるもの」に係る文書特定の適否について検討する。また、スタジオ運営マニュアルについては、開示された情報を閲覧した時点で存在を認識した本件開示請求とは全く別の情報であることから、本件処分に対する異議申立てではなく、別途開示請求されるべき情報であるため審査しない。

(2) 文書の特定の可否について

実施機関は、桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるものについては、受託者から提出されている計画書のうち業務組織体制を示した図を特定し開示した。

当審査会において開示された文書を確認したところ、実施機関が特定した業務組織体制を示した図には、桜環境センターが管理運営として採

用しているDBO方式により維持管理運営は株式会社Bが受託しており、この会社を設立した構成員（出資者）の一員である株式会社Aが担う事業の一部を特定NPO法人が受託していることわかる業務実施体制が記載されていた。当該文書は、確かに開示請求書の開示請求に係る行政情報の名称の欄に記載されている「桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるもの」であることが認められることから文書の特定に瑕疵があったとは言えない。

(3) 委託者の承諾書について

当審査会としては異議申立人の主張する委託者の承諾書についても確認した。

実施機関によると、異議申立人の主張する委託者の承諾書については当該委託契約は基準約款ではなく独自約款を基に締結しており、特定NPO法人への再委託は株式会社Bから委託者に提出された計画書にあらかじめ記載してあることで足りると説明している。

独自約款によると、第13条第1項において、受託者は各事業年度が開始する30日前までに、業務計画書を提出し、委託者の確認を受けなければならないと規定しており、これを変更しようとする場合には、委託者の承諾を受けなければならないと規定しており、これは、計画書に記載された事項を変更しない限り委託者の承諾を得る必要はないと解される。また、前述したとおり開示された計画書該当部分には、特定NPO法人が株式会社Aから業務の一部を受託することが明記されている。以上のことから異議申立人の主張する委託者の承諾書は存在していないと認めるのが相当である。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|----------------|
| ① | 平成28年 5月 9日 | 諮問の受理（諮問第424号） |
| ② | 平成30年 6月21日 | 審議 |
| ③ | 平成31年 2月21日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|---------|------|
| 会 長 | 池 上 純 一 | 大学教授 |
| 委 員 | 伊 藤 一 枝 | 弁護士 |

| | | |
|---------|-----------|-------|
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者 |
| 委 員 | 塚 田 小 百 合 | 弁護士 |
| 委 員 | 吉 田 聰 | 弁護士 |

(五十音順)

◆ 情報公開・個人情報保護審議会 ◆

I 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会とは

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき設置された、市長の附属機関です。

学識経験者及び市民代表者により構成され、情報公開、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、よりよい制度へと発展させるため、実施機関の諮問に対して答申を行います。また、当該制度に係る重要事項について市長に建議を行います。

表4-1 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会委員

任期 2年（平成29年10月22日から令和元年10月21日まで）

| 役職 | 氏名 | 備考 |
|-------|-------|---------|
| 会長 | 馬橋隆紀 | 弁護士 |
| 職務代理者 | 内田裕子 | 大学准教授 |
| 委員 | 岩崎万智子 | 消費生活相談員 |
| 委員 | 桑原菜津子 | 報道関係者 |
| 委員 | 藤巻真理子 | 行政経験者 |
| 委員 | 青木節子 | 団体役員 |
| 委員 | 阿部達哉 | 団体役員 |
| 委員 | 田中孝之 | 団体役員 |
| 委員 | 谷崎美智子 | 市民公募 |
| 委員 | 野辺明子 | 市民公募 |

2 開催状況

平成30年度の審議会の開催回数は4回でした。

表4-2 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会開催状況

| | 開催年月日 | 主な内容 |
|---|---------------|---|
| 1 | 平成30年7月25日(水) | (1) 個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略について (事務の名称 救急活動報告事務) (2) 個人情報取扱事務の報告について |

| | 開催年月日 | 主な内容 |
|---|----------------|---|
| 2 | 平成30年11月28日(水) | (1) 個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略について (事務の名称 下水道使用料賦課徴収事務・浄化槽設置及び維持管理指導事務) (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の事務の改善について (権利濫用請求の取扱いについて) (3) 個人情報取扱事務の報告について |
| 3 | 平成31年1月23日(水) | (1) 電子計算機の結合について (事務の名称 市立高等学校等生徒学籍・成績管理事務) (2) 要配慮個人情報の収集について (事務の名称 私立幼稚園等預かり保育促進事業) (3) 個人情報の外部提供に係る本人通知の省略について (事務の名称 要保護児童対策地域協議会事務) (4) 個人情報取扱事務の報告について |
| 4 | 平成31年3月27日(水) | (1) 要配慮個人情報の収集について (事務の名称 国民健康保険被保険者証の作成・交付事務及び被保険者資格管理事務) (2) 個人情報取扱事務の報告について |

Ⅱ 情報公開・個人情報保護審議会 答申

さ情審議第10号
平成30年 7月31日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会長 馬橋 隆紀

個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略に関する意見について（答申）

平成30年7月6日付けで、さいたま市個人情報保護条例第7条第3項ただし書の規定に基づき意見を求められた、下記の個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、通知を行うことは必要がないと考えます。

記

- 1 担当課及び事務の名称
消防局 警防部 救急課
(救急活動報告事務)

- 2 利用課及び事務の名称
総務局 危機管理部 危機管理課
(セーフコミュニティに係るデータ分析事務)

さ 情 審 議 第 2 2 号
平成30年11月30日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 橋 隆 紀

個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略に関する意見について（答申）

平成30年11月9日付けで、さいたま市個人情報保護条例第7条第3項ただし書の規定に基づき意見を求められた、下記の個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、通知を行うことは必要がないと考えます。

記

- 1 担当課及び事務の名称
建設局 下水道部 下水道総務課
（下水道使用料賦課徴収事務）

- 2 利用課及び事務の名称
環境局 環境共生部 環境対策課
（生活排水処理（下水道及び浄化槽）適正管理事務）

さ 情 審 議 第 2 2 号
平成30年11月30日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 橋 隆 紀

個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略に関する意見について（答申）

平成30年11月12日付けで、さいたま市個人情報保護条例第7条第3項ただし書の規定に基づき意見を求められた、下記の個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、通知を行うことは必要がないと考えます。

記

1 担当課及び事務の名称

環境局 環境共生部 環境対策課
(浄化槽設置及び維持管理指導事務)

2 利用課及び事務の名称

環境局 環境共生部 環境対策課
(生活排水処理（下水道及び浄化槽）適正管理事務)

さ 情 審 議 第 2 2 号
平成30年11月30日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 橋 隆 紀

情報公開制度及び個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

平成30年11月15日付けで、さいたま市情報公開条例第26条第2項及びさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、異議はない旨答申します。

なお、今後、本審議会に対して運用状況の詳細を報告するよう求めます。

記

権利濫用請求の取扱いについて

さ 情 審 議 第 3 4 号
平成31年 1月31日

さいたま市教育委員会教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 橋 隆 紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

平成31年1月8日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事務の名称 市立高等学校等生徒学籍・成績管理事務
- 2 結 合 先 個人情報保護を確保できるクラウドサービスを提供できる者

さ 情 審 議 第 3 4 号
平成31年 1月31日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 橋 隆 紀

個人情報の収集に関する意見について（答申）

平成31年1月10日付けで、さいたま市個人情報保護条例第5条第2項第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における個人情報の収集について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

なお、要配慮個人情報の取扱いは特段の注意をもって慎重に行うことを求めます。

記

事務の名称 私立幼稚園等預かり保育促進事業

さ 情 審 議 第 3 4 号
平成31年 1月31日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 橋 隆 紀

個人情報の外部提供に係る本人通知の省略に関する意見について（答申）

平成31年1月16日付けで、さいたま市個人情報保護条例第7条第3項ただし書の規定に基づき意見を求められた、下記の個人情報の外部提供に係る本人通知の省略について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、通知を行うことは必要がないと考えます。

記

- 1 事務の名称 要保護児童対策地域協議会事務
- 2 外部提供先 埼玉県 福祉部 こども安全課

さ 情 審 議 第 4 3 号
平成31年 3月29日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 橋 隆 紀

個人情報の収集に関する意見について（答申）

平成31年2月27日付けで、さいたま市個人情報保護条例第5条第2項第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における個人情報の収集について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

なお、要配慮個人情報の取扱いは特段の注意をもって慎重に行うことを求めます。

記

事務の名称 国民健康保険被保険者証の作成・交付事務

さ 情 審 議 第 4 3 号
平成31年 3月29日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 馬 橋 隆 紀

個人情報の収集に関する意見について（答申）

平成31年2月28日付けで、さいたま市個人情報保護条例第5条第2項第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における個人情報の収集について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

なお、要配慮個人情報の取扱いは特段の注意をもって慎重に行うことを求めます。

記

事務の名称 被保険者資格管理事務

◆ 会 議 公 開 制 度 ◆

I 会議公開制度の概要

1 会議公開制度の目的

会議公開制度は、「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成 22 年 9 月 1 日施行（※）」に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図るとともに、市の重要な政策の意思形成過程の情報を公表し、市政運営の透明化を推進することを目的とします。

※同日、「さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針（平成 13 年 7 月 1 日）」を廃止

2 対象とする会議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置する附属機関その他市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映することを目的として設置される協議会、懇談会、懇話会、研究会等を対象とする。

ただし、次に掲げる場合に限り公開しないこともできる。

- (1) 他の法令等により公開しないこととされている場合
- (2) 不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

II 会議公開制度の運用状況

1 会議公開制度運用状況

平成 30 年度における会議公開制度の運用状況は、表 5-1 のとおりです。

表 5-1 平成 30 年度 会議公開制度運用状況

| 開催件数 | 公開・非公開の区分 | | | 合計 |
|------|-----------|------|-----|-----|
| | 公開 | 一部公開 | 非公開 | |
| | 265 | 33 | 203 | 501 |
| 傍聴者数 | 202 | 10 | — | 212 |

2 附属機関、協議会等の会議別開催状況

平成30年度における附属機関、協議会等の会議別開催状況は表5-2のとおりです。

表5-2 平成30年度 附属機関、協議会等の会議別開催状況

| 局 | 部 | 課 | 会 議 名 | 公開 | 一部公開 | 非公開 | 合計 | 傍聴人数 |
|---------|----------|--------------|----------------------------|----|------|-----|----|------|
| — | 市長公室 | 秘書課 | 文化賞選考会議 | | | 1 | 1 | 0 |
| 都市戦略本部 | 都市経営戦略部 | — | 総合振興計画審議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 都市戦略本部 | 都市経営戦略部 | — | 外部評価委員会 | 5 | | | 5 | 0 |
| 都市戦略本部 | 行財政改革推進部 | — | サーマルエネルギーセンター整備事業PFI等審査委員会 | | | 3 | 3 | 0 |
| 総務局 | 総務部 | アーカイブズセンター | 市史編さん審議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 総務局 | 総務部 | 法務・コンプライアンス課 | 行政不服審査会 | | | 13 | 13 | 0 |
| 総務局 | 総務部 | 行政透明推進課 | 情報公開・個人情報保護審査会 | | | 12 | 12 | 0 |
| 総務局 | 総務部 | 行政透明推進課 | 情報公開・個人情報保護審議会 | 3 | 1 | | 4 | 0 |
| 総務局 | 人事部 | 職員課 | 特別職報酬等審議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 総務局 | 人事部 | 職員課 | 公務災害補償等認定委員会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 財政局 | 財政部 | 資産活用課 | 財産評価委員会 | | | 3 | 3 | 0 |
| 財政局 | 契約管理部 | 契約課 | 入札監視・苦情検討委員会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 市民局 | 市民生活部 | 市民生活安全課 | 市民局指定管理者審査選定委員会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 市民局 | 市民生活部 | 男女共同参画課 | 男女共同参画推進協議会 | 4 | | | 4 | 1 |
| 市民局 | 市民生活部 | 市民協働推進課 | 市民活動推進委員会 | 7 | | | 7 | 16 |
| 市民局 | 市民生活部 | 市民協働推進課 | 市民活動サポートセンター運営協議会 | 4 | | | 4 | 6 |
| 市民局 | 市民生活部 | 消費生活総合センター | 消費生活審議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 市民局 | 市民生活部 | ICT政策課 | 情報化計画評議会 | 2 | 1 | | 3 | 0 |
| スポーツ文化局 | スポーツ部 | スポーツ振興課 | スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会 | | | 2 | 2 | 0 |
| スポーツ文化局 | スポーツ部 | スポーツ政策室 | スポーツ振興審議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| スポーツ文化局 | 文化部 | 文化振興課 | 文化芸術に関する意見交換会 | 1 | | | 1 | 1 |
| スポーツ文化局 | 文化部 | 岩槻人形博物館開設準備室 | 岩槻人形博物館開設準備委員会 | 2 | | | 2 | 1 |
| スポーツ文化局 | 文化部 | 岩槻人形博物館開設準備室 | 人形資料等選考評価委員会 | | | 2 | 2 | 0 |
| スポーツ文化局 | 文化部 | 大宮盆栽美術館 | 大宮盆栽美術館運営委員会 | 2 | | | 2 | 0 |
| スポーツ文化局 | 文化部 | 大宮盆栽美術館 | 盆栽資料等選考評価委員会 | | 1 | | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | 健康増進課 | 保健福祉局指定管理者審査選定委員会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | 健康増進課 | 健康づくり推進協議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | 健康増進課 | 地域保健医療協議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | 健康増進課 | 食育推進協議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | 健康増進課 | がん対策推進協議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | 健康増進課 | 歯科口腔保健審議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | 生活衛生課 | 動物愛護推進協議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | 食品・医薬品安全課 | 食の安全委員会 | 3 | | 1 | 4 | 1 |
| 保健福祉局 | 保健部 | 高等看護学院 | 市立高等看護学院運営委員会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | こころの健康センター | 精神医療審査会 | | | 25 | 25 | 0 |

会議公開制度

| 局 | 部 | 課 | 会 議 名 | 公開 | 一部公開 | 非公開 | 合計 | 傍聴人数 |
|--------|------------|-------------|---|----|------|-----|----|------|
| 保健福祉局 | 保健部 | こころの健康センター | こころの健康センター運営協議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健部 | こころの健康センター | ひきこもり対策連絡協議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 福祉総務課 | 社会福祉審議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 福祉総務課 | 社会福祉審議会地域福祉専門分科会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 福祉総務課 | 社会福祉審議会民生委員審査専門分科会 | | | 4 | 4 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 福祉総務課 | 民生委員推薦会 | | | 4 | 4 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 福祉総務課 | 福祉のまちづくり推進協議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 福祉総務課 | 福祉のまちづくりモデル地区推進部会 | 1 | | 1 | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 福祉総務課 | 福祉有償運送運営協議会 | 4 | | | 4 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 障害政策課 | 障害者政策委員会 | 3 | | | 3 | 25 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 障害政策課 | 発達障害者支援地域協議会 | 2 | | | 2 | 1 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 障害政策課 | 障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会(障害者差別解消支援地域協議会) | | 2 | | 2 | 8 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 障害支援課 | 地域自立支援協議会 | 3 | | | 3 | 17 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 障害支援課 | 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会育成医療更生医療指定自立支援医療機関審査部会及び指定医師審査部会 | | | 4 | 4 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 国民健康保険課 | 国民健康保険運営協議会 | 3 | | | 3 | 0 |
| 保健福祉局 | 福祉部 | 障害者総合支援センター | 発達障害者支援連絡協議会 | | | 3 | 3 | 0 |
| 保健福祉局 | 長寿応援部 | 高齢福祉課 | 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 長寿応援部 | いきいき長寿推進課 | 地域包括支援センター運営協議会 | 2 | | | 2 | 9 |
| 保健福祉局 | 長寿応援部 | いきいき長寿推進課 | 認知症初期集中支援チーム検討委員会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 長寿応援部 | 介護保険課 | 地域密着型サービス運営委員会 | 1 | | 1 | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 市立病院経営部 | 財務課 | 市立病院経営評価委員会 | 3 | | | 3 | 2 |
| 保健福祉局 | 保健所 | 保健総務課 | 医療安全推進協議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健所 | 疾病予防対策課 | エイズ対策推進協議会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 保健福祉局 | 保健所 | 疾病予防対策課 | 指定難病審査会 | | | 12 | 12 | 0 |
| 保健福祉局 | 健康科学研究センター | 保健科学課 | 健康科学研究センター倫理委員会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 子ども未来局 | 子ども育成部 | 子育て支援政策課 | 子ども未来局指定管理者審査選定委員会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 子ども未来局 | 子ども育成部 | 子育て支援政策課 | 社会福祉審議会児童福祉専門分科会 | 2 | | | 2 | 2 |
| 子ども未来局 | 子ども育成部 | 子育て支援政策課 | 社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童養護審査部会 | | | 6 | 6 | 0 |
| 子ども未来局 | 子ども育成部 | 子育て支援政策課 | 社会福祉審議会児童虐待検証専門分科会 | | | 3 | 3 | 0 |
| 子ども未来局 | 子ども育成部 | 子育て支援政策課 | 社会福祉審議会特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 子ども未来局 | 幼児未来部 | 幼児政策課 | 幼児教育推進のための有識者会議 | 3 | | | 3 | 0 |
| 子ども未来局 | 幼児未来部 | のびのび安心子育て課 | 認定こども園設置認可等審査部会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 環境局 | 環境共生部 | 環境創造政策課 | 環境審議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 環境局 | 環境共生部 | 環境創造政策課 | 空き家等対策協議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 環境局 | 環境共生部 | 環境対策課 | 環境影響評価技術審議会 | 2 | 1 | | 3 | 4 |
| 環境局 | 資源循環推進部 | 資源循環政策課 | 廃棄物減量等推進審議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 環境局 | 施設部 | 東部環境センター | 東部環境センターリサイクル処理施設運転管理業務委託事業者選定委員会 | | | 2 | 2 | 0 |

会議公開制度

| 局 | 部 | 課 | 会 議 名 | 公開 | 一部公開 | 非公開 | 合計 | 傍聴人数 |
|-----|----------|------------------|-------------------------------|----|------|-----|----|------|
| 経済局 | 商工観光部 | 経済政策課 | 経済局指定管理者審査選定委員会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 経済局 | 商工観光部 | 経済政策課 | C S R推進会議 | 1 | 2 | | 3 | 0 |
| 経済局 | 商工観光部 | 労働政策課 | 就労サポート事業運営協議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 経済局 | 商工観光部 | 商業振興課 | 商業等振興審議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 経済局 | 商工観光部 | 商業振興課 | 大規模小売店舗立地審議会 | 3 | | | 3 | 0 |
| 経済局 | 商工観光部 | 商業振興課 | 伝統産業委員会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 経済局 | 商工観光部 | 観光国際課 | 外国人市民委員会 | 3 | | | 3 | 0 |
| 経済局 | 農業政策部 | 農業政策課 | 都市農業審議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 経済局 | 農業政策部 | 農業環境整備課 | 農業振興地域整備促進協議会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 都市局 | 都市計画部 | 都市総務課 | 都市局指定管理者審査選定委員会 | | | 5 | 5 | 0 |
| 都市局 | 都市計画部 | 都市計画課 | 都市計画審議会 | 3 | | | 3 | 18 |
| 都市局 | 都市計画部 | 都市計画課 | 景観審議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 都市局 | 都市計画部 | 交通政策課 | 地域公共交通協議会 | 3 | | | 3 | 6 |
| 都市局 | 都市計画部 | 交通政策課 | 地域公共交通協議会バス専門部会 | 2 | | | 2 | 4 |
| 都市局 | 都市計画部 | 交通政策課 | 都市交通戦略推進委員会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 都市局 | 都市計画部 | 自転車まちづくり推進課 | さいたまはーと推進協議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 都市局 | 都市計画部 | 自転車まちづくり推進課 | さいたまはーと推進部会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 都市局 | 都市計画部 | みどり推進課 | 花とみどりのまちづくり審議会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 都市局 | 都市計画部 | 開発調整課 | 開発審査会 | | 1 | 3 | 4 | 0 |
| 都市局 | 都市計画部 | 開発調整課 | 土地利用審査会 | 1 | | | 1 | 0 |
| 都市局 | まちづくり推進部 | 日進・指扇周辺まちづくり事務所 | 指扇土地区画整理審議会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 都市局 | まちづくり推進部 | 浦和東部まちづくり事務所 | 浦和東部第一特定土地区画整理審議会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 都市局 | まちづくり推進部 | 東浦和まちづくり事務所 | 東浦和第二土地区画整理審議会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 都市局 | まちづくり推進部 | 与野まちづくり事務所 | さいたま都市計画与野駅西口土地区画整理審議会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 都市局 | まちづくり推進部 | 岩槻まちづくり事務所 | 江川土地区画整理審議会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 都市局 | 都心整備部 | 都心整備課 氷川参道対策室 | 氷川参道歩行者専用化検討協議会 | 2 | | | 2 | 2 |
| 都市局 | 都心整備部 | 東日本交流拠点整備課 | 大宮グランドセントラルステーション推進会議 | 3 | | | 3 | 81 |
| 都市局 | 都心整備部 | 東日本交流拠点整備課 | 大宮グランドセントラルステーション推進会まちづくり推進部会 | | | 6 | 6 | 0 |
| 都市局 | 都心整備部 | 東日本交流拠点整備課 | 大宮グランドセントラルステーション推進会議基盤整備推進部会 | | | 6 | 6 | 0 |
| 都市局 | 都心整備部 | 大宮駅西口まちづくり事務所 | 大宮駅西口第四土地区画整理審議会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 建設局 | 建築部 | 建築総務課 | 建築審査会 | | 4 | 2 | 6 | 2 |
| 建設局 | 建築部 | 建築総務課 | ホテル等建築審議会 | | | 3 | 3 | 0 |
| 建設局 | 下水道部 | 下水道総務課 | 下水処理センター包括的民間委託業務事業者選定委員会 | | | 3 | 3 | 0 |
| 西区 | 区民生活部 | 総務課 | 次期総合振興計画（区の将来像）に係る西区検討懇話会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 西区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 西区区民会議 | 8 | | | 8 | 0 |
| 北区 | 区民生活部 | 総務課 | 次期総合振興計画（区の将来像）に係る北区検討懇話会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 北区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 北区区民会議 | 6 | | | 6 | 0 |

会議公開制度

| 局 | 部 | 課 | 会 議 名 | 公開 | 一部公開 | 非公開 | 合計 | 傍聴人数 |
|----------|-------|---------|-------------------------------|----|------|-----|----|------|
| 北区 | 健康福祉部 | 福祉課 | 北区民生委員推薦準備会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 大宮区 | 区民生活部 | 総務課 | 次期総合振興計画（区の将来像）に係る大宮区検討懇話会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 大宮区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 大宮区区民会議 | 8 | | | 8 | 0 |
| 大宮区 | 健康福祉部 | 福祉課 | 大宮区民生委員推薦準備会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 大宮区 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | 西・北・大宮・見沼・岩槻福祉事務所老人ホーム入所判定委員会 | | | 5 | 5 | 0 |
| 大宮区 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | 介護認定審査会 | | | | 12 | 12 |
| 中央区 | | | | | | | | |
| 浦和区 | | | | | | | | |
| 岩槻区 | | | | | | | | |
| 見沼区 | 区民生活部 | 総務課 | 次期総合振興計画（区の将来像）に係る見沼区検討懇話会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 見沼区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 見沼区区民会議 | 6 | | | 6 | 3 |
| 見沼区 | 健康福祉部 | 福祉課 | 見沼区民生委員推薦準備会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 中央区 | 区民生活部 | 総務課 | 次期総合振興計画（区の将来像）に係る中央区検討懇話会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 中央区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 中央区区民会議 | 6 | | | 6 | 0 |
| 中央区 | 健康福祉部 | 福祉課 | 中央区民生委員推薦準備会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 桜区 | 区民生活部 | 総務課 | 次期総合振興計画（区の将来像）に係る桜区検討懇話会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 桜区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 桜区区民会議 | 6 | | | 6 | 0 |
| 桜区 | 健康福祉部 | 福祉課 | 桜区民生委員推薦準備会 | | | 3 | 3 | 0 |
| 浦和区 | 区民生活部 | 総務課 | 次期総合振興計画（区の将来像）に係る浦和区検討懇話会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 浦和区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 浦和区区民会議 | 11 | | | 11 | 0 |
| 浦和区 | 健康福祉部 | 福祉課 | 浦和区民生委員推薦準備会 | | | 3 | 3 | 0 |
| 浦和区 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | 中央・桜・浦和・南・緑福祉事務所老人ホーム入所判定委員会 | | | 4 | 4 | 0 |
| 南区 | 区民生活部 | 総務課 | 次期総合振興計画（区の将来像）に係る南区検討懇話会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 南区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 南区区民会議 | 6 | | | 6 | 0 |
| 南区 | 健康福祉部 | 福祉課 | 南区民生委員推薦準備会 | | | 3 | 3 | 0 |
| 緑区 | 区民生活部 | 総務課 | 次期総合振興計画（区の将来像）に係る緑区検討懇話会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 緑区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 緑区区民会議 | 6 | | | 6 | 0 |
| 岩槻区 | 区民生活部 | 総務課 | 次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 岩槻区 | 区民生活部 | コミュニティ課 | 岩槻区区民会議 | 7 | | | 7 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 管理部 | 教育政策室 | 教育行政点検評価委員会 | 4 | | | 4 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 管理部 | 教育政策室 | 「（仮称）新教育総合ビジョン」策定有識者会議 | 4 | | | 4 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 学事課 | 市立小・中学校通学区区域審議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 教職員人事課 | 教職員健康審査会 | | 12 | | 12 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 指導1課 | 教科用図書選定委員会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 特別支援教育室 | 就学支援委員会 | | 1 | 3 | 4 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 特別支援教育室 | 教育課程編成協議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 特別支援教育室 | 「第3次さいたま市特別支援教育推進計画」協議会 | 2 | | | 2 | 0 |

会議公開制度

| 局 | 部 | 課 | 会 議 名 | 公開 | 一部公開 | 非公開 | 合計 | 傍聴人数 |
|----------|------------|----------|--------------------|-----|------|-----|-----|------|
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 指導2課 | 「人間関係プログラム」推進委員会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 指導2課 | いじめのない学校づくり推進委員会 | 1 | 1 | 1 | 3 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 総合教育相談室 | 心のサポート推進事業に係る推進委員会 | | | 3 | 3 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 健康教育課 | 学校結核対策委員会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 健康教育課 | 学校災害救済給付金審査委員会 | | | 2 | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 健康教育課 | 市立学校給食センター運営委員会 | | 1 | | 1 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 教育研究所 | 市立教育研究所運営委員会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 館岩少年自然の家 | 市立館岩少年自然の家運営委員会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | 生涯学習振興課 | 社会教育委員会議 | 4 | | | 4 | 1 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | 文化財保護課 | 文化財保護審議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | 青少年宇宙科学館 | 青少年宇宙科学館運営委員会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | 博物館 | 博物館協議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | うらわ美術館 | うらわ美術館協議会 | 2 | | | 2 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習部 | うらわ美術館 | 美術品等選考評価委員会 | | | 1 | 1 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 生涯学習総合センター | — | 公民館運営審議会 | 6 | | | 6 | 0 |
| 教育委員会事務局 | 中央図書館 | 管理課 | 図書館協議会 | 3 | | | 3 | 1 |
| 教育委員会事務局 | 中央図書館 | 北図書館 | 視聴覚ライブラリー運営委員会 | 3 | | | 3 | 0 |
| 合 計 | | | | 265 | 33 | 203 | 501 | 212 |

情報公開・個人情報保護制度運用状況 平成30年度版

発行年月 令和2年1月

編集 さいたま市 総務局 総務部 行政透明推進課

〒330-9588

埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-4

電話 048-829-1118

FAX 048-829-1983

情報公開・個人情報保護制度運用状況 平成30年度版

さいたま市 総務局 総務部 行政透明推進課

この冊子は 50 部作成し、1 部当たりの印刷経費は 1,066 円（概算）です。

